

厚生労働行政推進調査事業費補助金
政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
「保険収載されている医療技術の再評価方法を策定するための研究」
総括研究報告書（令和4年度）

保険収載されている医療技術の再評価方法を策定するための研究

研究代表者	今村 知明（奈良県立医科大学 教授）
研究分担者	小野 孝二（東京医療保健大学 教授）
研究分担者	野田 龍也（奈良県立医科大学 准教授）
研究分担者	西岡 祐一（奈良県立医科大学 助教）
研究分担者	明神 大也（奈良県立医科大学 助教）
研究協力者	田極 春美（中央大学大学院 戦略経営研究科 客員教授）

研究要旨

はじめに：2年に1度の診療報酬改定では、診療報酬における医療技術（医師等による手技など）の適正な評価の観点から、医療技術評価分科会（以下「分科会」という。）において、学会等から提出された医療技術評価・再評価提案書（以下「提案書」という。）に基づき、新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価に関する検討を行っている。具体的には、診療報酬改定の度に約1000件程度の提案書が提出され、150～400件程度が新規医療技術として保険適用されている。しかしながら、既存医療技術の再評価については、十分に実施されておらず、中医協総会においても指摘されている。そこで本研究では、既存医療技術の再評価手法を中立的かつ専門的な観点から適切に議論されるよう、具体的な評価方法を検討することを目的とする。

方法と結果：本研究は①分科会での再評価、②NDBオープンデータの分析、③関係団体へのヒアリング、④NDBの第三者提供の4点に分けて実施した。

①では平成16年度改定～平成26年度改定の間、医療技術再評価について議論された内容を整理した。②では第1回～7回のNDBオープンデータと診療報酬マスタを比較して、実際に算定されていないであろう診療行為を年度別に集計した。その結果、医療技術項目約6千コードのうち、約240項目が算定されていなかった。③では②の結果をもとに職能団体にヒアリングし、放射線関連の現状把握を継続して行っていくこととなった。④ではNDB第三者提供の申出を行い、承諾を受け、現在抽出待ちの状態である。

結論：上記に示した内容を踏まえて、平成26年度以降の医療技術の再評価の整理とNDBデータの分析を行いつつ、今後新たな職能団体へのヒアリングを実施していく。

A. 研究目的

【背景】

2年に1度の診療報酬改定では、診療報酬における医療技術（医師等による手技など）の適正な評価の観点から、医療技術評価分科会（以下「分科会」という。）において、学会等から提出された医療技術評価・再評価提案書（以下「提案書」という。）に基づき、新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価に関する検討を行っている。具体的には、診療報酬改定の度に約1000件程度の提案書が提出され、150～400件程度が新規医療技術として保険適用されている。しかしながら、既存医療技術の再評価については、十分に実施されておらず、中医協総会においても指摘されている。

【目的】

本研究では、既存医療技術の再評価手法を中立的かつ専門的な観点から適切に議論されるよう、具体的な評価方法を検討することを目的とする。

B. 研究方法

本研究では下記4点から医療技術の再評価にかかる情報収集・検証を行った。

① 分科会での再評価

過去の分科会で行った医療技術の再評価について検証を行った。

② NDB オープンデータの分析

厚生労働省は、審査支払機関において審査後に匿名化処理を施された電子レセプト情報（健康保険または医療扶助を使った場合に限る）をレセプト情報・特定健診等情報データベースに格納しており、平成26年度診療分以降の診療行為等の情報をNDBオープンデータとして公開している。NDBには紙レセプト（返戻再請求時に紙になった場合

を含む）算定件数は含まれず、NDBオープンデータには全額公費（主に医療扶助）の情報が除外されている。しかし何らかの健康保険を使い、電子請求されたレセプト情報は網羅的に格納・集計されており、研究遂行に有用である。

本研究では第1回から第7回までのNDBオープンデータ¹⁾（平成26年度～令和2年度診療分）と、社会保険診療報酬支払基金が公開している診療行為マスター²⁻⁵⁾を用いて、算定されなかった医科診療行為（第1章の基本診療料を除く）を検索した。

③ ヒアリング

②の結果をもとに、放射線関連の診療行為の実情を把握するため、職能団体である診療放射線技師会にヒアリングを行った。

④ NDBの第三者提供

NDBオープンデータでは地域詳細や合併する傷病などが把握できないため、NDBの第三者提供申請を行った。

1) 厚生労働省 NDB オープンデータ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit-suite/bunya/0000177182.html>

2) 社会保険診療報酬支払基金
<https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/tensuhyo/kihonmasta/h28/index.html>

3) 社会保険診療報酬支払基金
<https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/tensuhyo/kihonmasta/h30/index.html>

4) 社会保険診療報酬支払基金
<https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/tensuhyo/kihonmasta/r01/index.html>

5) 社会保険診療報酬支払基金
<https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/tensuhyo/kihonmasta/r02/index.html>

C. 研究結果

① 分科会での再評価

別紙1に示す通り、平成16年度改定～平成26年度改定の間、医療技術再評価について議論された内容を整理した。

② NDB オープンデータの分析

診療行為マスターには存在するのにNDBオープンデータには算定されなかった一覧を別紙2に示した。

例えば第6回オープンデータ（平成31年4月～令和2年3月診療分）ではマスターに存在する診療行為がNDBオープンデータでは算定されなかったのが、区分番号Bでは253件中21項目、区分番号Cでは339件中2項目、区分番号Dでは1464件中33項目、区分番号Eでは227件中26項目、区分番号Fでは33件中0項目、区分番号Gでは63件中0項目、区分番号Hでは103件中4項目、区分番号Iでは152件中9項目、区分番号Jでは434件中13項目、区分番号Kでは2738件中125項目、区分番号Lでは163件中5項目、区分番号Mでは78件中0項目、区分番号Nでは41件中0項目であった。この項目のうち、「医療技術が古くて算定していないもの」と「技術的に算定する可能性はあるが、まれなもの」の2種類に分かれると考えられる。

NDBオープンデータの分析では、例えば第6回では、C（在宅医療）では「海路（波浪）加算（往）」「海路（波浪）加算（復）」が算定されていなかったが、この加算は昭和39年に「医療機関のない島に対して海路による往診があった場合」に新設されたもので、今後過疎化や訪問診療・介護の増加とともに使われる見込みがあると考えられた。D（検査）に「赤血球寿命(RI)」や「血小板寿命(RI)」があるが、さすがに今は使われていないはず

と思ったものの前者は第2回と5回で、後者は第2回4回5回のNDBオープンデータでは10回未満ではあるものの算定されていた。J（処置）に鉄の肺があるが、第1回2回5回のNDBオープンデータでも算定されていた。E（画像診断）では単純間接撮影（手前2枚以上・アナログ）等は、へき地ではあり得るかもしれないと考えられた。

③ ヒアリング

②の結果をもとに、診療放射線技師会に対してヒアリングを行い、画像検査についてはアナログからデジタル化に移行し、現在、臨床現場では利用されていない医療技術であることが確認された。確実にその医療技術が利用されていないかどうかの検証のためには医療メーカーとの連携も必要であるとの認識に至った。

④ NDB の第三者提供

NDBオープンデータでは分析できる内容に限界があるため、NDB特別抽出データの第三者提供の申出を行った。

令和4年6月の匿名医療情報等の提供に関する専門委員会にて条件付き承諾を得て、条件も解消されたため、同年8月に抽出依頼を行った。データはまだ提供されておらず、令和5年5月以降になる見通しである。

D. 考察

1年目は方法と結果に示した研究を行った。

①分科会での再評価については、2年目は平成26年以降の振り返りを実施する予定である。

②のNDBオープンデータの結果についてはデータが多岐にわたる。今回は算定されていないコードを抽出したが、算定件数が大きく減ったコードや100件未満や10件未満の算定が限られている

コードなども多数存在する。これらは算定が少ないだけで必ずしも不必要というわけではないが、実態が不明瞭である。そのため今後提供される④ NDB 第三者提供のデータをもとに、より地域性を考慮したより精緻な分析を進めていく。

③のヒアリングについても、診療放射線技師会との連携を継続するとともに、新たに日本臨床衛生検査技師会などの職能団体にもヒアリングを行いつつ、医療技術再評価の策定基準を検討していく。

E. 結論

本研究で一定程度の医療技術再評価の課題が明らかにはなったものの、全体像ははっきりせず、計画達成が十分とは言えない。今後、上記に示した内容を踏まえて、平成 26 年度以降の医療技術の再評価の整理と NDB データの分析を行いつつ、今後新たな職能団体へのヒアリングを実施していく。

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

1. 論文発表

1. Tomoya Myojin, Tatsuya Noda, Shinichiro Kubo, Yuichi Nishioka, Tsuneyuki Higashino, Tomoaki Imamura. Development of a New Method to Trace Patient Data Using the National Database in Japan. *Advanced Biomedical Engineering* 11:203-217 2022.

2. 学会発表

該当なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

該当なし

2. 実用新案登録

該当なし

3. その他

該当なし

2023/2/20 中間・事後評価委員会

保険収載されている医療技術の再評価方法を策定するための研究

奈良県立医科大学 公衆衛生学講座
今村知明

背景と目的

医療技術（いわゆる医科診療行為報酬のBコード以降）
原則として2年に1度の診療報酬で新設や削除を実施
新設は150~400件程度（約1000件の提案書）
削除は数件~10数件

➡ 削除を含めた既存医療技術の再評価が重要だが、実施が不十分

		令和4年度	令和5年度
情報収集・検証	分科会の再評価	→	→
	案価・保険医療材料との比較	→	→
NDB	文献調査・最新情報収集	→	→
	オープンデータを用いた分析	→	→
	特別抽出データを用いた分析	→	→
	第三者提供申出実施・データ提供	→	→
	分析実施	→	→

2

背景 - 中医協における議論 -

中医協で、既収載の医療技術の再評価の必要性が指摘されている

(3) 科学的な根拠に基づく医療技術の評価の在り方について 中医協 総-3(改) 元 7 24

② 既に保険収載している技術の評価の在り方

< 指針、ガイドラインについて >

- 【現状と課題】
- これまで、個々の医療技術の有効性及び安全性を確保するための方策のひとつとして、保険診療における算定留意事項や施設基準において、関連学会等が定める指針やガイドライン等を遵守することを規定してきた。
 - こうした指針やガイドラインについては、新たな知見が得られた場合には学会等により必要な見直しが行われ、結果として保険診療の質が確保されていると考えられるが、現時点では見直しの状況について必ずしも把握できていない。



【主な意見(令和元年度6月12日中医協総会)】
○ 各学会のガイドラインの見直し状況などについて、現状把握やその体制整備が必要ではないか。
令和元年11月13日 中医協総会資料

3

背景 - 中医協における議論 -

令和2年度第1回医療技術評価分科会 (令和3年2月10日 中央社会保険医療協議会了承)
令和4年度診療報酬改定に向けた医療技術の評価方法等について (抄)

2. 今後の進め方
(3) 科学的根拠に基づく医療技術の評価について

- (ア) 既に保険収載されている医療技術の評価について
- 学会等が作成する「診療ガイドライン」等に基づく質の高い医療を進める観点から、診療報酬上の評価や要件の見直し等を行うため、提案書において、診療ガイドライン等における当該医療技術の位置づけ等を明記する欄を新設し、当該医療技術の評価の参考とする。
 - また、当該医療技術に関連して、評価の見直しや削除等が可能と考えられる医療技術について、現在行われている医療技術も含まれることを明確化し、知見の提出を求めることとする。
- (イ) レジストリに登録され、実施された医療技術の評価について
- レジストリに登録することを要件として保険適用された医療技術については、レジストリへの登録状況及び当該医療技術の実績等について、関連学会等を主体として検証した上で、分科会への報告等を行うとともに、引き続き有効性・安全性に係る評価を行うこととする。

令和3年12月3日 中医協総会資料

4

背景 - そもそも医療技術とは -

医療技術評価分科会における評価の対象となる技術の範囲の変遷

年度	対象となる技術
~平成20年度	・医科診療報酬点数表第2章特掲診療料第3部(検査)から第12部(放射線治療) ・歯科診療報酬点数表第2章特掲診療料第3部(検査)から第13部(歯科矯正)
平成22年度~	・医科診療報酬点数表第2章特掲診療料第2部(在宅医療)から第13部(病理診断) ・歯科診療報酬点数表第2章特掲診療料第2部(在宅医療)から第14部(病理診断)
平成26年度~	・医科診療報酬点数表第2章特掲診療料第1部(医学管理等)から第13部(病理診断) ・歯科診療報酬点数表第2章特掲診療料第1部(医学管理等)から第14部(病理診断)

令和3年12月3日 中医協総会資料

5

背景 - 医療技術新設に向けた取り組み -

年度	学会等から提出のあった提案書(※1)	医療技術評価分科会における評価対象となる技術	診療報酬改定において対応する優先度が高い技術	新設の例	
平成24年度改定(※2)	985件	667件	278件	胸腔鏡下・腹腔鏡下手術の保険導入	
平成26年度改定(※3)	863件	720件	135件	胸腔鏡下・腹腔鏡下手術の適用拡大	
平成28年度改定(※3)	914件	737件	223件	超音波エラストグラフィの採用	
平成30年度改定(※3)	984件	新規	272件	新規	78件
		既存	465件	既存	145件
令和2年度改定(※3)	947件	新規	334件	新規	107件
		既存	483件	既存	200件
令和3年度改定(※3)	947件	新規	306件	新規	102件
		既存	437件	既存	162件

令和3年12月3日 中医協総会資料

6

研究の進捗状況

①情報収集・検証

過去の医療技術の再評価の検討状況を調査

②NDBオープンデータの分析

現時点での公表データから、利用されていない医療技術を絞り込み

③職能団体へのヒアリング

研究分担者の専門領域である放射線関連をまず調査

④NDB第三者提供の申出

承諾されたがデータは未提供

7

現在までに実施した項目① 情報収集・検証

過去の医療技術の再評価の検討状況を調査

H30年改定：下記を削除

K043-2 骨関節結核膿孔摘出術	K067-3 腹腔鏡下食道噴門部縫縮術	経過措置のあるもの(平成32年3月31日まで)
K043-3 骨髄炎手術(骨髄核手術を含む)	K781-2 ビンハンマー式尿管結石破砕術	D008 2 トロンボテスト
K052-2 多発性軟骨性外骨腫摘出術	D12 2 精神科訪問看護・指導料(Ⅱ)	D008-3 2 mRNA定量(1以外のもの)
K052-3 多発性骨腫摘出術	精神科訪問看護基本療養費Ⅱ	D007 9 ムコ蛋白
K084 1 四肢切断術 肩甲骨		D007 24 尿分必性トリプシノーゲン(PTSI)
		D009 6 前立腺腫体水アッセイ(PAP)

平成30年度診療報酬改定の概要より抜粋

R2年改定：

- 治療器具採型法(J129-4)や膵嚢胞胃(腸)吻合術(K705)等9項目の一部細分化・減点
- 25-ヒドロキシビタミンD(D007の一部)や外シャント設置術(K610-3)等3項目の削除

R4年改定：椎間板ヘルニア徒手整復術(K117-3)の削除

8

現在までに実施した項目① 情報収集・検証

- これまでの診療報酬改定では、「不要な医療技術」を明示的に削除している

- 本研究では、医療技術再評価(削除や統合再編)の対象となる医療技術のスクリーニング基準を検討する

- あくまでスクリーニング基準の設定だけで、基準該当=削除・統合再編ではない

9

現在までに実施した項目② NDBオープンデータの分析

医科診療行為マスタに存在しているのにNDBオープンデータに存在しなかった医療技術の例

C(在宅医療)：339件中2項目

例)海路(波浪)加算

要ヒアリング

D(検査)：1464件中33項目

例)赤血球寿命(RI)や血小板寿命(RI)

E(画像診断)：227件中26項目

例)単純間接撮影(手前2枚以上・アナログ)等

J(処置)：434件中13項目 普通は使っていないが、へき地ではあり得る?

例)鉄の肺 等

K(手術)：2738件中125項目

例)骨全摘術(肩甲骨・上腕・大腿・前腕)等

10 使う可能性があるのかもわからない

現在までに実施した項目③ 職能団体へのヒアリング

E(画像診断)：227件中26項目

- ・この大部分は間接撮影、断層撮影(≒CT)、特殊撮影等でデジタル化に伴い利用されていない可能性が高い医療技術
- ・実際に利用されていないか検証するために、医療機器のメンテナンスやフィルムを提供している医療メーカーとの連携が必要



職能団体の1つである日本診療放射線学会にヒアリング実施、調査協力を要請

11

現在までに実施した項目③ 職能団体へのヒアリング

日本診療放射線学会の協力を得て分析

NDBオープンデータで算定された医療技術のうち年間10件以上500件未満の分類は以下の通り

算定回数	E 画像検査		M 放射線治療		比較的、最近の項目と確認
	外来	入院	外来	入院	
10件未満	23	29	7	6	分析中
10件~100件未満	18	25	3	9	
100件以上~200件未満	4	9	3	6	
200件以上~500件未満	5	12	6	2	

分析中

12

現在までに実施した項目④ NDB第三者提供申出

NDBオープンデータでは限界がある（例：医療扶助は対象外、地域や年齢分布が不明瞭、原疾患が不明等）ため、NDB特別抽出データの第三者提供申出を実施・承諾された。

NDB第三者提供は承諾から提供までの期間が平均300日を超えており、担当課を通して早期抽出を求めているが、現時点で未提供



項目	内容
1. 提供の目的	【研究課題】「100」製薬記載されている医療技術の再評価を促進するための研究等の提供を目的とした提供を行う。
2. 提供内容	「製薬」欄
3. 提供期間	「研究期間」欄
4. 提供方法	「提供方法」欄

13

委員コメントへの回答①

海外調査・文献調査から具体的にどのような知見を得て、保険収載品の再評価に繋げるのか、国内外の医療技術評価の観点・仕組みの違いをどのように考慮するのかなど、再評価の実践に向けた具体的な道筋が必要ではないか？

回答：

本研究では、国民皆保険制度における医療技術再評価のスクリーニング基準を検討・提案するものです。

- ・海外の医療技術再評価の仕組みの良いところ取りができないか
 - ・日本で医薬品や医療機器に導入されている費用対効果制度の一部でも利用できないか
- を検討してまいります。

14

委員コメントへの回答②

「関係者にヒアリング」とあるが人数と関係者の専門性、ヒアリングの内調（評価の技術的な面が、評価の利活用に係る留意点かなど）についての記載があっても良かった。

回答：

- ・学会や職能団体の社会保険担当者
 - ・医療技術評価分科会に精通している審査支払機関の関係者等を想定しています。
- 既に放射線関係はヒアリング済みです。

15

委員コメントへの回答③

特別抽出データ抽出依頼を8月に行って未提供とのことだが想定内か

回答：

当初は令和5年2月頃に提供いただく予定で、本研究担当課よりNDB所管課に依頼していましたが、現時点でめどはたっていないと聞いています。

理由は、NDBのID障害（※）のようで、提供され次第速やかに分析に着手します。

（※）第13回匿名医療情報等の提供に関する専門委員会 資料1

NDBの個人識別情報の補正作業について

1. 経緯

- ・NDBでは、匿名化・提供システムにおいて生成された個人識別情報（ID）が付与されたレセプト情報等を格納している。
- ・個人識別情報を生成するプログラムの誤りによって、2021年12月取込分以降の一部レセプト情報等について、異なる個人識別情報（ID）を付与したことが判明した。これにより、同一個人についてそれぞれ異なるIDを生成（12月取込（9月診療）分の前後で、同一個人を特定できない。）している事例が生じている。

16

委員コメントへの回答④

複数のスクリーニング基準を仮説的に設定とあるが、その中身が書かれてないのて例示が欲しい

回答：

まずは算定件数で区切ることを想定しています。

- ・0～数件程度、10～数十件程度、100～数百件程度
- ・一定期間内に急激に算定件数が減少しているもの

これらを

- ・医療技術が古くて算定していないもの
 - ・技術的に算定する可能性はあるが、まれなもの
- 等に分類し、関係団体・職能団体へのヒアリングを通じて設計していきます
- あくまでスクリーニング基準の設定だけで、基準該当≒削除・統合再編対象です

17

更問①

具体的に海外の目星はついているのか。

回答：

フランス高等保健機構（HAS）内の専門組織では保険収載・削除要件を決定する専門組織（CNEDIPTS）があることが文献調査から得られており、具体的な手法等について現地調査を行う予定

18

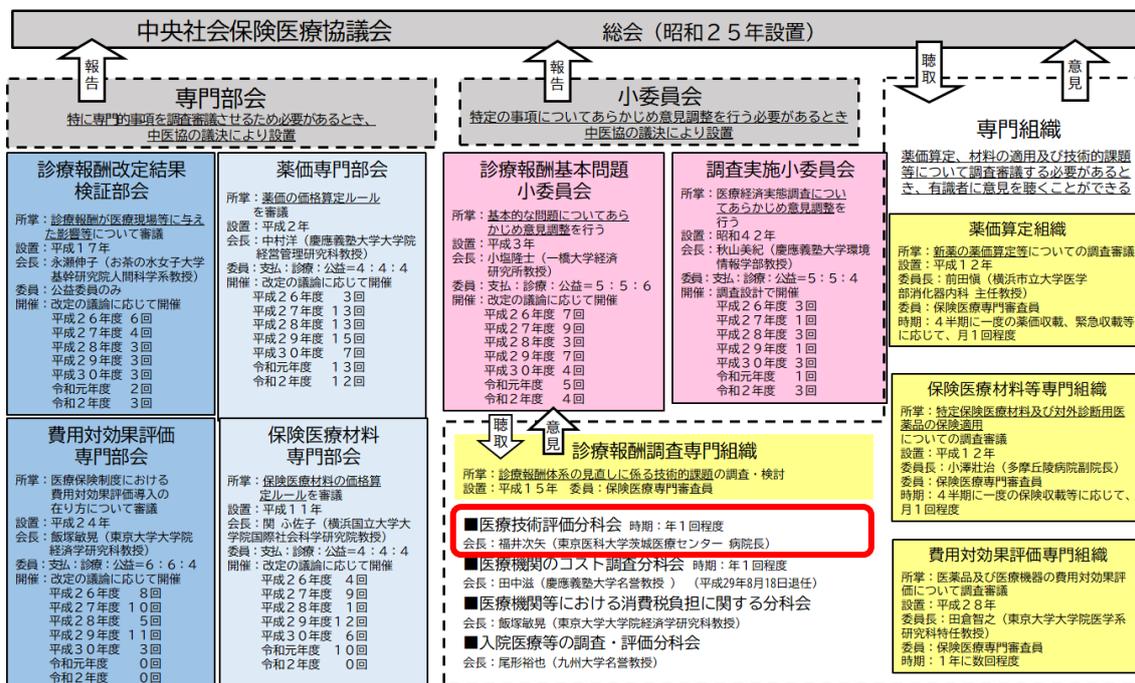
医療技術評価・再評価の歴史的変遷

(1) 中央社会保険医療協議会の組織構成

診療報酬については中央社会保険医療協議会（以下、「中医協」という）において議論される。中医協は、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第6条第2項及び社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）第1条第1項の規定により厚生労働省に設置されている審議会で、事務局は厚生労働省保険局医療課が担っている。

中医協には総会の他、その下に専門部会、小委員会、専門組織が設置されている。平成3年には小委員会の一つとして「診療報酬基本問題小委員会」（以下、「基本小委」という）が設置され、基本小委の下に、平成15年に、診療報酬体系の見直しに係る技術的課題の調査・検討を所掌する組織として「診療報酬調査専門組織」が設置された。この診療報酬調査専門組織には「医療技術評価分科会」、「医療機関のコスト調査分科会」、「医療機関等における消費税負担に関する分科会」、「入院医療等の調査・評価分科会」の4つの分科会が設置されている。医療技術評価・再評価を所掌するのは「医療技術評価分科会」である。

図表1 中医協の組織構成



(出典) 中央社会保険医療協議会資料 (令和4年3月23日)

(2) 平成 16 年度改定・平成 18 年度改定に向けた議論等

医療技術評価分科会では、中医協基本小委の付託を受け、診療報酬における医療技術の適正な評価の観点から、難易度・技術力・時間に関する調査等の評価、新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価等を平成 15 年度から実施してきた。当初は、混合診療解禁を目指す規制改革の動きを受けて特定療養費制度¹に関連した「制限回数を超える医療行為」に係る考え方の整理や施設基準の整理、医療技術評価に関する調査も所掌していた。

初回となった、平成 16 年度改定に向けた医療技術評価では学会等から提出されたものは重複を含め 580 件であり、このうち、結果として保険導入されたのは 31 件であった。保険導入されたのは新規技術が 7 件で、既存技術等が 24 件であった。この既存技術等の中には廃止等の提案があったことから新規の保険導入が円滑に認められた²。

図表 2 平成 16 年度診療報酬改定の結果

調査票届出件数	580 件（重複あり） （新規技術 335 件、既存技術等 245 件）
保険導入された技術	31 件 （新規技術 7 件、既存技術等 24 件）

（資料）中医協診療報酬調査専門組織資料（平成 17 年 12 月 2 日）

平成 16 年 11 月の中医協基本小委で、診療報酬における医療技術の適正な評価の観点から、医療技術評価分科会において学会等から提出される「医療技術評価希望書」に基づき、新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価を行うこととされた³。

現行の医療技術評価・再評価スキームの基礎は平成 18 年度改定からともいえる⁴。

平成 17 年 2 月～平成 17 年 6 月にかけて、関係学会から医療技術の評価・再評価希望書が厚生労働省に提出され、平成 17 年 5 月に、医療技術評価分科会で 2 段階による評価を行うことが決まった。

1 次評価では、保険診療に精通した医学、歯学、薬学、看護学等の有識者で構成される 5 つのワーキンググループを設置し評価を行った。

なお、ワーキンググループのメンバーについては、分科会長⁵と事務局に一任され、社会保険診療報酬支払基金や大学等から推薦された者と思われる⁶。

¹ 現在は保険外併用療養費制度として整理されている。

² 中医協 医療技術評価分科会（第 5 回）（診調組 技-1）（平成 18 年 1 月 26 日）

³ 中医協診療報酬調査専門組織資料（平成 17 年 12 月 2 日）

⁴ 提出様式が定められたのも平成 18 年度改定に向けた平成 17 年からである。

⁵ 医療技術評価分科会の初代会長は、吉田英機 昭和大学泌尿器科 名誉教授。

⁶ 平成 17 年度第 2 回医療技術評価分科会（平成 17 年 5 月 18 日）では、ワーキンググループのメンバーに関する質問に対し、分科会長からは「東京支払基金には 243 名の審査の専門家がいます。…（中略）決まったら医療課長にお願いして、基金本部で人選してもらおうようにします。」「関東近辺から集めようかな

図表 3 平成 18 年度改定に向けた医療技術評価・再評価のワーキンググループ

WG1：精神、神経、眼科、耳鼻咽喉科、歯科系
 WG2：呼吸器、循環器系
 WG3：消化器、肝臓・胆道・膵臓、乳房系
 WG4：泌尿器・男性生殖器、産婦人科・女性生殖器、筋骨筋、皮膚・皮下組織系
 WG5：内分泌・栄養・代謝、血液・造血器・免疫臓器、感染症、新生児・小児・先天性疾患系、救急、麻酔、放射線、調剤、看護、その他系

(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (第 4 回) (診調組 技-2-1) (平成 17 年 12 月 2 日)

平成 17 年 12 月 2 日に開催された第 4 回医療技術評価分科会では 1 次評価の結果が示された。その結果が以下の内容である。

図表 4 平成 17 年度第 4 回医療技術評価分科会で公表された 1 次評価結果 (案)

医療技術評価・再評価希望件数	641 件 ⁷ (重複分をカウントすると 942 件)
引き続き検討することが適当とされた技術	271 件 ⁸ (新規技術 130 件、既存技術 141 件)
その他の技術	280 件 (新規技術 181 件、既存技術 99 件)
基本診療料、指導管理等、在宅医療に係る技術	90 件

(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (第 4 回) (診調組 技-2-1) (平成 17 年 12 月 2 日)

ここでは、高度先進医療に該当するもの⁹、基本小委において既に検討が行われているものは 2 次評価の対象としないこととされていた。また、基本診療料、指導管理等、在宅医療に関するものは医療技術評価分科会の評価の対象外とされた。

「引き続き検討することが適当とされた技術」が医療技術評価分科会での検討対象となった。「引き続き検討することが適当と考えられた技術の例」としては、「I. 新規技術」では、①医療機器決定区分 C2 (新機能、新技術)に係る技術、②内視鏡下手術等、③臓器移

と思います。大学が結構ありますので」と回答が行われている。ワーキンググループのメンバーは 50 名 (平成 17 年度第 4 回医療技術評価分科会 (平成 17 年 12 月 2 日) 議事録より)。

⁷ その後、重複などが判明し第 5 回医療技術評価分科会資料では 618 件とされた。

⁸ その後、重複などが判明し第 5 回医療技術評価分科会資料では 248 件とされた。

⁹ 「高度先進医療については、高度先進医療専門家会議において特定承認保険医療機関からの実績報告に基づき効果測定を行い、その結果を中医協へ報告することとされており、保険導入に当たっての技術的問題等については、当該専門家会議で検討される予定」とされている。

植が、「Ⅱ. 既存技術」では、①コンピュータ断層撮影診断の再評価、②内視鏡下手術の再評価、③同一手術野等における手術の再評価が挙げられている。また、「Ⅲ. 診療報酬項目の削除を検討する技術」も引き続き検討することが適当と考えられた技術の例として挙げられている。この「削除を検討する技術」として「医療技術の陳腐化や新たな科学的知見により、医療現場においては既に実施されていない、又は臨床的な意義がほとんどなくなっていると考えられる項目について、その削除を検討するもの」という考え方とともに、以下の16項目が具体的に挙げられた。

図表 5 平成 17 年度医療技術評価分科会で
「削除について引き続き検討が適当」とされた項目

	技術名	主申請団体
36	抗酸菌同定検査 1 ナイアシンテスト (廃止)	日本結核病学会
88	膀胱及び前立腺に対する組織試験採取、切採法 (廃止)	日本泌尿器学会
90	限界線療法 (廃止)	日本皮膚科学会
116	フルクトサミン測定 (廃止)	日本臨床検査医学会
117	ヘモグロビン A1 測定 (廃止)	日本臨床検査医学会
118	ポールバネル反応 (廃止)	日本臨床検査医学会
119	ロゼット法によるリンパ球サブセット検査 (廃止)	日本臨床検査医学会
120	過酸化脂質測定 (廃止)	日本臨床検査医学会
122	総脂質測定 (廃止)	日本臨床検査医学会
123	凝固時間測定 (廃止)	日本臨床検査医学会
125	部分トロンボプラスチン時間測定 (廃止)	日本臨床検査医学会
126	C 反応性蛋白 (CRP) 定性 (廃止)	日本臨床検査医学会
127	アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン (HRT) 測定 (廃止)	日本臨床検査医学会
128	アルブミン・グロブリン比測定の廃止	日本臨床検査医学会
135	後腹膜気体造影の廃止	日本 Endourology・ESWL 学会
	胸腔内合成樹脂球摘出術 (廃止) *	

* 個別明細には記載がみられなかったが、中医協 医療技術評価分科会 (第 4 回) (診調組 技-2-3) (平成 17 年 12 月 2 日) の「診療報酬項目の削除を検討する技術」には記載されていること、議事録では削除項目が 16 項目との発言がみられたことから追記した。

(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (第 4 回) (診調組 技-2-2) (平成 17 年 12 月 2 日)、中医協 医療技術評価分科会 (第 4 回) (診調組 技-2-3) (平成 17 年 12 月 2 日) より作成

第 4 回医療技術評価分科会には日本医師会の中医協委員も参加しており、基本診療料や指導管理等、在宅医療に係る技術に整理された 90 件の希望書については、「各学会の御意見として、私ども、非常にそれを尊重しながら 1 号側と話をするつもり」であるとし、医療

技術評価分科会の対象外とすることとなった。

第4回医療技術評価分科会の資料・議論については、平成17年12月16日に開催された基本小委（第77回）で報告された。この時に、1号側委員より「新しく保険収載する技術があるのであれば、陳腐化した技術については保険の対象から外していくべき」といった意見も出され、2号側委員も同意している。

1次評価で「引き続き検討することが適当とされた項目」248件について、その後検討が行われ、平成18年1月26日に開催された第5回医療技術評価分科会で2次評価結果案が示された。ここでは、「①保険適用する優先度が高いと考えられる新規技術」が51件、「②再評価する優先度が高いと考えられる既存技術」が88件、「③その他の新規技術」が50件、「④その他の既存技術」が39件、「⑤既に中医協基本小委で検討された医療技術及び高度先進医療に係る医療技術」が20件と振り分けられた。

図表6 平成17年度 第5回医療技術評価分科会で示された2次評価結果（案）

①保険適用する優先度が高いと考えられる新規技術	51件
②再評価する優先度が高いと考えられる既存技術	88件
③その他の新規技術	50件
④その他の既存技術	39件
⑤既に中医協基本小委で検討された医療技術及び高度先進医療に係る医療技術	20件
合計	248件

（注）最終的には、「①保険適用する優先度が高いと考えられる新規技術」は50件、「②再評価する優先度が高いと考えられる既存技術」は86件、「③その他の新規技術」は51件、「④その他の既存技術」は42件、「⑤既に中医協基本小委で検討された医療技術及び高度先進医療に係る医療技術」は20件、合計は249件となった。

（出典）中医協 医療技術評価分科会（第5回）（診調組 技-1）（平成18年1月26日）

上記に振り分ける過程で、「中医協からある程度指示がございまして、小児に関する技術、それから産科に関する技術、それから麻酔科にかかる技術、これを優先的に取り上げてほしいということが言われていますので、この51の技術を見ていただきまして、小児、産科、麻酔科のものはできるだけ導入していこう」と議事録に記述がみられ、こうした診療科を優先的に評価する方針の下、整理された結果と説明されている。

「②再評価する優先度が高いと考えられる既存技術」の中には、以下の14項目が含まれている。なお、「抗酸菌同定検査 1 ナイアシンテスト（廃止）」は「④その他の既存技術」に含まれている。また、「胸腔内合成樹脂球摘出術（廃止）」は確認ができなかった。

図表 7 平成 17 年度 第 5 回医療技術評価分科会で
「再評価する優先度が高いと考えられる既存技術」に含まれた削除項目

	技術名	主申請団体
2	後腹膜気体造影の廃止	日本 Endourology ・ ESWL 学会
55	膀胱及び前立腺に対する組織試験採取、切採法（廃止）	日本泌尿器学会
57	限界線療法（廃止）	日本皮膚科学会
74	C 反応性蛋白（CRP）定性（廃止）＊	日本臨床検査医学会
75	アルブミン・グロブリン比測定 of 廃止	日本臨床検査医学会
76	フルクトサミン測定（廃止）	日本臨床検査医学会
77	ヘモグロビン A1 測定（廃止）	日本臨床検査医学会
78	ポールパネル反応（廃止）	日本臨床検査医学会
79	ロゼット法によるリンパ球サブセット検査（廃止）	日本臨床検査医学会
80	過酸化脂質測定（廃止）	日本臨床検査医学会
81	アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン（HRT）測定（廃止）＊	日本臨床検査医学会
82	凝固時間測定（廃止）	日本臨床検査医学会
85	総脂質測定（廃止）	日本臨床検査医学会
86	部分トロンボプラスチン時間測定（廃止）	日本臨床検査医学会

（出典）中医協 医療技術評価分科会（第 5 回）（診調組 技-1）（平成 18 年 1 月 26 日）より作成

日本臨床検査医学会からは「74.CRP 定性」と「81.アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン測定」を廃止する提案があったものの、「CRP 定性」については小児科医から、「アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン測定」については小児アレルギー学会から要望があり、廃止提案を取り下げたいといった発言があった。

なお、この医療技術評価分科会では、「最後の方に既存の技術で廃止というものの、先程二つ出ましたが、その確認をいただけますか。この廃止が中医協の 1 号側委員が非常に喜ぶというとおかしいですが、非常に期待するんですね。前回の平成 16 年の改正の時から始めて、この分科会から廃止してかまわない、あるいは非常に点数が高すぎるんでダウンで構わないというものが出たわけですね。それがあって 7 項目しかなかったんですが、ほとんど質問がなく通ったわけですね。ですからこの廃止するという、自主的に各学会から出されたこの廃止項目については非常に重要度が高いですし、今回の保険導入についても 1 号側を説得するのに非常に使いやすい資料なんですね」という分科会長から発言があった。つまり、平成 16 年度改定の際に、廃止などの提案が新規技術の評価や既存技術の再評価の案を中医協で諮る上で交渉上有利になったという評価がなされていたことがうかがえる。医療技術評価分科会では、各委員から様々な意見が出されたが、「できるだけ評価したいが財政上の制約がある」ということを分科会長が何度も強調しており、評価は臨床上の立場から行

うものの、最終的には財政面を踏まえ、優先度の高いものから保険収載・既存点数等の見直しを行っていたことがうかがえる。

医療技術評価の議論は年末に決まる改定率を見たうえで、どこまで評価希望を認めるか具体的な線引きが決まる。平成 18 年度改定はマイナス改定が決まっていたことから、第 5 回医療技術評価分科会では厳しい中での評価ということが主張された。一方、特定の診療科を優先する考え方に対しては、委員から疑問が呈された。

平成 18 年 2 月 3 日に開催された基本小委（第 88 回）では、医療技術評価分科会からの報告として「C 反応性蛋白(CRP)定性(廃止)」と「アレルギー刺激性遊離ヒスタミン(HRT)測定(廃止)」の 2 項目を削除した「再評価する優先度が高いと考えられる既存技術」86 件が報告された。

ここでは、1 号側委員からは「スクラップ・アンド・ビルト」として評価する意見があったが、一方で新規技術を入れたことによりどの技術が削除されたのかという質問も出された。これに対して、2 号側委員から「新規技術 A という手術と B という手術、A が新しい手術、B が古い手術としますと、A をしますと B は行われなくなります、その個体に関して。自動的に B の方は頻度が落ちてくるわけです。すなわち、A を入れたから B を保険から削除するという話ではなくて、自動的に B の方は使われなくなるわけですから、財政的にはほとんど中立、あるいはプラスになるものもマイナスになるものもございます。その中で、ほとんど使われなくなったものをこの保険上から削除するというところでございますので、新しいものを入れたから古いものをすべて外さなければ財政的にマイナスになるということではない」と説明している。新規技術の保険適用と同時に代替技術を削除するものではないことが説明されている。ただ、新規の保険適用による財政影響も踏まえた評価が強く意識されていることがうかがえる議論が行われた。

(3) 平成 20 年度改定までの議論

平成 20 年度診療報酬改定では、平成 18 年度改定の際のスキームを基本として医療技術評価分科会での評価が行われた。

平成 18 年度改定時には医療技術評価の対象が明示されていなかったが、平成 20 年度改定では、分科会における評価対象技術は、「分科会における評価対象技術は、原則、医科診療報酬点数表第 2 章特掲診療料第 3 部（検査）から第 12 部（放射線治療）、又は歯科診療報酬点数表第 2 章特掲診療料第 3 部（検査）から第 13 部（歯科矯正）に該当する技術として評価されている又はされることが適当な医療技術とする」と明記された。平成 18 年度改定でも上記に該当しない医療技術については医療技術評価分科会の対象外として整理されたが、この点を事前に明記したことになる。

医療技術評価分科会では、評価対象技術をこのように明記したことについて、1 部や 2 部をなぜ対象としないのかと内科系の委員より疑問が提示されたが、これに対し事務局からは「医療技術評価分科会の役割として細かな技術について専門的なお立場から評価していただく」といった説明が行われた。しかし、医療技術評価分科会の対象外では評価プロセスが見えにくいので対象に含めてほしいという要望や、対象外の評価要望はどこが受付窓口なのかといった質問が出された。委員の中には、対象外とされた入院基本料や初診料・再診料などは日本医師会が対応するものと捉える誤解のある意見が度々出され、事務局が中医協で検討するものと訂正する場面もあった¹⁰。

また、日本医学会分科会、内科系学会社会保険連合（以下、「内保連」という）、外科系学会社会保険委員会連合（以下、「外保連」という）又は日本歯科医学会専門分科会のいずれかに属する学会、日本薬学会、日本看護学会（「看護系学会等社会保険連合」（以下「看保連」という）ができた）から提出された評価提案書について評価を実施すること、評価方法は 2 段階で実施することも明記された。

図表 8 平成 20 年度改定に向けた医療技術の評価・再評価方法

○1 次評価

：臨床医を中心としたワーキンググループを設置し、専門的観点から当該技術に係る評価を実施。技術評価分科会の委員はいずれかのワーキンググループに属する。ワーキンググループは原則非公開とする。

○2 次評価

：1 次評価結果において高く評価された一定数以上の技術を対象に、医療技術評価分科会全体会合において、より幅広い観点から評価を実施。

（出典）中医協 医療技術評価分科会（第 1 回）（診調組 技-4）（平成 19 年 2 月 14 日）

¹⁰ 平成 18 年度第 1 回医療技術評価分科会議事録（平成 19 年 2 月 14 日）

平成 18 年度改定時と変更になったのは以下の 3 点である。

図表 9 平成 18 年度改定からの変更点

- 名称：「技術評価希望書」→「技術評価提案書」
- 保険既記載技術の評価提案書において、再評価区分の「点数の見直し」を増点するものと減点するものの 2 つの項目に分ける。
- 保険未記載技術の評価提案書において、技術の導入に伴い代替される保険既記載技術との比較（効果・費用）を記載する項目を新たに設ける。

既記載技術の技術評価提案書では「保険記載の廃止」項目も明記されており、①当該技術が既実施されていない、②当該技術は実施されているが、有効性・安全性等に疑義が生じている場合と例示されている。

図表 10 平成 20 年度改定に向けた医療技術評価提案書（新規）の記載項目

	項目	備考
1	技術名	
2	技術の概要	
3	対象疾患名	
4	保険記載の必要性のポイント	
5	①有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治癒率・死亡率・QOL の改善等 ・ <u>学会のガイドライン等</u> ・ エビデンスレベル
6	②安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副作用等のリスクの内容と頻度
7	③普及性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象患者数 ・ 年間実施回数等
8	④技術の成熟度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学会等における位置づけ ・ 難易度（専門性・施設基準等）
9	⑤倫理性・社会的妥当性	※問題があれば記載
10	⑥予想される医療費への影響	・ 予想影響額（ ）円 増・減
11	⑦妥当と思われる診療報酬の区分、点数及びその根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予想される当該技術に係る医療費 ・ 当該技術の保険記載に伴い減少が予想される医療費 （費用対効果分析などの経済評価を実施していれば記載可）
12	⑧代替する保険既記載技術との比較	※当該技術の導入により代替される既記載技術 無・有（区分番号と技術名） <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果（安全性等を含む）の比較 ・ 費用の効果
13	⑨その他	

（注）「①有効性」の欄に「学会のガイドライン等」が追加された。

（出典）中医協 医療技術評価分科会（第 1 回）（診調組 技-4）（平成 19 年 2 月 14 日）

図表 11 平成 20 年度改定に向けた医療技術評価提案書（既存）の記載項目

	項目	備考
1	技術名	
2	技術の概要	
3	再評価区分	1.算定要件の見直し（施設基準、回数制限等） 2.点数の見直し（増点） 3.点数の見直し（減点） 4.保険収載の廃止 5.その他（ ）
4	具体的な内容	
5	①再評価の理由	
6	②普及性の変化	・対象患者数の変化 ・年間実施回数の変化等
7	③予想される医療費への影響	・予想影響額（ ）円 増・減
		・予想される当該技術に係る医療費 ・当該技術の保険収載に伴い減少すると予想される医療費
8	その他	※当該技術の導入により代替される既収載技術 無・有（区分番号と技術名） ・効果（安全性等を含む）の比較 ・費用の効果

（出典）中医協 医療技術評価分科会（第1回）（診調組 技-4）（平成 19 年 2 月 14 日）

評価者の評価票についても明示された。

図表 12 保険未収載技術の評価

【一次評価票】

- 技術の有効性・成熟度（含むデータの質・信頼度）について
：1（低）～5（高）の5段階
- 安全性・倫理性・社会的妥当性の観点から見た、保険収載の適切性について
：問題あり／問題なしの2択
- 普及性に係るデータ等の妥当性について
：低／中／高の3択
- 実施施設の限定について
：先進医療とすべき／施設基準を設けるべき／必要なし

【二次評価票】

- 当該技術の保険収載に係る必要性・妥当性について
：1（低）～5（高）の5段階
- 実施施設の限定について
：先進医療とすべき／施設基準を設けるべき／必要なし

図表 13 保険既収載技術の評価

【一次評価票】

- 再評価の必要性・妥当性について
：1（低）～5（高）の5段階
- 普及性に係るデータ等の妥当性について
：低／中／高の3択

【二次評価票】

- 再評価の必要性・妥当性について
：1（低）～5（高）の5段階

「技術評価希望書」から「技術評価提案書」に名称変更した理由としては、「近年プラス改定がなかなか望めない中で、限られた医療費の中でいかに質の高い医療を効率的に提供していくか、ということが課題となっているので、学会の先生方にもそういう観点からぜひいい提案をしていただきたいということで（略）従来のようにこういうものを入れてほしいというような希望だけでなく、こういうものを適正化してはどうかというようなことも含めて提案していただきたいということ」と事務局から説明されている。つまり、保険適用の「希望」だけではなく、「提案」を各学会から提出してほしいということが改めて示された。

提案書にエビデンスレベルを記載する項目については、医療技術評価分科会で「日本ではエビデンスがなかなかない」といった意見が委員から出されたが、これに対して「保険収載する前提としてエビデンスがある程度確立していることが求められるのではないか」と事務局から説明があり、結果として「学会等の診療ガイドライン」もエビデンスの一つとして認める方向となった。

平成19年2月28日に開催された基本小委では、対象技術に「在宅」を入れるべきではないかといった意見が示された。また、新しく組織化された看保連に関する質問があった。

平成19年3月から6月にかけて、関係学会から合計681件（重複分をカウントすると812件）が厚生労働省に提出された。これに対して、ワーキンググループによる1次評価が行われた。なお、1次評価を行うワーキンググループは5つから6つに再編成されている。各WGの領域の組み合わせも見直しが行われた。

なお、平成20年度改定に向けた評価の過程で、提案書提出学会に対するヒアリングも行われた。

図表 14 平成 20 年度改定に向けた医療技術評価・再評価のワーキンググループ

WG1：眼科、耳鼻咽喉科、歯科系、皮膚・皮下組織系
 WG2：循環器系、救急、麻酔、放射線
 WG3：消化器、肝臓・胆道・膵臓、乳腺、呼吸器
 WG4：泌尿器・男性生殖器、産婦人科・女性生殖器、新生児・小児
 WG5：内分泌・栄養・代謝、血液・造血器・免疫臓器、調剤、看護
 WG6：精神、神経、筋骨筋、その他

(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (第 2 回) (診調組 技-2-1) (平成 19 年 12 月 3 日)

図表 15 平成 19 年度 医療技術評価分科会で公表された 1 次評価結果 (案)

医療技術評価・再評価提案件数	648 件* (重複分をカウントすると 812 件)
引き続き検討することが適切とされた技術	233 件 (新規技術 111 件、既存技術 122 件)
その他の技術	345 件 (新規技術 176 件、既存技術 169 件)
基本診療料、指導管理等、在宅医療に係る技術	103 件

* 整理された結果、最終的には 681 件とされている。

(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (第 2 回) (診調組 技-2-1) (平成 19 年 12 月 3 日)

図表 16 平成 19 年度 医療技術評価分科会で示された 2 次評価結果 (案)

①保険適用する優先度が高いと考えられる新規技術	42 件
②その他の新規技術	69 件
③再評価する優先度が高いと考えられる既存技術 (※)	62 件
④その他の既存技術	55 件
⑤先進医療専門家会議において保険導入等について議論する医療技術	5 件
合計	233 件

(※) 再評価の中には、増点、減点、廃止、要件の見直しが含まれる。

(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (診調組 技-2) (平成 20 年 1 月 21 日)

図表 17 平成 19 年度 医療技術評価分科会で
「再評価する優先度が高いと考えられる既存技術」に含まれた削除・減点項目

	技術名	主申請団体
3	技術名：疾患別リハビリテーション料の通減制の撤廃 概要：【廃止】疾患別リハビリテーション料の通減制の廃止	日本リハビリテーション医学会
16	技術名：抗酸菌同定検査 1 ナイアシンテスト (D020-1) 概要：【廃止】抗酸菌同定検査 (ナイアシンテスト)	日本結核病学会
51	技術名：コバルト 60 遠隔大量照射 概要：【減点】コバルト 60 遠隔大量照射の再評価	日本放射線腫瘍学会
53	技術名：密封小線源治療 (旧型コバルト・新型コバルト) 概要：【減点等】密封小線源治療の再評価 (旧型コバルトの点数見直し等)	日本放射線腫瘍学会
60	技術名： β -リポ蛋白、モノアミンオキシダーゼ (MAO)、T3 摂取率精密測定、免疫抑制酸性蛋白 (IAP)、ヴィダール反応、ナイアシンテスト 概要：【廃止】 β -リポ蛋白、モノアミンオキシダーゼ (MAO)、T3 摂取率精密測定、免疫抑制酸性蛋白 (IAP)、ヴィダール反応、ナイアシンテストの廃止	日本臨床検査医学会

(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (診調組 技-2) (平成 20 年 1 月 21 日) より作成

平成 20 年度診療報酬改定において医療技術評価分科会の議事録は公開されていない。また、この医療技術評価分科会での審議を踏まえ、平成 20 年 1 月 23 日に開催された基本小委で報告された。平成 20 年度診療報酬改定はプラス改定となっていたことから、厳しいやり取りはなかったものの、事務局に対して「概要」が技術名と変わらない情報であること、なぜ評価されたのかがわかるような資料とすべき、といった意見が出された。

(4) 平成 22 年度改定までの議論

平成 21 年 2 月 13 日に開催された医療技術評価分科会で次回改定に向けた議論が開始となった。

ここでは、「分科会における評価対象技術は、原則、医科診療報酬点数表第 2 章特掲診療料第 2 部（在宅医療）から第 13 部（病理診断）、又は歯科診療報酬点数表第 2 章特掲診療料第 2 部（在宅医療）から第 13 部（歯科矯正）に該当する技術として評価されている又はされることが適当な医療技術とする」となった。「在宅医療」と「病理診断」が追加された。

また、平成 20 年度改定と同様に、日本医学会分科会、内保連、外保連又は日本歯科医学会専門分科会・認定分科会のいずれかに属する学会、日本薬学会、看保連から提出された評価提案書について評価を実施する、評価方法は 2 段階で実施することとなった。

医療技術評価提案書の様式はわかりやすい補足が行われた。

なお、対象に、在宅医療と病理が加わったことから、1 次評価を行うワーキンググループの構成も若干変更があった。

図表 18 平成 22 年度改定に向けた医療技術評価・再評価のワーキンググループ

WG1：眼科、耳鼻咽喉科、歯科系、皮膚・皮下組織

WG2：循環器系、救急、麻酔、放射線

WG3：消化器、肝臓・胆道・膵臓、乳腺、呼吸器、在宅医療

WG4：泌尿器・男性生殖器、産婦人科・女性生殖器、新生児・小児

WG5：内分泌・栄養・代謝、血液・造血器・免疫臓器、調剤、看護、病理、その他

WG6：精神、神経、筋骨筋

(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (診調組 技-2-1) (平成 21 年 11 月 19 日)

1 次評価では、ワーキンググループの構成員が 1 次評価票に基づいて評価を行うが、5 段階評価のうち目安として「3 以上は 50% くらい、2 以下は 2 次評価において検討することが適当とされた技術に入れない」が用いられた¹¹。

¹¹ 平成 21 年度第 1 回医療技術評価分科会 (平成 21 年 11 月 19 日開催) 議事録

図表 19 平成 21 年度 医療技術評価分科会で公表された 1 次評価結果

医療技術評価・再評価提案件数	731 件* (重複分をカウントすると 896 件)
①2 次評価において検討することが適当とされた技術	344 件 (新規技術 159 件、既存技術 185 件)
②その他の技術(有効性・成熟度が低い又は安全性・倫理性・社会的妥当性等から問題有りとされたもの等)	304 件
③基本診療料及び指導管理等に係る提案書、個別の技術評価ではなく制度に対する提案書(注 1)	45 件
④薬事法上の承認が得られていない医薬品及び医療機器等を用いる技術(注 2)	19 件
⑤先進医療専門家会議において保険導入等について議論する技術(注 3)	19 件

注 1：基本診療料、指導管理等については、医療技術評価分科会の評価の対象外。

注 2：薬事法上の承認が得られていないものは、保険診療において使用することができない。保険と併用する方法として高度医療(第 3 項先進医療)がある。

注 3：先進医療については、先進医療専門家会議において、実績報告等に基づき、別途保険導入について評価が行われるため、2 次評価の対象とはしない。

*最終的に 726 件と整理された。

(出典) 中医協 医療技術評価分科会(診調組 技-2-1)(平成 21 年 11 月 19 日)

図表 20 平成 21 年度 医療技術評価分科会で示された 2 次評価結果(案)

項目	件数
①新規保険収載する優先度が高いと考えられる未収載技術	72 件
②適応疾患の保険適用拡大等の優先度が高いと考えられる技術	11 件
③再評価する優先度が高いと考えられる既収載技術	116 件
④その他の未収載技術	53 件
⑤その他の既収載技術	57 件
⑥薬事法上の承認が得られていない医薬品及び医療機器等を用いる技術等	28 件
⑦先進医療専門家会議において保険導入等について議論する技術	2 件

(※) 再評価の中には、増点、減点、廃止、要件の見直しが含まれる。

(出典) 中医協 医療技術評価分科会(診調組 技-2)(平成 22 年 1 月 19 日)

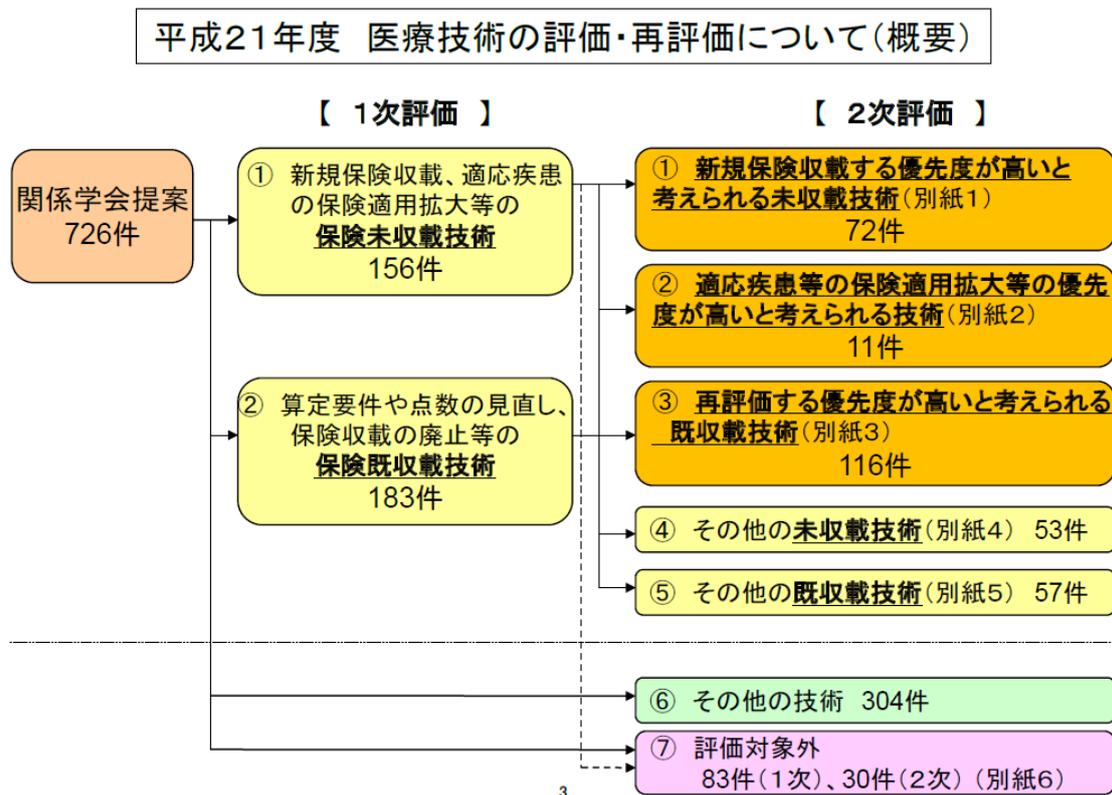
上記の通り、最終的な整理も平成 20 年度よりも細かく整理されている。

評価の過程で重複などの整理が行われるため、最終的な件数は次のようになった。

なお、学会からの提案内容も複雑な提案が増えている。

平成 22 年 1 月 19 日に開催された医療技術評価分科会では、最後に、平成 24 年度改定からは「外保連試案」を活用する予定であることも予告された。

図表 21 平成 21 年度 医療技術の評価・再評価について (概要)



(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (診調組 技-2) (平成 22 年 1 月 19 日)

図表 22 平成 21 年度 医療技術評価分科会で
「再評価する優先度が高いと考えられる既存技術」に含まれた削除・減点項目

	技術名	主申請団体
3	技術名：MRI 撮影料：2 回目以降の撮影料に対する減額 概要：【減点】磁気共鳴コンピュータ断層撮影（MRI 撮影）において、2 回目以降の撮影点数の減点	日本医学放射線学会 日本磁気共鳴医学会
92	技術名：密封小線源治療（旧型コバルト・新型コバルト） 概要：【減点】密封小線源治療のうち、旧型コバルト装置を用いた場合の点数の減点	日本放射線腫瘍学会
93	技術名：コバルト 60 遠隔大量照射 概要：【減点】コバルト 60 遠隔大量照射の減点	日本放射線腫瘍学会
102	技術名：筋電図検査 2 誘発筋電図 概要：【減点】筋電図検査（誘発筋電図）について、「一連の検査につき」の条件を、現行の点数から減点して「一神経につき」に変更する算定要件の見直し	日本リハビリテーション医学会 日本臨床神経生理学会
109	技術名：削除項目の提案 概要：【廃止】現在では有用性が低下している、キシローゼ試験、便ウロビリノーゲン等の保険収載の廃止	日本臨床検査医学会
111	技術名：プロトロンビン時間、トロンボテスト 概要：【減点】出血性疾患の診断、経口抗凝固薬のモニタリング等に用いられ、臨床的意義は同等であるプロトロンビン時間及びトロンボテストについて、国際的に標準化されているプロトロンビン時間の増点、及びトロンボテストの減点	日本臨床検査医学会

（出典）中医協 医療技術評価分科会（診調組 技-2）（平成 22 年 1 月 19 日）より作成

（5）平成 24 年度改定までの議論

平成 23 年 2 月 16 日に開催された中医協総会で平成 24 年度改定に向けた医療技術評価の評価方法について資料が示され、平成 23 年 6 月 2 日の医療技術評価分科会で平成 24 年度改定に向けた議論が開始となった。

平成 24 年度改定に向けて、前回と同様、学会等から新たな医療技術や再評価すべき既存技術について、有効性・安全性等を踏まえた医療技術評価提案書の提出を求め、医療技術評価分科会において評価・検討することが確認された。また、平成 24 年度改定では、評価の可視化、学会等からの提案期間を確保する観点から、提案技術の概要の公表及びそれに伴う様式の一部の変更、提案書の配布から締め切りまでの期間の延長を行うこととなった。

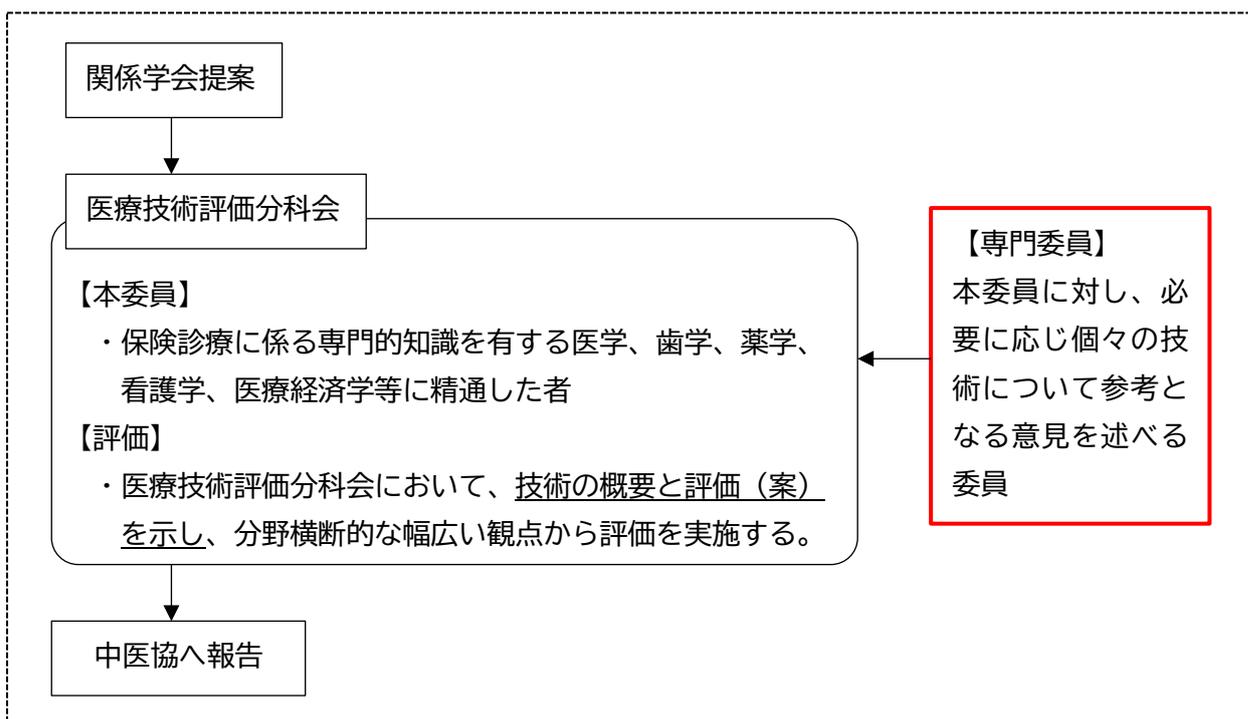
中医協で医療技術評価分科会における評価プロセスや評価結果等の公表を求められることが多く、評価票のコメント欄に具体的なコメントを記載することが求められた。

「医療技術評価分科会における評価対象技術は、原則、医科診療報酬点数表第2章特掲診療料第2部（在宅医療）から第13部（病理診断）、又は歯科診療報酬点数表第2章特掲診療料第2部（在宅医療）から第14部（病理診断）に該当する技術として評価されている又はされることが適当な医療技術とする」となった。医科については平成22年度と対象は変わらないが、歯科に「病理診断」が追加された。

医療技術評価提案書に記載すべき項目としては、①有効性、②安全性、③技術的成熟度、④倫理性・社会的妥当性、⑤普及性、⑥既存の技術と比較した効率性等に関して、根拠を含めた技術評価提案書の提出を学会等に求めることとした。

また、医療技術評価分科会の評価体制について、本委員に対し、必要に応じ個々の技術について参考となる意見を述べる委員として「専門委員」を新設することとなった。

図表 23 平成24年度改定に向けた評価体制



（出典）中医協 医療技術評価分科会（診調組 技-1-3）（平成23年11月16日）より作成

なお、学会等については、日本医学会分科会、内保連、外保連、日本歯科医学会分科会（認定分科会含む）のいずれかに属する学会、日本薬学会、看保連と明記された。

また、新規技術を「未収載」、既存技術を「既収載」と表記することが変更点として明示されていないものの「未収載」「既収載」の区分が用いられることとなった。

スケジュールとして、以下が示された。

図表 24 平成 23 年度 医療技術評価のスケジュール案

平成 23 年 3 月上旬	提案書配布
6 月下旬	提案書提出〆切、重複・薬事法などの確認
7～9 月	専門的観点を踏まえ、評価（案）を作成
10 月以降	評価（案）をもとに医療技術評価分科会で評価 評価結果を中医協総会報告

（出典）中医協 医療技術評価分科会（診調組 技-3-1）（平成 23 年 6 月 2 日）より作成

提案技術の概要の公表に関する基本方針等が示されたことから、提案書の様式の一部が変更され、すべての提案書に公表できる概要図を添付することとなり、記載例なども示された。具体的には、未収載（新規）の提案書には、どのような医療機関や医師であればその技術が安全にできるのかという施設基準に関する技術的成熟度の項目が設けられた。

平成 23 年 11 月 16 日に平成 23 年度第 1 回医療技術評価分科会が開催された。

ここでは、平成 23 年 2 月下旬から 6 月にかけて学会等から厚生労働省に提出された 985 件（重複を含む）の提案書について、学会等からのヒアリングや外部有識者の意見等を踏まえ、事務局である保険局医療課は事務局案である評価案を提出した。

図表 25 平成 23 年度 医療技術評価分科会に提示された評価（案）の内訳

医療技術評価・再評価提案件数	793 件* (重複分をカウントすると 985 件)
①幅広い観点から評価が必要な技術	564 件 (新規技術 263 件、既存技術 301 件)
②エビデンスが不十分と考えられる技術 ・評価すべき有用性が十分に示されていないもの ・評価すべき技術の具体的な内容が十分に記載されていないもの 等	103 件
③医療技術評価分科会における評価の対象とならない技術（評価対象外）	126 件
うち、基本診療料及び指導管理等に係る提案書、個別の技術評価ではなく制度に対する提案書（注 1）	97 件
うち、薬事法上の承認が得られていない医薬品及び医療機器等を用いる技術（注 2）	13 件

うち、先進医療専門家会議において保険導入等について議論する技術（注3）	16件
-------------------------------------	-----

注1：基本診療料、指導管理等については、医療技術評価分科会の評価の対象外。

注2：薬事法上の承認が得られていないものは、保険診療において使用することができない。保険と併用する方法として高度医療（第3項先進医療）がある。

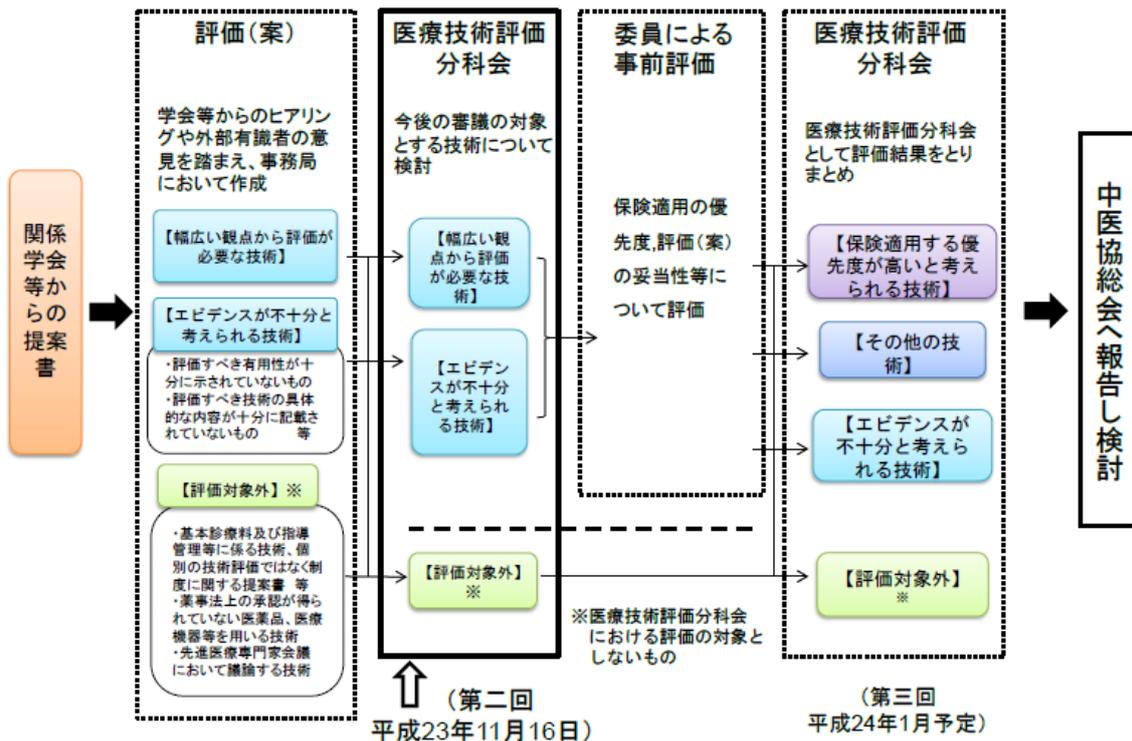
注3：先進医療については、先進医療専門家会議において、実績報告等に基づき、別途保険導入について評価が行われるため、医療技術評価分科会の評価の対象外。

（出典）中医協 医療技術評価分科会（診調組 技-1-1）（平成23年11月16日）

上記のうち、「①幅広い観点から評価が必要な技術」、「②エビデンスが不十分と考えられる技術」が医療技術評価分科会の対象であるが、平成23年11月16日の医療技術評価分科会ではすべての提案書【概要版】と概要図が公表された。

図表 26 平成23年度 医療技術評価分科会における今後の評価の進め方

医療技術評価分科会における今後の評価の進め方について



（出典）中医協 医療技術評価分科会（診調組 技-1-1）（平成23年11月16日）

評価内容・方法としては、以下のとおりである。

図表 27 平成 23 年度 医療技術評価分科会における評価票

【未収載（新規）】

- ・当該技術の保険収載に係る必要性・妥当性（1（低）～5（高）の5段階）
- ・倫理性・社会的妥当性（問題あり・問題なしの2択）
- ・実施施設の限定（施設基準を設けるべき・必要なし）

（コメント欄）

- (1)有効性について
- (2)安全性について
- (3)技術的成熟度について
- (4)普及性について
- (5)効率性について

自由記載欄

【既収載（既存）】

- ・再評価の必要性・妥当性（1（低）～5（高）の5段階）

（コメント欄）

- (1)有効性等について
- (2)普及性の変化について
- (3)予想される医療費の影響について
- (4)その他

自由記載欄

（出典）中医協 医療技術評価分科会（診調組 技-1-1）（平成 23 年 11 月 16 日）

医療技術評価分科会での評価対象となった提案について各委員の評価する提案が割り当てられ、事前評価が行われた。委員は、担当の提案書の内容を評価する際に、学会ヒアリング内容や WG の構成員の評価結果・コメント等を参考にする。また、提案書提出学会に質問等がある場合、事務局を通して学会に質問・確認を行うことができる。さらに、専門委員にコメントを求めることができる。

図表 28 平成 23 年度 医療技術評価分科会の評価（案）

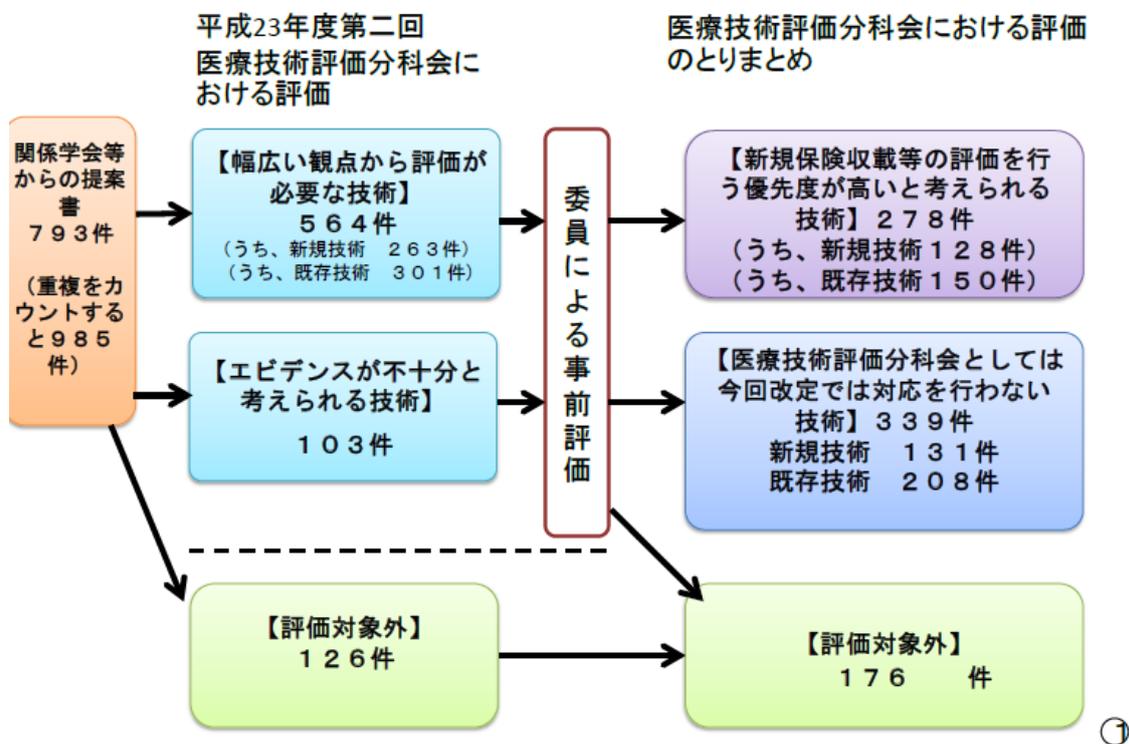
医療技術評価・再評価提案件数	793 件* (重複分をカウントすると 985 件)
①新規保険収載等の評価を行う優先度が高いと考えられる技術（※）	278 件 (新規技術 128 件、既存技術 150 件)
②医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術	339 件 (新規技術 131 件、既存技術 208 件)
③医療技術評価分科会における評価の対象とならない技術（評価対象外）	176 件
（1）基本診療料及び指導管理等に係る提案書、個別の技術評価ではなく制度に対する提案書等	106 件
（2）使用する医薬品及び医療機器等の薬事法上の承認が確認できない技術	51 件
（3）先進医療専門家会議において保険導入等について議論する技術	19 件

※ 評価の中には、新規保険収載、既収載技術の増点、減点、廃止、要件の見直し、適応疾患の保険適用の拡大等が含まれる。

（出典）中医協 医療技術評価分科会（診調組 技-1-1）（平成 24 年 1 月 13 日）

図表 29 平成 23 年度 医療技術評価分科会での評価 (案)

平成23年度 医療技術の評価について(案)(概要) 診調組 技-1-2
24. 1. 13



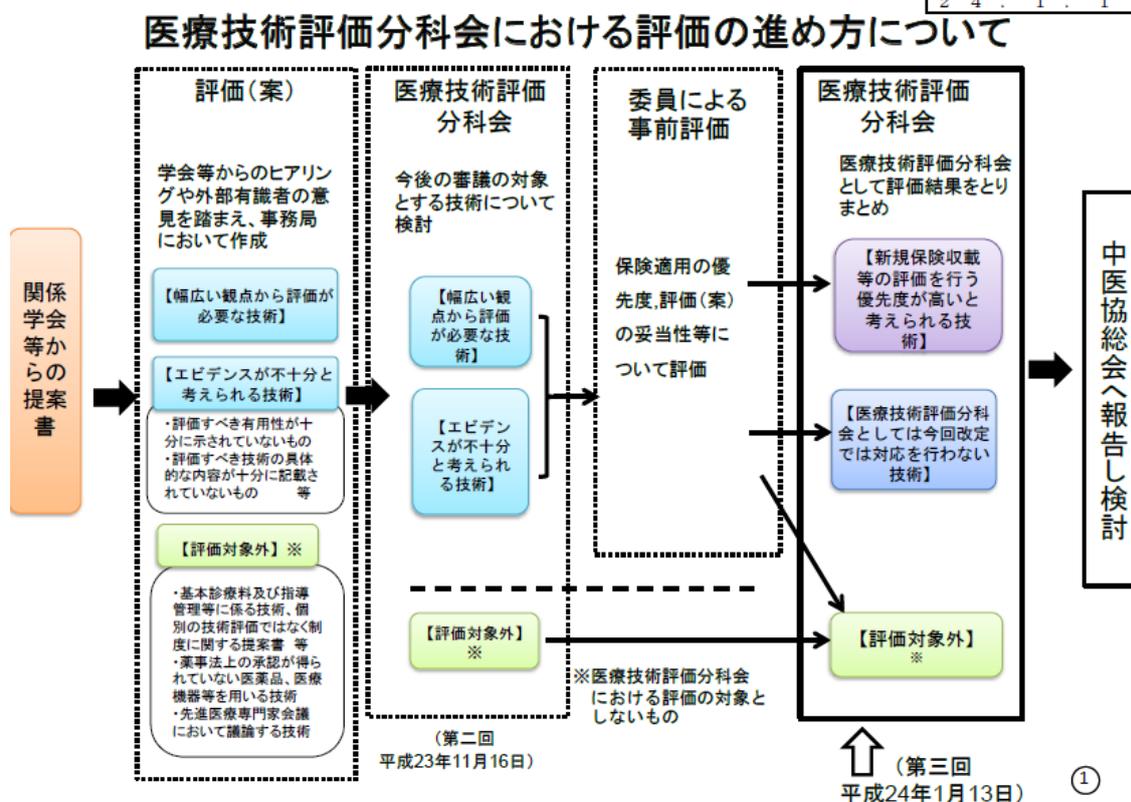
(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (診調組 技-1-2) (平成 24 年 1 月 13 日)

「新規保険収載等の評価を行う優先度が高いと考えられる技術」とされた技術は、委員による事前評価で「4」「5」とされたもので「評価すべき医学的な有用性が示されている」「提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている」「医療上の必要性を踏まえ、評価の見直しを行う」と評価(案)のコメントがついたものである。

一方、「医療技術評価分科会としては今回改定では対応を行わない技術」とされた技術は、それ以外の評価で、「評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない」「再評価すべき根拠が十分に示されていない」「別途評価行う根拠が十分に示されていない」「提案の内容は既に保険適用されている」と評価(案)のコメントがついたものである。

図表 30 医療技術評価分科会における評価の進め方について

診調組 技-1-3
24.1.13



(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (診調組 技-1-3) (平成 24 年 1 月 13 日)

図表 31 平成 23 年度 医療技術提案書で「保険収載の廃止」「廃止」が提案された項目

番号	技術名	主申請団体
52	技術名：シンチグラム（画像を伴わないもの）3 心機能検査（心拍出量測定を含む） 概要：【保険収載の廃止】心機能検査の保険収載を廃止する。 理由：心機能検査は、平成 21 年度の社会医療診療行為別調査から、算定されていない。日本核医学会で当該技術に対して調査・確認したところ、当該技術の保険収載を廃止しても医療現場での影響がないと判断されたため	日本核医学会
53	技術名：シンチグラム（画像を伴わないもの）4 肺局所機能検査、脳局所血流検査 概要：【保険収載の廃止】肺局所機能検査及び脳局所血流検査の保険収載を廃止する。 理由：肺局所機能検査及び脳局所血流検査は、平成 21 年度	日本核医学会

	<p>の社会医療診療行為別調査から、ともに算定されていない。 日本核医学会で当該技術に対して調査・確認したところ、当該技術の保険収載を廃止しても医療現場での影響がないと判断されたため。</p>	
240	<p>技術名：肺嚢胞切開排膿術 概要：【廃止】「K505 肺結核空洞吸引術（モナルジー法）」、「K506 肺結核空洞切開術」を廃止して、「K507 肺嚢胞切開排膿術」に統合 理由：「K505 肺結核空洞吸引術（モナルジー法）」、「K506 肺結核空洞切開術」は日本胸部外科学会の 2008 年の手術報告（Gen Thorac Cardiovasc Surg 2010;58:356-383）での登録はなく、廃止が妥当と考えられる。ただ例外的に行われた場合のために、「K507 肺嚢胞切開排膿術」に統合することを提案する。</p>	日本呼吸器外科学会
241	<p>技術名：人工気胸 概要：【保険収載の廃止】結核に対する人工気胸 理由：実施されていない手技</p>	日本呼吸器外科学会
242	<p>技術名：胸腔内出血排液（非開胸的） 概要：【保険収載の廃止】J019 持続的胸腔ドレナージ（開始日）と同じ処置であるので、J019 に統合する。 理由：J019-2 胸腔内出血排液（非開胸的）は、J019 持続的胸腔ドレナージ（開始日）と同じ処置である。</p>	日本呼吸器外科学会
243	<p>技術名：肺結核空洞吸引術 概要：【保険収載の廃止】化学療法後も遺残する結核による肺空洞性病変に対し、切開を加え病巣を胸腔内に開放し外科的に治癒を目指すもの。 理由：この術式は現在行われていないため。日本胸部外科学会の 2008 年の手術報告（Gen Thorac Cardiovasc Surg 2010;58:356-383）では本術式の登録はない。</p>	日本呼吸器外科学会
914	<p>技術名：尿ビリルビン、尿ウロビリノゲン、尿中ポルフィリン症スクリーニングテスト、糞便中ウロビリノーゲン、動的赤血球膜物性検査、全血凝固溶解時間測定、血清全プラスミン測定、尿中 17-OHCS,17-KS、キシローゼ試験（D-キシロース吸収試験） 概要：【保険収載の廃止】全血凝固溶解時間測定：基本診療料に含める。血清全プラスミン測定：基本診療料に含める。他</p>	日本臨床検査医学会

	<p>は、収載の廃止。</p> <p>理由：他に有用な検査法ができ、臨床的有用性が低下しすでに用いられなくなった検査や、試薬が製造中止となり検査できなくなった検査。</p>	
--	--	--

(注)・既収載の提案書の見直し項目等で「保険収載の廃止」又は「点数の見直し(減点)」に○がついているものやその他の記載内容から抜き出したものであり、すべてを網羅しているものではない。

・なお、上記の提案書については平成24年1月13日の医療技術評価分科会ですべて「新規保険収載等の評価をする優先度が高いと考えられる技術」とされた。

(出典) 中医協 医療技術評価分科会(平成23年11月16日)で公開された医療技術提案書、中医協 医療技術評価分科会(診調組 技1-4-2)(平成24年1月13日)より作成

平成24年1月27日に中医協総会で報告され、平成24年度診療報酬改定に反映された。なお、この中医協総会では、医学管理等も医療技術であり、医療技術評価分科会での評価対象となっていないのはおかしいのではないかと、中医協総会では医療技術評価分科会の評価対象外となった項目について十分な議論がされていない¹²、「再評価すべき根拠が十分に示されていない」というコメントがあった提案書についてはその根拠を示すべき¹³、といった意見が診療側委員から出された。これらについては今後の課題とされ、医療技術評価分科会の評価案は了承された。

¹² 嘉山委員(診療側委員)、西澤委員(診療側委員)。

¹³ 万代委員(診療側委員)

(6) 平成 26 年度改定までの議論

平成 25 年 2 月 25 日に開催された医療技術評価分科会では、平成 26 年度診療報酬改定に向けた議論が開始となった。平成 24 年度診療報酬改定に向けた評価方法等と同様に進められることとなったが、評価対象については拡大された。

「医療技術評価分科会における評価対象技術は、原則、医科診療報酬点数表第 2 章特掲診療料第 2 部在宅医療から第 13 部病理診断、又は歯科診療報酬点数表第 2 章特掲診療料第 2 部在宅医療から第 14 部病理診断に該当する技術として評価されている又はされることが適当な医療技術とする」とされてきた。しかし、平成 26 年度改定より「ただし、医科診療報酬点数表第 2 章特掲診療料第 1 部医学管理等及び歯科診療報酬点数表第 2 章特掲診療料第 1 部医学管理等の中で、評価及び再評価すべきとエビデンスをもって提案できる技術も対象に加えることとする。医学管理等の提案は、原則として、医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができるものに限る」と有効性をデータで示すことができる医学管理等も医療技術評価の対象となった。

医科点数表で B コードの医学管理等に区分されるものの中にも、技術に関するものが多く含まれていることから医療技術評価分科会の評価対象とすることとなった旨、事務局と吉田分科会長からも説明があった。

なお、提案書様式については、以下の点に変更された。

図表 32 平成 25 年度 医療技術評価提案書様式の変更点

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①担当者氏名、連絡先等を提案書本体から分離し、表紙に移行②提案した技術に関連して、減点や削除が可能な技術を記載する欄を設置③【詳細版】に当該技術に使用する医薬品又は医療機器、体外診断薬について記載する欄を設置（体外診断薬を新たに追加）④保険既取載技術用の【詳細版】を新たに設定 |
|---|

(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (診調組 技-2) (平成 25 年 2 月 25 日) より作成

スケジュールについては、以下のようになり、提案書提出締切を6月末から6月中旬に早めた案が示された。

図表 33 平成 25 年度 医療技術評価のスケジュール案

平成 25 年 3 月上旬	提案書配布
6 月中旬	提案書提出〆切、重複・薬事法などの確認
8～10 月	専門的観点を踏まえ、評価（案）を作成
10 月以降	評価（案）をもとに医療技術評価分科会で評価 評価結果を中医協総会報告

(出典) 中医協 医療技術評価分科会（診調組 技-2）（平成 25 年 2 月 25 日）より作成

これについては、前回の改定時に事務局の作業時間が十分に確保できなかったことによる対応であったが、一方で学会間の調整時間が少なくなること¹⁴、既収載についても詳細版を記載する場合、学会の負担が増えることなど、外保連・内保連の委員から懸念を示す意見が挙げられた。これに対し、吉田分科会長からも提出期限を早めるのであれば既収載については詳細版を必須ではなく事務局が必要と求めた場合にしてはどうか、という発言もあった。こうしたことを受け、2日後に開催された中医協総会（平成 25 年 2 月 27 日）では、提案書の提出締切として「6月中～下旬」と修正されたものが提案された。

また、医療技術評価分科会では「提案した技術に関連して、減点や削除が可能な技術を記載する欄を設置」については非公開にしないと書きにくい、算出方法も示してほしい、といった意見も出された¹⁵。減点や削除が可能な技術を記載した結果、減点や削除だけが採用され提案内容が評価されない場合の懸念も示された。また、学会によって削減額の計算が大きく異なる点も問題として指摘された¹⁶。

これに対し、事務局である保険局医療課からは、技術の必要性、エビデンスが最重要であること、提案技術に伴って減点や削除、医療費抑制が可能であれば記載してほしいこと、ただし、この項目は必須ではないことの説明があった。

医療技術評価提案書と削除項目については紐づけずに、削除申請書を別に出してはどうかといった意見も出された¹⁷。これに対し、分科会長から、小泉内閣時代に財源確保ができ

¹⁴ 外保連では、提案内容ができるだけ重複しないよう、あらかじめ、学会間でどの学会が提案書を記載・申請するか調整しているが、内保連内での調整ができていないことが課題として示された（岩中委員発言。平成 24 年度第 1 回診療報酬調査専門組織医療技術評価分科会議事録（平成 25 年 2 月 25 日））。

¹⁵ 渥美委員（平成 24 年度第 1 回診療報酬調査専門組織医療技術評価分科会議事録（平成 25 年 2 月 25 日））。

¹⁶ 同上

¹⁷ 「外保連でやっている」と、この手術、このK番号は要らないのではないのという、別にこれを出さなく

ず各学会に減点・削除項目の提案をお願いしたこと、従来は臨床検査が対象となっていたことなどに触れた上で、手術や処置などで不要な技術があれば、医療技術評価提案書を用いて削除を提案する医療技術評価提案書を提出してほしい旨、説明があった。また、この分科会では、1増1減のような評価にならないことが確認された¹⁸。

従来より、保険局医療課で作成した「医療技術評価提案書 記載要領」があるが、この中で、「当該技術の対象となる患者数の現状及び将来予測推計を、学会のデータ、患者調査結果等を活用し記載すること。また、当該技術の（年間）施行回数の現状及び将来予測推計（技術を実施できる医療機関の数及び回数の推計）を、学会のデータ、社会医療診療行為別調査結果等を活用し記載すること。」としており、「患者調査」「社会医療診療行為別調査」が掲載されている厚生労働省の URL も記載している。

また、エビデンスレベルについては、質の高いものから I～VI の 6 区分が示されている。これは、「診療ガイドラインの作成の手順【ver.4.3】」より抜粋されたものである。

でも、K 番号の手術をやっていませんよというのは、時々意見として出てくるのです。それを届ける用紙がないのです。これの新しいものを出して、関連してこれは要らないという形でしか出せないのが、削除してもよい処置、検査、手術という削除申請書みたいなものも 1 枚あってもいいのかなど。実は外保連で審査をしていると、こういうふうに区分整理されてしまったので、この手術やりません、こっちの手術でやっていますからと、実は結構領域によっては検討すべき部分はありますので、ぜひそれは考えていただきたいなど。」（岩中委員発言。平成 24 年度第 1 回診療報酬調査専門組織医療技術評価分科会議事録（平成 25 年 2 月 25 日））

¹⁸ 「今の減点に関しては、ただやっていないものを減らしても、医療費削減には全くつながらないわけですね。ですから、恐らく厚生省の本来の趣旨とはあまり合わないと思うので、本来ならこちらを上げれば 1 増 1 減ではないですけども、増と減のバランスみたいなものも頭に置くようにというメッセージがもう少し伝わるという必要もあるのではないかと。あまりやっていない件数だけ切りましょうと言うと、本来ではなくて、こう認めるならこちらを少し切って、こちらを新たなものを認めるという交渉がうまくできる場にしていただければというふうに私は思います。」という渥美委員の発言に対し、吉田分科会長からは「ただ、中医協総会では、医療費に関してはこの分科会は必要ないのだと、考えるなど言うので、我々は学問的に評価して出す。削減したからこちらが増えるということとはできないのです。（中略）だから、削除項目を 1 個削減したから、1 増 1 減というわけにいかないのですね。」と説明。この考え方に渥美委員も納得された経緯がある。

図表 34 医療技術評価提案書記載のエビデンスレベルの分類

I システマティックレビュー/メタアナリシス
II 1つ以上のランダム化比較試験による
III 非ランダム化比較試験による
IV 分析疫学的研究（コホート研究や症例対照研究による）
V 記述研究（症例報告やケース・シリーズ）による
VI 患者データに基づかない、専門委員会や専門家個人の意見

なお、複数のタイプがある場合は、エビデンスのタイプの質の高いタイプをとる。
ただし白人 Caucasian 研究にもとづくタイプと日本人研究にもとづく
タイプが異なる場合などは、それぞれ別記する。

（出典）中医協 医療技術評価分科会（診調組 技-2）（平成 25 年 2 月 25 日）より作成

平成 25 年 11 月 12 日に開催された医療技術評価分科会では、これまで分科会長を務めた吉田英機分科会長が退任（平成 25 年 8 月 18 日）した他、委員の交替があった。また、委員 20 名、専門委員 12 名が公表された。分科会長には福井次矢 聖路加国際病院長（当時）、分科会長代理には引き続き小山信禰 東邦大学医学部医療政策・渉外担当部門特任教授（当時）が就任することとなった。

図表 35 平成 25 年度 医療技術評価分科会委員・専門委員

診療報酬調査専門組織 医療技術評価分科会 委員名簿

本委員

氏名	所属及び役職
あつみ 義仁	公益財団法人ライフ・エクステンション研究所付属 永寿総合病院糖尿病臨床研究センター長
いずみ 雄一	東京医科歯科大学歯学部附属病院病院長補佐・歯学部総合研究科歯周病学分野教授
いはら 裕宣	杏林大学医学部総合医療学非常勤講師 東京都支払基金副審査委員長
いわなか 督	東京大学医学部附属病院小児外科教授
おおたき 純司	北海道大学大学院医学研究科医学教育推進センター教授
きたがわ 雄光	慶應義塾大学医学部外科学教授
こやま 信彌	東邦大学医学部医療政策・渉外部門特任教授
さいとう 忠則	日本私立学校振興・共済事業団東京臨海病院副院長（経営担当）
ささき 均	長崎大学病院教授・薬剤部長
きただ 弘美	東京大学大学院医学系研究科 健康科学・看護学専攻老年看護学/創傷看護学分野 教授
しげふさ えり子	国立病院機構東広島医療センター感染症診療部長
すずき 則宏	慶應義塾大学医学部神経内科教授
たなか 憲一	新潟県厚生農業協同組合連合会新潟医療センター病院長
ながはら 隆英	東京大学大学院医学系研究科呼吸器内科学教授
ふくい 次矢	聖路加国際病院長
ふくだ 敬	国立保健医療科学院 研究情報支援研究センター 上席主任研究官
ほんだ 浩	九州大学大学院医学研究院放射線科学分野教授
まつの 彰	帝京大学ちば総合医療センター副院長・脳神経外科教授
まつむら 英雄	日本大学歯学部歯科補綴学第三講座教授
みやま 彰子	国家公務員共済組合連合会虎の門病院臨床感染症科・中央検査部長

五十音順

専門委員

氏名	所属及び役職
あまの 史郎	東京大学大学院医学系研究科外科学専攻 感覚運動機能医学講座眼科学 教授
いじま 正文	昭和大学医学部名誉教授
いなやま 嘉明	横浜市立大学附属市民総合医療センター病理診断科・病理部 教授・部長
おがき 紀夫	名古屋大学大学院医学系研究科精神医学・親と子どもの心療学分野教授
かねこ 剛	国立成育医療研究センター外科系専門診療部形成外科医長
たくら 智之	大阪大学大学院医学系研究科医療経済産業政策学教授
たけなか 洋	大阪医科大学学長
つちか 一寛	東邦大学医学部整形外科教室教授
ほりま 重郎	順天堂大学医学部泌尿器科学講座泌尿器外科学 教授
やまぐち 芳裕	杏林大学教授（救急医学） 杏林大学医学部附属病院高度救命救急センター長
やまだ 芳嗣	東京大学大学院医学系研究科外科学専攻生体管理医学講座麻酔学教授
よこや 進	国立成育医療センター生体防御系内科部長

五十音順

（出典）中協 医療技術評価分科会（診調組 技-2）（平成 25 年 11 月 12 日）より作成

図表 36 平成 25 年度 医療技術評価分科会に提示された評価（案）の内訳

医療技術評価・再評価提案件数	805 件 (重複分をカウントすると 863 件)
①幅広い観点から評価が必要な技術	525 件 (新規技術 234 件、既存技術 291 件)
②エビデンスが不十分と考えられる技術 ・評価すべき有用性が十分に示されていないもの ・評価すべき技術の具体的な内容が十分に記載されていないもの 等	192 件
③医療技術評価分科会における評価の対象とならない技術（評価対象外）	88 件
うち、基本診療料及び医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない医学管理に係る提案書、個別の技術評価ではなく制度に対する提案書等（注 1）	70 件
うち、使用する医薬品及び医療機器等の薬事法上の承認が確認できない技術（注 2）	7 件
うち、先進医療専門家会議において保険導入等について議論する技術（注 3）	11 件

注 1：基本診療料及び医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない医学管理に係る提案書については、医療技術評価分科会の評価の対象外。

注 2：薬事法上の承認が得られていないものは、保険診療において使用することができない。保険と併用する方法として先進医療がある。

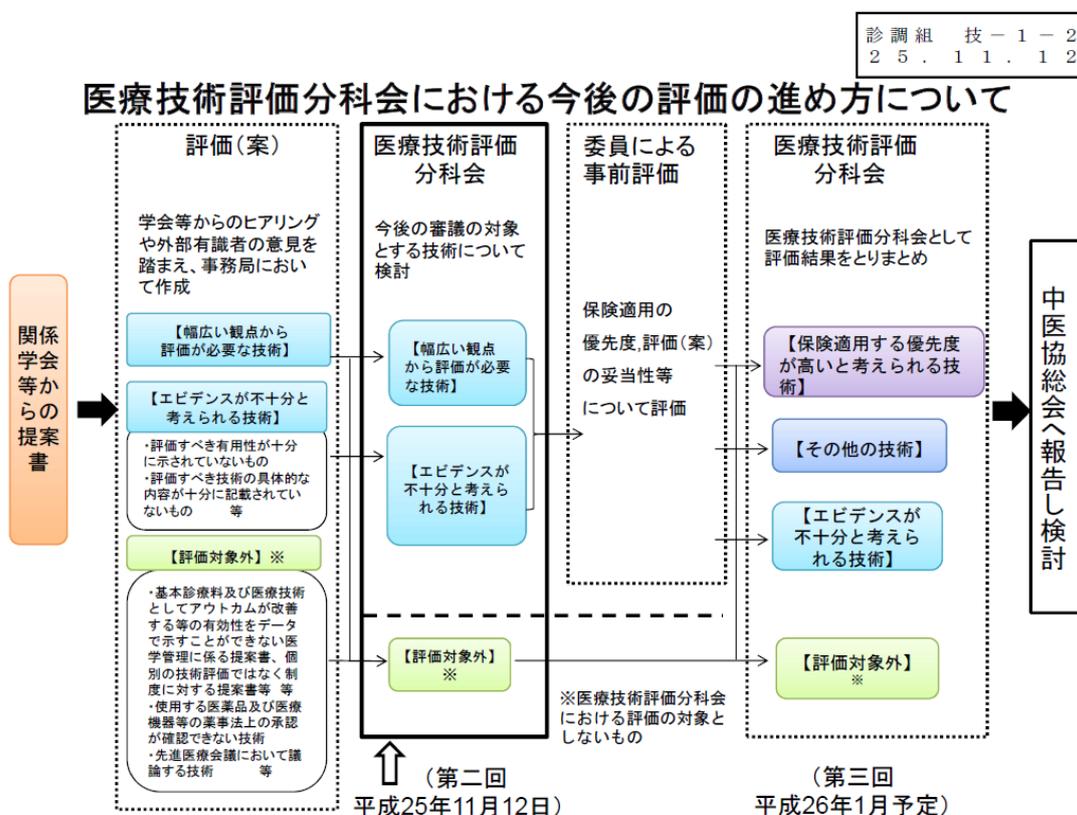
注 3：先進医療については、先進医療会議において、実績報告等に基づき、別途保険導入について評価が行われるため、医療技術評価分科会の評価の対象外。

注 4：評価の中には、新規保険収載、既収載技術の増点、減点、廃止、要件の見直し、適応疾患の拡大等が含まれる。

注 5：件数については、今後、検討を進めていくうちに若干の変動はありうる。

（出典）中医協 医療技術評価分科会（診調組 技-1-1）（平成 25 年 11 月 12 日）

図表 37 医療技術評価分科会における評価の進め方について



(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (診調組 技-1-2) (平成 25 年 11 月 12 日) より作成

図表 38 平成 25 年度 医療技術提案書で「4 保険収載の廃止」または「5 その他」で項目削除等の記載があったもの

番号	技術名	主申請団体
327201	技術名：縦隔切開術（経胸腔） 内容：術式の削除と、術式の名称変更と K 番号の変更 「2 肋骨切断によるもの、傍胸骨又は傍脊柱によるもの」は算定していないため、廃止する。	日本呼吸器外科学会
710225	技術名：不飽和鉄結合能 (UIBC)、総鉄結合能 (TIBC) 内容：D007-12 不飽和鉄結合能 (UIBC)、総鉄結合能 (TIBC) の保険収載を廃止する	日本臨床検査医学会
710226	技術名：溶連菌エステラーゼ抗体 (ASE) 内容：D012-16 溶連菌エステラーゼ抗体 (ASE) の保険収載を廃止する	日本臨床検査医学会
710227	技術名：クレアチニン 内容：クレアチニンの測定方法のうち、ヤッフエ法を保険収載から削除する	日本臨床検査医学会
710228	技術名：リウマトイド因子 (RF) 半定量	日本臨床検査医学会

	内容：D014-02 リウマトイド因子 (RF)半定量の <u>保険収載を廃止する</u>	
710229	技術名：カタラーゼ 内容：D007-22 カタラーゼの保険収載を廃止する	日本臨床検査医学会
710230	技術名：シスチンアミノペプチダーゼ (CAP) 内容：D007-29 シスチンアミノペプチダーゼ (CAP)の <u>保険収載を廃止する</u>	日本臨床検査医学会
710231	技術名：遊離脂肪酸 (NEFA) 内容：D007-3 遊離脂肪酸 (NEFA)の保険収載を廃止する	日本臨床検査医学会
710232	技術名：LE テスト定性 内容：D014-05LE テスト定性の保険収載を廃止する	日本臨床検査医学会
710233	技術名：エステル型コレステロール 内容：D007-1 エステル型コレステロールの <u>保険収載を廃止する</u>	日本臨床検査医学会
710234	技術名：前立腺酸ホスファターゼ 内容：D007-4 前立腺酸ホスファターゼの保険収載を廃止する	日本臨床検査医学会
710235	技術名：肺サーファクタント蛋白 A (SSP-A) (羊水) 内容：D004-12 肺サーファクタント蛋白 A (SSP-A) (羊水)の <u>保険収載を廃止する</u>	日本臨床検査医学会

(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (平成 25 年 11 月 12 日) で公開された医療技術提案書より作成

図表 39 平成 25 年度 医療技術提案書で「関連して減点や削除が可能と考えられる医療技術」に記載があった項目例

番号	技術名	主申請団体
220101	技術名：国際標準法を用いた BCR-ABL mRNA の定量 PCR 法 減点・削除可能な技術：D006-3、D006-2 Major bcr-abl mRNA 核酸増幅検査、造血器腫瘍遺伝子検査	日本血液学会 (共同提案：日本臨床腫瘍学会)
220102	技術名：血清および尿の免疫固定法 (immunofixation electrophoresis: IFE)検査 減点・削除可能な技術：D015-20, D015-21 尿蛋白免疫電気泳動, 免疫電気泳動	日本血液学会
220104	技術名：高感度フローサイトメトリー法による GPI アンカー膜蛋白欠損 (PNH 型) 血球の検出 減点・削除可能な技術：D016-5 赤血球表面抗原検査	日本血液学会
220114	技術名：急性白血病の遺伝子検査 減点・削除可能な技術：D 006-2 造血器腫瘍遺伝子検査	日本血液学会
225103	技術名：可溶性メソテリン関連ペプチド (SMRP) の測定 減点・削除可能な技術：D303 胸腔鏡検査、N000 病理組織標本作成、N002 免疫染色、N004 細胞診、N006 病理診断料(2細胞診断料)、D215 超音波検査、D412 経皮的針生検法、E002 撮影、E200 CT 撮影、E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影	日本呼吸器学会 (共同提案：日本肺癌学会)
226103	技術名：ネーザルハイフロー療法(ハイフローセラピー) 減点・削除可能な技術：H300 NPPV あるいは ASV	日本呼吸ケア・リハビリテーション学会 (共同提案：日本呼吸療法医学会)

233101	技術名：血中ペプシノゲン I (PGI)、ペプシノゲン II (PGII) 測定による慢性胃炎の診断 減点・削除可能な技術：D308 胃・十二指腸ファイバースコープ	日本消化器病学会 (共同提案：日本消化器内視鏡学会、日本ヘリコバクター学会)
245101	技術名：経皮的閉鎖肺動脈弁尖通・拡大 減点・削除可能な技術：K601 人工心肺	日本小児循環器学会
247104	技術名：広汎性発達障害日本自閉症協会評定尺度 (PARS) 減点・削除可能な技術：D285 認知機能検査その他の心理検査 CLAC II CLAC III	日本小児精神神経学会 (共同提案 日本小児学会、日本小児神経学会、日本小児心身医学会)
247110	技術名：K - A B C II (Kaufman Assessment Battery for Children：個別式知能検査 II (改訂)) 減点・削除可能な技術：D-283 発達及び知能検査 WISC-R 知能検査	日本小児精神神経学会 (共同提案 日本小児学会、日本小児神経学会、日本小児心身医学会)
248101	技術名：血清 25 水酸化ビタミン D 測定 (25OHD) 減点・削除可能な技術：D0081,25(OH)2 ビタミン D	日本小児内分泌学会
250102	技術名：医療心理士による神経心理査定料 減点・削除可能な技術：D285 認知機能検査その他の心理検査	日本神経学会 (共同提案：日本小児神経学会、日本リハビリテーション学会、日本高次脳機能障害学会、日本てんかん学会)
250103	技術名：デジタル脳波の遠隔診断 減点・削除可能な技術：D235 注 2 当該保険医療機関以外の医療機関で描写した脳波について診断を行った場合は、1 回につき 70 点とする	日本神経学会 (共同提案：日本てんかん学会、日本小児神経学会、日本臨床神経生理学会)
257203	技術名：埋込型ループ式連続モニター装置管理 減点・削除可能な技術：D2101 ホルター心電図	日本心電学会
257204	技術名：リアルタイム解析型心電図 (体外型ループ式連続モニター装置) 減点・削除可能な技術：D2101 ホルター心電図	日本心電学会
260101	技術名：MR 対応ペースメーカー患者の MR 撮像における安全加算 減点・削除可能な技術：E200 コンピューター断層撮影	日本磁気共鳴医学会
262102	技術名：「E101-2 ポジトロン断層撮影」及び「E101-3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影」 減点・削除可能な技術：E100 シンチグラム	日本循環器学会 (共同提案：日本脈管学会、日本心臓病学会、日本心不全学会、日本動脈硬化学会)
262103	技術名：院外での 12 誘導心電図の記録と医療機関の読影料	日本循環器学会 (共

	加算 減点・削除可能な技術：D208 心電図診断料	同提案：日本心臓病学会、日本心電学会、日本不整脈学会、日本冠疾患学会)
262104	技術名：右心カテーテル留置下の運動負荷試験 減点・削除可能な技術：D211 呼気ガス分析を併用した運動負荷試験	日本循環器学会
268101	技術名：アクチグラフ 減点・削除可能な技術：D237 終夜睡眠ポリグラフィ検査、反復睡眠潜時試験 (MSLT)	日本睡眠学会
272102	技術名：精神科安全保護管理加算Ⅰ 減点・削除可能な技術：A229 精神科隔離室管理加算	日本精神科病院協会
281101	技術名：aEEG(amplitude-integrated EEG)による長期脳波記録検査 減点・削除可能な技術：A212 超重症児(者)入院診療加算	日本てんかん学会 (共同提案：日本臨床神経生理学会、日本神経学会、日本小児神経学会)
282201	技術名：慢性維持透析濾過(複雑なもの)を行った場合 減点・削除可能な技術：J038-注9-イ透析液水質確保加算1	日本透析医学会
282202	技術名：人工腎臓 減点・削除可能な技術：J038-注9-イ透析液水質確保加算1	日本透析医学会
291101	技術名：RT-PCR法によるALK融合遺伝子の検出 減点・削除可能な技術：D006-49ALK遺伝子標本作製	日本肺癌学会(共同提案：日本呼吸器学会)
301202	技術名：大腸CTの算定要件の見直し 減点・削除可能な技術：E0036 イ注腸	日本医学放射線学会
306101	技術名：運動器不安定症グループリハビリテーション 減点・削除可能な技術：H002-1,2 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)(Ⅱ)	日本運動器科学学会
306103	技術名：小児スポーツ障害指導料 減点・削除可能な技術：H002-1,2 運動器リハビリテーション料	日本運動器科学学会
306104	技術名：運動器不安定症管理料 減点・削除可能な技術：H002-1,2 運動器リハビリテーション料	日本運動器科学学会
311203	技術名：肝切除、胃空腸吻合・総胆管胃(腸)・膵嚢胞胃(腸)・膵管空腸吻合術への自動縫合器加算 減点・削除可能な技術：K674,K675-2,K675-3,K675-4,K675-5,K677,K677-2,K680,K695-4K695-5,K695-6,K695-7,K696,K705,K706 総胆管拡張症手術、胆嚢悪性腫瘍手術と肝切除術の一部、胆管悪性腫瘍手術、膵管空腸吻合術など	日本肝胆膵外科学会 (共同提案：日本外科学会、日本内視鏡外科学会)
313102	技術名：涙道内視鏡検査 減点・削除可能な技術：J091、J091-2、J092 鼻涙管ブジー法 鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄 涙嚢ブジー法(洗浄を含む)	日本眼科学会
326101	技術名：腐骨除去手術(表在性のもの)	日本口腔科学学会

	減点・削除可能な技術：K436 顎骨腫瘍摘出術	
326102	技術名：腐骨除去手術（深在性のもの） 減点・削除可能な技術：K437 下顎骨部分切除術	日本口腔科学会
326103	技術名：腐骨除去手術（関節頭をふくむもの） 減点・削除可能な技術：K438 下顎骨連続離断	日本口腔科学会
327102	技術名：拡大胸腺摘除術（開胸）（重症筋無力症に対する） 減点・削除可能な技術：K513-2 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術 年間 2,000 例	日本呼吸器外科学会
327103	技術名：拡大胸腺摘除術（胸腔鏡下）（重症筋無力症に対する） 減点・削除可能な技術：：K513-2 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術 年間 2,000 例	日本呼吸器外科学会
328101	技術名：狭帯域光強調気管支鏡検査 減点・削除可能な技術：D301 気管支鏡検査、気管支カメラ 削除可能と考えられる	日本呼吸器内視鏡学会
328102	技術名：自家蛍光観察気管支鏡 減点・削除可能な技術：D301 気管支鏡検査、気管支カメラ 削除可能と考えられる	日本呼吸器内視鏡学会
331202	技術名：腹腔内視鏡検査（子宮・付属器） 減点・削除可能な技術：D316 クルドスコープ ※現在、骨盤内の観察目的である従来のクルドスコープは、ほとんど行われていない。多くは、腹腔内視鏡検査（子宮・付属器）により行われている。	一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会（共同提案：日本産科婦人科学会、日本生殖 医学会、日本産婦人科医会、日本産婦人科手術学会、日本婦人科腫瘍学会）
334102	技術名：先進画像加算：脳梗塞超急性期における緊急 MR 加算 減点・削除可能な技術：E201 非放射線キセノン脳血流動態検査 ※現状では施行施設は少ない。	一般社団法人日本磁気共鳴医学会（共同提案：日本医学放射線学会）
335101	技術名：貯血式自己血輸血管管理料 減点・削除可能な技術：K920-2 輸血管管理料 ※貯血式自己血輸血管管理料が保険収載された場合には、輸血管管理料の通知の対象から自己血輸血を除外することが可能 であると考えられる。	日本自己血輸血学会（共同提案：日本心臓血管外科学会）
335201	技術名：術中術後自己血回収術(自己血回収器具によるもの) 減点・削除可能な技術：K923 術中術後自己血回収術（濾過によるもの）	日本自己血輸血学会（共同提案：日本心臓血管外科学会・日本胸部外科学会）
336101	技術名：内視鏡下鼻・副鼻腔手術 減点・削除可能な技術：K340, 340-2,341, 349,350,351,352,352-2,353,357,354,355,356,358,359,360,361,362,363,364 鼻茸摘出術、上顎洞開窓術、鼻内上顎洞根治術、鼻内篩骨洞根治術、鼻内蝶形骨洞根治術鼻内前頭洞根治術など ※ I 型：340, 340-2,341、II 型：349,350,351,352,352-2,353,354、III	日本耳鼻咽喉科学会

	型：355,356,358,359,360,361,362,363 に収束する。	
336106	技術名：唾液腺内視鏡下唾石摘出術 減点・削除可能な技術：K450 2、450 唾石摘出術（深在性および腺体内） ※唾液腺内視鏡が普及することにより、深在性および腺体内に存在する唾石の摘出が可能になる。	日本耳鼻咽喉科学会
339203	技術名：小児特定集中治療室管理料 減点・削除可能な技術：J301-1-1 小児加算 ※真に小児集中治療を必要とする患者を小児特定集中治療加算対象として該当施設に集約化すれば、上記小児加算の算定数は減じる。	日本集中治療医学会
345101	技術名：処置における小児加算の新設 減点・削除可能な技術：J022 高位浣腸、高圧浣腸、洗腸 乳幼児加算	日本小児外科学会 （共同提案：日本外科学会、日本周産期・新生児医学会）
355101	技術名：尿失禁に対する骨盤底筋訓練指導 減点・削除可能な技術：D290-2 パッドテスト 100 点	日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会
355102	技術名：在宅排尿指導管理料 減点・削除可能な技術：D216-2 290-2 残尿測定検査、尿失禁定量テスト（パッドテスト） ※残尿測定検査、尿失禁定量テスト（パッドテスト）、失禁による皮膚障害 1 回の外来受診費は当該指導料に含める	日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会
355202	技術名：高位浣腸、高圧浣腸、洗腸 減点・削除可能な技術：B001 13 在宅療養指導料 ※人工肛門周囲の皮膚障害が減少することにより、通院回数が 5 回減少することで、月 1 回の在宅療養指導料の算定も減少する。	日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会
355203	技術名：在宅患者訪問看護・指導料 4. ストーマケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合 減点・削除可能な技術：C005-11 在宅訪問看護・指導料 特別な管理を必要とする患者に対する在宅移行管理加算 250 点	日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会
356104	技術名：再診時、他院で撮影した MRI、CT の読影料 減点・削除可能な技術：E200、202 コンピューター断層撮影（CT 検査）、磁気共鳴コンピューター断層撮影（MRI 検査）	日本整形外科学会
356204	技術名：消炎鎮痛処置複数部位加算 減点・削除可能な技術：H002 運動器リハビリテーション料	日本整形外科学会
367101	技術名：腹腔鏡下尿管切石術 減点・削除可能な技術：K782 2 尿管切石術	日本内視鏡外科学会
369101	技術名：乳頭乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの） 減点・削除可能な技術：K476 5 乳腺悪性腫瘍手術 乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの）	日本乳癌学会
369102	技術名：乳頭乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの） 減点・削除可能な技術：K476 3 乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの） ※乳房切除術として算定されていた症例が本術式に変更されるため、702,450,000 円の減額になる。従って、乳房切除術と本術式を合計した医療技術料に変化はない。	日本乳癌学会

371105	技術名：脊髄空洞症に対する空洞一くも膜下腔交通術（短絡術）＜S-S シャント 減点・削除可能な技術：K 脊髄硬膜切開術 ※本術式が医学的にどのような目的を持って行われているか現在の医療水準からすると疑問であります。おそらく現在では単純に硬膜解放にとどまる術式はなく、今回の交通手術を収載することにより、これに相当する手術はなくなるものと考えます。	日本脳神経外科学会
374101	技術名：腹腔鏡下膀胱脱手術 減点・削除可能な技術：K802-2 膀胱脱手術 その他のもの ※腹腔鏡による膀胱脱手術が認められると、開腹による手術 K802-2 その他のものが減少することが予想される。経腔メッシュ手術は主流となっていて年間 8,000～10,000 例ほど行われているので、それほど影響は出ない。よって開腹手術は減点が可能である。	日本排尿機能学会
377101	技術名：腹腔鏡下後腹膜リンパ節郭清術 減点・削除可能な技術：K627 7 リンパ節郭清術 後腹	日本泌尿器内視鏡学会
377103	技術名：腹腔鏡下尿膜管切除術 減点・削除可能な技術：K804 尿膜管摘出術	日本泌尿器内視鏡学会（共同提案：日本内視鏡外科学会）
377104	技術名：腹腔鏡下膀胱部分切除術 減点・削除可能な技術：K802 膀胱腫瘍摘出術	日本泌尿器内視鏡学会
377105	技術名：腹腔鏡下尿膜管悪性腫瘍手術 減点・削除可能な技術：K803 1 膀胱悪性腫瘍手術 1 切除	日本泌尿器内視鏡学会
377106	技術名：腹腔鏡下腎盂切石術 減点・削除可能な技術：K767 腎盂切石術	日本泌尿器内視鏡学会
381101	技術名：腓骨阻害薬・抗菌薬腓局所持続動注療法 減点・削除可能な技術：K698 急性腓炎手術	日本腹部救急医学会（共同提案：日本救急医学会、日本肝胆膵外科学会）
383202	技術名：両室ペーシング機能付き植え込み型除細動器移植術 減点・削除可能な技術：K598、599 両心室ペースメーカー移植術、植え込み型除細動器移植術	日本不整脈学会（共同提案：日本循環器学会）
386103	技術名：全身麻酔とエコーガイド下で行われる神経ブロックの併用 減点・削除可能な技術：L003 硬膜外麻酔後の局所麻酔剤持続注入	日本麻酔科学会
386204	技術名：硬膜外麻酔及び全身麻酔後における鎮痛法 減点・削除可能な技術：L003 硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入（1日につき）	日本麻酔科学会
389101	技術名：関節リウマチ等生物学的製剤注射 減点・削除可能な技術：C101 2 在宅自己注射指導管理料	日本リウマチ学会（共同提案：日本臨床整形外科学会）
392201	技術名：乳腺穿刺細胞診の左右別々算定 減点・削除可能な技術：N006 細胞診（1部位につき）・乳腺穿刺又は針生検（片側）・組織試験採取、切採法	日本臨床外科学会
401201	技術名：転位歯・非機能歯の移植 減点・削除可能な技術：M010-00 ブリッジによる歯冠修復	日本外傷歯学会

410102	技術名：専門的歯肉マッサージ術 減点・削除可能な技術：1011 スケーリング・ルートプレーニング	日本口腔衛生学会、 日本歯科医療管理学会
413110	技術名：歯科における禁煙指導 減点・削除可能な技術：B001-2 歯科衛生実地指導料	日本口腔外科学会、 日本歯周病学会、日本有病者歯科医療学会、日本小児口腔外科学会、日本口腔腫瘍学会、日本歯科薬物療法学会
413206	技術名：腐骨除去手術（関節頭をふくむもの） 減点・削除可能な技術：J047-2-口腐骨除去手術 関節頭をふくむもの	日本口腔外科学会、 日本口腔科学会、日本老年歯科医学
421201	技術名：歯科特定疾患療養管理料 減点・削除可能な技術：I 004, J 000 抜髄、抜歯	日本歯科心身医学会、 日本口腔顔面痛学会、日本口腔診断学会
430205	技術名：咬合調整 減点・削除可能な技術：I000-2 咬合調整	日本歯周病学会
432101	技術名：摂食嚥下機能検査 減点・削除可能な技術：H001 摂食機能療法（1日につき）	日本障害者歯科学会
434203	技術名：乳歯列期および混合歯列期歯周病検査 減点・削除可能な技術：D000 混合歯列期歯周組織検査 ※乳歯列期の場合に混合歯列期歯周組織検査を準用していたものを廃止する。	日本小児歯科学会
434204	技術名：混合歯列期歯周病検査 2 減点・削除可能な技術：D 002 混合歯列期歯周組織検査	日本小児歯科学会
434207	技術名：初期う蝕早期充填処置 減点・削除可能な技術：M001-2 う蝕歯即時充填形成	日本小児歯科学会
607101	技術名：尿失禁に対する骨盤底筋訓練指導 減点・削除可能な技術：D290-2 パッドテスト 100 点	日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会
607102	技術名：在宅排尿指導管理料 減点・削除可能な技術：D216-2 290-2 残尿測定検査、尿失禁定量テスト（パッドテスト）	日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会
609101	技術名：下部尿路症状の排尿指導料 減点・削除可能な技術：D216-2 残尿測定	日本創傷・オストミー・失禁管理学会
611101	技術名：COPD 在宅酸素療法患者へのテレナーシング(遠隔看護)技術 減点・削除可能な技術：D007 血液ガス分析(150 点)	日本老年看護学会
703201	技術名：体外照射（高エネルギー放射線治療） 減点・削除可能な技術：M001 2 コバルト遠隔大量照射	日本放射線腫瘍学会
710220	技術名：外来診療料包括規定項目の見直し 減点・削除可能な技術：D002-2 フローサイトメトリー法による尿中有形成文測定	日本臨床検査医学会
710223	技術名：慢性維持透析患者外来医学管理料の包括算定対象の	日本臨床検査医学会

	見直し 減点・削除可能な技術：B001-15 慢性維持透析患者外来医学管理料 ※1点減点する提案	
710224	技術名：アルブミン定量（尿） 減点・削除可能な技術：D001-9 トランスフェリン（尿）	日本臨床検査医学会
711204	技術名：血清・血漿シスタチンC測定 減点・削除可能な技術：D007-1 血液化学検査（クレアチニン、尿素窒素）	日本臨床検査専門医学会
712101	技術名：婦人科細胞診スクリーニングにおける自動化加算 減点・削除可能な技術：N004 細胞診	日本臨床細胞学会 （提案学会：日本産科婦人科学会、日本婦人科腫瘍学会）
712201	技術名：液状化検体細胞診（Liquid Based Cytology = LBC） 減点・削除可能な技術：K 879 子宮悪性腫瘍術 ※本法の採用に、これまで浸潤癌に移行するまで見落としていた患者を事前に救うことができる。結果として、子宮悪性腫瘍手術の数を削減することが可能である。	日本臨床細胞学会 （共同提案：日本病理学会、日本産科婦人科学会、日本婦人科腫瘍学会）
714102	技術名：FDG-PET/CT によるがん骨転移の治療効果判定 減点・削除可能な技術：E100 骨シンチ ※今後は骨転移の治療効果判定（経過観察）の目的で骨シンチが用いられる機会が減少すると予測されるが、減点の必要性については判断し兼ねる。	日本臨床腫瘍学会
718205	技術名：大腸菌ペロトキシン定性 減点・削除可能な技術：D122-4 大腸菌血清型別 ※大腸菌ペロトキシン定性検査を増点し、大腸菌血清型別は診断には不要であるため、大腸菌血清型別検査は廃止する。	日本臨床微生物学会
725101	技術名：インターロイキン-6（IL-6）血中濃度迅速測定 減点・削除可能な技術：D015CRP ※炎症反応の評価として用いられているが、CRPはIL-6により誘導されるためIL-6を測定可能な施設ではCRP測定の必要性が低下する。CRPよりも約2日早くSIRSの重症度を診断できる	日本腹部救急医学会 （共同提案：日本救急医学会）

（注）「減点・削除可能な技術」欄に記載があるものの具体的な減点・削除の内容が示されていないもの、薬剤や医療材料等の費用削減が記載されているもの等は記載していない。

（出典）中医協 医療技術評価分科会（平成25年11月12日）で公開された医療技術提案書より作成

評価票については、平成 24 年度改定時に使用したものと同じものが使用された。

図表 40 平成 25 年度 医療技術評価分科会における評価票

<p>【未収載（新規）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該技術の保険収載に係る必要性・妥当性（1（低）～5（高）の5段階） ・倫理性・社会的妥当性（問題あり・問題なしの2択） ・実施施設の限定（施設基準を設けるべき・必要なし） <p>（コメント欄）</p> <p>(1)有効性について</p> <p>(2)安全性について</p> <p>(3)技術的成熟度について</p> <p>(4)普及性について</p> <p>(5)効率性について</p> <p>自由記載欄</p> <p>【既収載（既存）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再評価の必要性・妥当性（1（低）～5（高）の5段階） <p>（コメント欄）</p> <p>(1)有効性等について</p> <p>(2)普及性の変化について</p> <p>(3)予想される医療費の影響について</p> <p>(4)その他（安全性、技術の成熟度、倫理性・社会的妥当性について特記すべき事項があれば）</p> <p>自由記載欄</p>
--

（出典）中医協 医療技術評価分科会（診調組 技-3）（平成 25 年 11 月 12 日）

医療技術評価分科会の委員による事前評価を行い、平成 26 年 1 月 14 日に開催された医療技術評価分科会では、以下のように整理された。この中には、前述の保険収載の廃止に関する項目なども含まれている。

図表 41 平成 25 年度 医療技術評価分科会での評価（案）

医療技術評価・再評価提案件数	798 件（注 1） （重複分をカウントすると 863 件）
①新規保険収載等の評価を行う優先度が高いと考えられる技術（注 2）	135 件 （新規技術 57 件、既存技術 78 件）
②医療技術評価分科会としては、今回改定では対応	486 件

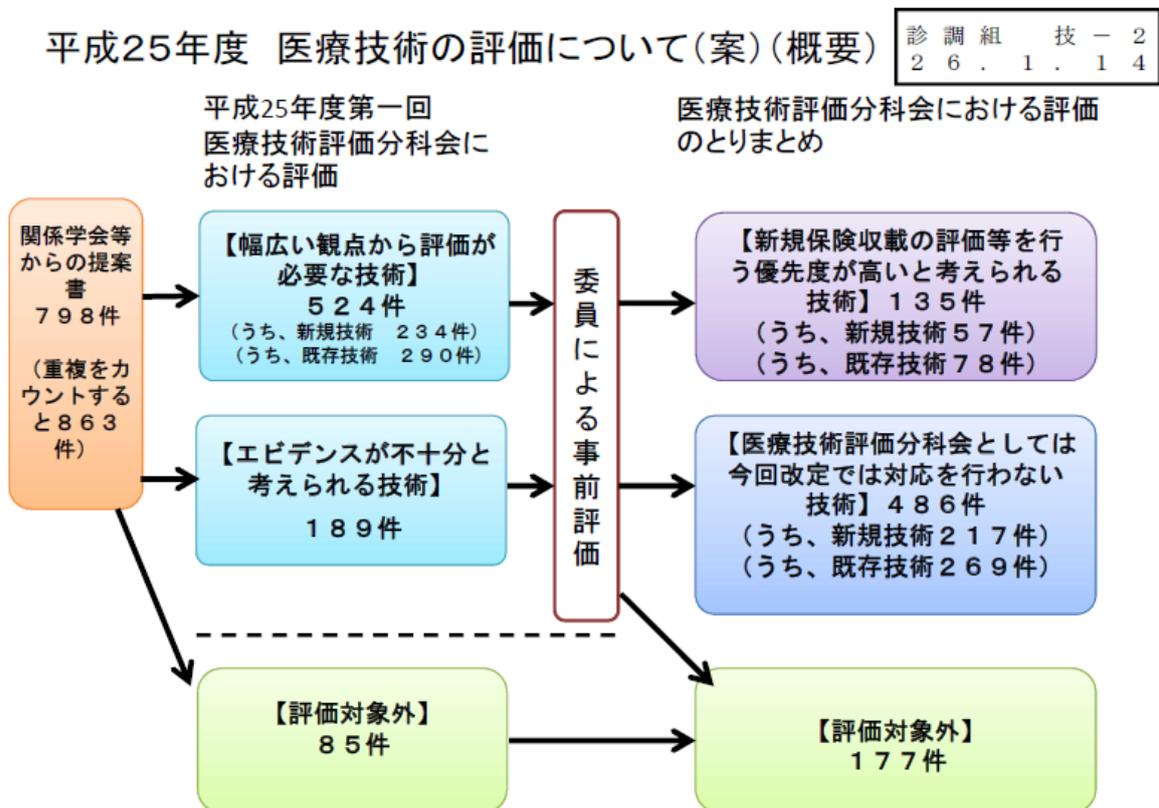
を行わない技術	(新規技術 217 件、既存技術 269 件)
③医療技術評価分科会における評価の対象とならない技術 (評価対象外)	177 件
うち、基本診療料及び医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない 医学管理に係る提案書、個別の技術評価ではなく制度に対する提案書等	105 件
うち、使用する医薬品及び医療機器等の薬事法上の承認が確認できない技術	61 件
うち、先進医療会議において保険導入等について議論する技術	11 件

注1：平成25年11月12日に行われた平成25年度第一回医療技術評価分科会後、追加で7件の重複の確認を行った。

注2：評価の中には、新規保険収載、既収載技術の増点、減点、廃止、要件の見直し、適応疾患の拡大等が含まれる。

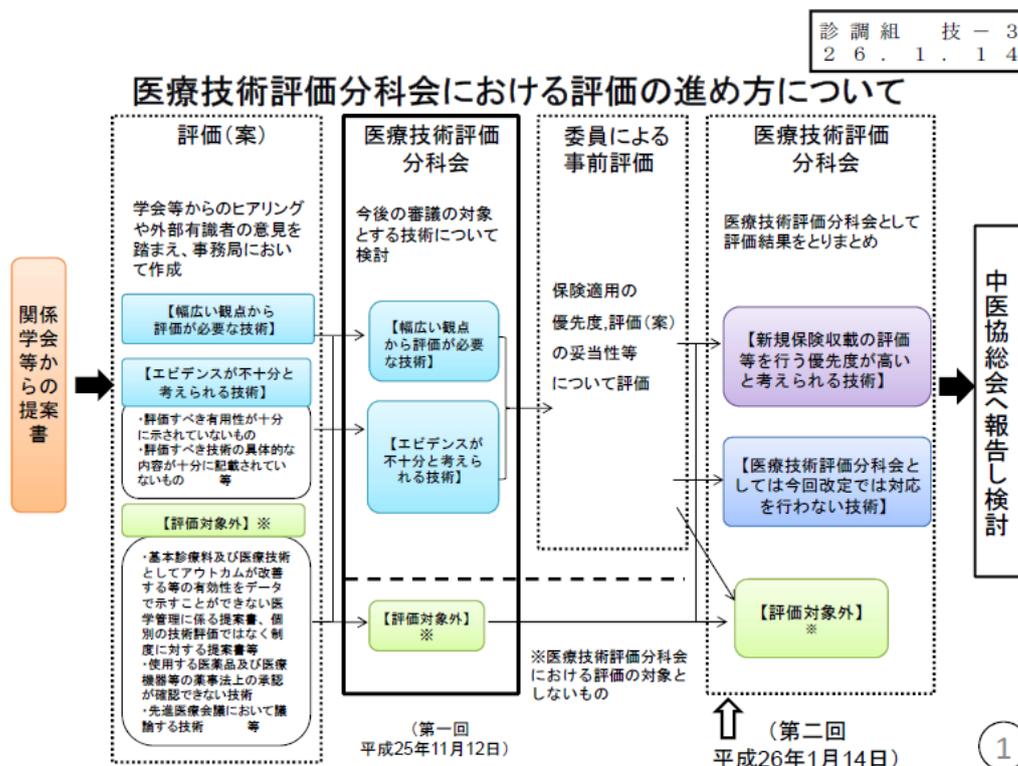
(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (診調組 技-1-1) (平成26年1月14日)

図表 42 平成25年度 医療技術の評価について (案) (概要)



(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (診調組 技-1-1) (平成26年1月14日)

図表 43 平成 25 年度 医療技術評価分科会における評価の進め方について



(出典) 中医協 医療技術評価分科会 (診調組 技-1-1) (平成 26 年 1 月 14 日)

平成 26 年 1 月 14 日の医療技術評価分科会では、斎藤委員より「提案書番号 710234『前立腺酸ホスファターゼ』という検査なのですが、医療上の必要性を踏まえ、評価の見直しを行うということは、これは中止といたしますか、なくすという内容での理解でよろしいのですかね。確認でございます。」との質問があり、事務局からは「社会医療診療行為別調査」で確認したところ、平成 24 年 5 月 1 か月で 40 回と少ないことから廃止する方向であること、「前回改定のときの対応を御参考までに申し上げますと、こちらの医療技術評価分科会で廃止とされたものにつきましては、廃止はするけれども、2 年間の経過措置を置くということを見せていただいております。すぐには診療報酬の点数表からは消さずに、2 年間の経過措置を置くということを前回やらせていただいております。その間に、もし技術的に困った事象が起こるといことでしたら、再度、医療技術評価分科会等での議論になるかと思っておりますので、今回も同様の方向で検討させていただければとは考えております。」と説明があった。このように実際に廃止する場合でも経過措置期間を置く場合もある。

平成 26 年 1 月 22 日の中医協総会で医療技術評価分科会の結果が報告された。ここでは鈴木委員より前回との件数の違いについて質問があり、事務局からは「いわゆる保険収載を行う優先度が高いという判断」をされた提案書の数が前回は 278 件で今回は 135 件である

ことを回答した。これに対し、鈴木委員（診療側委員）より件数が半分に減ったことについて財源の影響があるのか再度質問があった。これに対し、福井分科会長より「少なくとも分科会の中では、一人一人の委員は、財源のことを考えて評価をすとか、そういう議論は全くございませんで、かなり純粋にエビデンスの有無を踏まえた議論でございました」と、医療技術評価分科会の委員は財源を考えた評価を行っているわけではないことを説明した。一方で、事務局からは「医療技術評価分科会の議論では、新設であるか、増点であるかということがメインの議論ではなく、各学会に出していただいた申請内容がどのようなものであるかということに重点を置いて議論していただいております。一概に新規のものを取り上げるために、増点するのが難しいということでは整理しておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、新しい技術を導入する、もしくは増点をする場合には、財源が必要になりますので、全体としては、改定率そのものとの関係があると理解しております」と財源の影響も示唆した。

堀委員、安達委員（診療側委員）からはなぜ不採用になったのか説明が必要ではないかといった意見が出されたものの、医療技術評価分科会での結果については了承された。

第1回 NDB オープンデータ

診療行為 コード	診療行為名称	区 分
111010770	小児科外来診療料（初診時時間外特例医療機関）加算	B
112006070	小児科外来診療料（再診時時間外特例医療機関）加算	B
113000670	特定薬剤治療管理加算（臓器移植月から3月）	B
113000770	特定薬剤治療管理加算（臓器移植後の患者以外の第1回目）	B
113001470	腫瘍マーカー検査初回月加算	B
113004270	麻薬管理指導加算	B
113004790	手術後医学管理料（100分の95）逡減	B
113005570	小児科外来診療料（外来診療料時間外特例医療機関）加算	B
113007070	小児科外来診療料（初診時乳幼児夜間）加算	B
113007170	小児科外来診療料（初診時乳幼児休日）加算	B
113007270	小児科外来診療料（初診時乳幼児深夜）加算	B
113007370	小児科外来診療料（再診時乳幼児夜間）加算	B
113007470	小児科外来診療料（再診時乳幼児休日）加算	B
113007570	小児科外来診療料（再診時乳幼児深夜）加算	B
113007670	小児科外来診療料（外来診療料乳幼児夜間）加算	B
113007770	小児科外来診療料（外来診療料乳幼児休日）加算	B
113007870	小児科外来診療料（外来診療料乳幼児深夜）加算	B
113007970	後天性免疫不全症候群療養指導加算	B
113008070	重度喘息患者治療管理加算（1月目）	B
113008170	重度喘息患者治療管理加算（2月目以降6月目まで）	B
113009470	退院時診療状況添付加算	B
113009670	小児科外来診療料（初診時乳幼児時間外）加算	B
113009770	小児科外来診療料（再診時乳幼児時間外）加算	B
113009870	小児科外来診療料（外来診療料乳幼児時間外）加算	B
113010370	自己測定血糖値指導加算	B
113010570	保険医共同指導加算	B
113010670	保険医等3者以上共同指導加算	B
113010970	ハイリスク妊産婦紹介加算	B
113011070	認知症専門医紹介加算	B
113011170	精神科医連携加算	B
113011870	地域連携診療計画退院計画加算	B
113012570	認知症専門医療機関連携加算	B

113012670	肝炎インターフェロン治療連携加算	B
113012710	導入期加算（心臓ペースメーカー指導管理料）	B
113012970	がん性疼痛緩和指導管理料小児加算（15歳未満）	B
113013170	外来緩和ケア管理料小児加算（15歳未満）	B
113013570	導入期加算（植込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料）	B
113014270	外来放射線照射診療料（4日以上予定なし）減算	B
113014370	退院時共同指導料特別管理指導加算	B
113015770	精神科疾患患者等受入加算	B
113016170	歯科医療機関連携加算	B
113016270	地域包括診療料（再診時時間外）加算	B
113016370	地域包括診療料（再診時休日）加算	B
113016470	地域包括診療料（再診時深夜）加算	B
113016570	地域包括診療料（再診時乳幼児時間外）加算	B
113016670	地域包括診療料（再診時乳幼児休日）加算	B
113016770	地域包括診療料（再診時乳幼児深夜）加算	B
113016870	地域包括診療料（再診時時間外特例医療機関）加算	B
113016970	地域包括診療料（再診時乳幼児時間外特例医療機関）加算	B
113017070	小児科地域包括診療料（再診時乳幼児夜間）加算	B
113017170	小児科地域包括診療料（再診時乳幼児休日）加算	B
113017270	小児科地域包括診療料（再診時乳幼児深夜）加算	B
113017370	地域包括診療料（再診時夜間・早朝等）加算	B
113701310	手帳記載加算（薬剤情報提供料）	B
114000370	緊急往診加算（在支診等以外）	C
114000470	夜間往診加算（在支診等以外）	C
114000570	深夜往診加算（在支診等以外）	C
114000970	患家診療時間加算（往診）	C
114001470	患家診療時間加算（在宅患者訪問診療料）	C
114001870	緊急特別往診加算（在支診等以外）	C
114001970	夜間特別往診加算（在支診等以外）	C
114002070	深夜特別往診加算（在支診等以外）	C
114002470	患家診療時間加算（特別往診）	C
114002670	海路（波浪）加算（往）	C
114002770	海路（波浪）加算（復）	C
114002870	滞在時間加算（1号地域）	C
114002970	往診往復時間加算（2号地域）	C

114004710	注入器加算	C
114004810	間歇注入シリンジポンプ加算（1以外）	C
114004910	設置型液化酸素装置加算	C
114005010	携帯型液化酸素装置加算	C
114005110	在宅中心静脈栄養法用輸液セット加算	C
114005210	在宅経管栄養法用栄養管セット加算	C
114005510	人工呼吸器加算（陰圧式人工呼吸器）	C
114005910	血糖自己測定器加算（20回以上）（1型糖尿病の患者を除く）	C
114006010	血糖自己測定器加算（40回以上）（1型糖尿病の患者を除く）	C
114006110	酸素ボンベ加算（その他）	C
114006210	酸素濃縮装置加算	C
114006310	酸素ボンベ加算（携帯用酸素ボンベ）	C
114006510	紫外線殺菌器加算	C
114006610	自動腹膜灌流装置加算	C
114006710	注入ポンプ加算	C
114006810	人工呼吸器加算（陽圧式人工呼吸器）	C
114006910	携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算	C
114007110	疼痛等管理用送信器加算	C
114007270	死亡診断加算（往診料）	C
114007410	血糖自己測定器加算（60回以上）（1型糖尿病の患者を除く）	C
114008250	在宅自己連続携行式腹膜灌流液交換用熱殺菌器加算	C
114008370	特別訪問看護指示加算	C
114008970	間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル加算	C
114009070	麻薬管理指導加算	C
114009170	在宅移行管理加算	C
114009510	透析液供給装置加算	C
114009610	人工呼吸器加算（人工呼吸器）	C
114009870	救急搬送診療料（乳幼児）加算	C
114009910	血糖自己測定器加算（20回以上）（1型糖尿病・小児低血糖症等）	C
114010010	血糖自己測定器加算（40回以上）（1型糖尿病・小児低血糖症等）	C
114010110	血糖自己測定器加算（60回以上）（1型糖尿病・小児低血糖症等）	C
114010210	血糖自己測定器加算（80回以上）（1型糖尿病・小児低血糖症等）	C
114010370	経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器加算	C
114010570	携帯型精密輸液ポンプ加算	C
114010870	難病等複数回訪問加算（在宅患者訪問看護・指導料）（1日2回）	C

114010970	注入器用注射針加算（1型糖尿病、血友病患者又はこれに準ずる患者）	C
114011070	注入器用注射針加算（その他）	C
114011210	気管切開患者用人工鼻加算	C
114011370	難病等複数回訪問加算（在宅患者訪問看護・指導料）（1日3回以上）	C
114011570	緊急往診加算（在支診等）	C
114011670	夜間往診加算（在支診等）	C
114011770	深夜往診加算（在支診等）	C
114011870	緊急特別往診加算（在支診等）	C
114011970	夜間特別往診加算（在支診等）	C
114012070	深夜特別往診加算（在支診等）	C
114012570	重症者加算（在宅時医学総合管理料）	C
114012670	緊急訪問看護加算（在宅患者訪問看護・指導料）	C
114012770	在宅ターミナルケア加算（在宅患者訪問看護・指導料）	C
114012870	重症者在宅移行管理加算	C
114013470	長時間訪問看護・指導加算（在宅患者）	C
114013570	在宅患者連携指導加算	C
114013670	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	C
114014170	難病等複数回訪問加算（同一建物居住者）（1日2回）	C
114014270	難病等複数回訪問加算（同一建物居住者）（1日3回以上）	C
114014370	緊急訪問看護加算（同一建物居住者）	C
114014470	長時間訪問看護・指導加算（同一建物居住者）	C
114014570	同一建物居住者連携指導加算	C
114014670	同一建物居住者緊急時等カンファレンス加算	C
114014770	同一建物居住者ターミナルケア加算	C
114014870	在宅移行管理加算（同一建物居住者）	C
114014970	重症者在宅移行管理加算（同一建物居住者）	C
114015510	血糖自己測定器加算（100回以上）（1型糖尿病・小児低血糖症等）	C
114015610	血糖自己測定器加算（120回以上）（1型糖尿病・小児低血糖症等）	C
114015710	呼吸同調式デマンドバルブ加算	C
114015870	在宅患者訪問診療料（乳幼児）加算	C
114015970	在宅患者訪問診療料（幼児）加算	C

114016070	在宅移行早期加算（在宅時医学総合管理料）	C
114016170	救急搬送診療料（新生児）加算	C
114016270	訪問看護・指導料（乳幼児）加算	C
114016370	訪問看護・指導料（幼児）加算	C
114016470	複数名訪問看護加算（保健師、助産師又は看護師）	C
114016570	複数名訪問看護加算（准看護師）	C
114016670	訪問看護・指導料（乳幼児）加算（同一建物居住者）	C
114016770	訪問看護・指導料（幼児）加算（同一建物居住者）	C
114016870	複数名訪問看護加算（保健師、助産師又は看護師）（同一建物居住者）	C
114016970	複数名訪問看護加算（准看護師）（同一建物居住者）	C
114017070	退院前在宅療養指導管理料（乳幼児）加算	C
114017310	排痰補助装置加算	C
114017470	緊急往診加算（機能強化した在宅支診等）（病床あり）	C
114017570	夜間往診加算（機能強化した在宅支診等）（病床あり）	C
114017670	深夜往診加算（機能強化した在宅支診等）（病床あり）	C
114017770	緊急往診加算（機能強化した在宅支診等）（病床なし）	C
114017870	夜間往診加算（機能強化した在宅支診等）（病床なし）	C
114017970	深夜往診加算（機能強化した在宅支診等）（病床なし）	C
114018170	在宅ターミナルケア加算（機能強化した在宅支診等）（病床あり）	C
114018270	在宅ターミナルケア加算（機能強化した在宅支診等）（病床なし）	C
114018370	在宅ターミナルケア加算（在宅支診等）	C
114018470	在宅ターミナルケア加算（在宅支診等以外）	C
114018570	看取り加算（在宅患者訪問診療料）	C
114018670	死亡診断加算（在宅患者訪問診療料）	C
114019970	死亡診断加算（在宅がん医療総合診療料）	C
114020070	長時間加算	C
114020270	複数名訪問看護加算（看護補助者）	C
114020370	夜間・早朝訪問看護加算（在宅患者訪問看護・指導料）	C
114020470	深夜訪問看護加算（在宅患者訪問看護・指導料）	C
114020670	複数名訪問看護加算（看護補助者）（同一建物居住者）	C
114020770	夜間・早朝訪問看護加算（同一建物居住者）	C
114020870	深夜訪問看護加算（同一建物居住者）	C
114021570	導入期加算（在宅振戦等刺激装置治療指導管理料）	C
114021770	導入期加算（在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料）	C

114021810	在宅植込型補助人工心臓（拍動流型）指導管理料	C
114022010	間歇注入シリンジポンプ加算（プログラム付き）	C
114022170	在宅移行早期加算（特定施設入居時等医学総合管理料）	C
114022270	重症者加算（特定施設入居時等医学総合管理料）	C
114022370	緊急特別往診加算（機能強化した在支診等）（病床あり）	C
114022470	夜間特別往診加算（機能強化した在支診等）（病床あり）	C
114022570	深夜特別往診加算（機能強化した在支診等）（病床あり）	C
114022670	緊急特別往診加算（機能強化した在支診等）（病床なし）	C
114022770	夜間特別往診加算（機能強化した在支診等）（病床なし）	C
114022870	深夜特別往診加算（機能強化した在支診等）（病床なし）	C
114022970	在宅療養実績加算（往診）	C
114023070	在宅療養実績加算（在宅患者訪問診療料）	C
114024770	在宅療養実績加算（在医総管（在支診等））（同一建物居住者以外）	C
114024870	在宅療養実績加算（在医総管（在支診等））（同一建物居住者）	C
114026570	在宅療養実績加算（特医総管（在支診等））（同一建物居住者以外）	C
114026670	在宅療養実績加算（特医総管（在支診等））（同一建物居住者）	C
114026770	在宅療養実績加算（在がん医総（在支診等））	C
114028570	導入初期加算（在宅自己注射指導管理料）	C
114028770	持続血糖測定器加算（2個以下）	C
114028870	持続血糖測定器加算（4個以下）	C
114028970	持続血糖測定器加算（5個以上）	C
114029070	持続血糖測定器加算（プログラム付きシリンジポンプ）	C
114029170	持続血糖測定器加算（プログラム付きシリンジポンプ以外）	C
160000190	検査逡減	D
160000210	時間外緊急院内検査加算	D
160005170	染色加算	D
160008470	オキシダーゼ染色加算（像）	D
160008570	ペルオキシダーゼ染色加算（像）	D
160008670	A L P 染色加算（像）	D
160008770	パス染色加算（像）	D
160008870	鉄染色加算（像）	D
160008970	超生体染色加算（像）	D
160009170	脂肪染色加算（像）	D
160009270	エステラーゼ染色加算（像）	D
160010570	オキシダーゼ染色加算（骨髄像）	D

160010670	ペルオキシダーゼ染色加算（骨髓像）	D
160010770	A L P 染色加算（骨髓像）	D
160010870	パス染色加算（骨髓像）	D
160010970	鉄染色加算（骨髓像）	D
160011070	超生体染色加算（骨髓像）	D
160011270	脂肪染色加算（骨髓像）	D
160011370	エステラーゼ染色加算（骨髓像）	D
160058970	嫌気性培養加算	D
160060870	染色体（分染法）加算	D
160062470	負荷	D
160062570	吸入誘発（喘息に対する）	D
160064770	心カテ（右心）（新生児）加算	D
160064970	左心カテ（卵円孔）加算	D
160065070	左心カテ（欠損孔）加算	D
160065170	ブロッケンブロー加算	D
160065270	伝導機能加算	D
160065370	期外（早期）刺激法による測定・誘発試験加算	D
160065470	冠動脈造影加算	D
160065650	ヒス束心電図加算	D
160065750	診断ペーシング加算	D
160067570	心拍出量（カテーテル挿入）加算	D
160071370	負荷（運動又は薬剤）	D
160072370	パルスドプラ法加算	D
160073170	サーモグラフィー（負荷）加算	D
160075170	観血的肺動脈圧（バルーン付肺動脈カテーテル挿入）加算	D
160075570	E E G（賦活）加算	D
160083070	精密眼圧（負荷）加算	D
160088610	胆道機能テスト	D
160090910	赤血球寿命（R I）	D
160091010	造血機能（R I）	D
160091110	血小板寿命（R I）	D
160092970	気管支肺胞洗浄法同時加算	D
160093970	胆管・膵管造影法加算（検査）	D
160095970	血液採取（乳幼児）加算	D
160098570	臓器穿刺、組織採取（乳幼児）加算	D

160138910	〈尿〉	D
160139010	〈喀痰〉	D
160139110	〈穿刺液〉	D
160139210	〈胃液〉	D
160139310	〈十二指腸液〉	D
160139410	〈胆汁〉	D
160139510	〈眼分泌液〉	D
160139610	〈鼻腔液〉	D
160139710	〈咽喉液〉	D
160139810	〈口腔液〉	D
160139910	〈精液〉	D
160140010	〈髓液〉	D
160140110	〈腔分泌物〉	D
160140210	〈頸管粘液〉	D
160140310	〈子宮分泌物〉	D
160140410	〈腹水〉	D
160140510	〈膝液〉	D
160140610	〈尿道分泌物〉	D
160140710	〈胸水〉	D
160140810	〈關節液〉	D
160140910	〈前立腺液〉	D
160141010	〈骨髓穿刺液〉	D
160141110	〈乳汁〉	D
160141210	〈その他の穿刺・採取液〉	D
160142270	乳幼児加算（検査）	D
160148070	粘膜点墨法加算（検査）	D
160148670	超音波内視鏡加算	D
160150970	食道ヨード染色法加算	D
160154010	〈血液〉	D
160155290	新生児加算（生体検査）	D
160155390	乳幼児加算（生体検査）（3歳未満）	D
160155470	心カテ（右心）（乳幼児）加算	D
160156070	パワー・ベクトル分析加算	D
160156170	刺激又は負荷加算	D
160159270	色素内視鏡法加算	D

160161170	胆管・膵管鏡加算（検査）	D
160161510	入院患者初回加算	D
160161610	検体検査管理加算（3）	D
160164970	血管内超音波検査加算	D
160170070	検体の超遠心による濃縮前処理加算	D
160170170	検体検査管理加算（1）	D
160170270	血管内視鏡検査加算	D
160174470	施設基準不適合減算（検査）（100分の80）	D
160177770	外来迅速検体検査加算	D
160179910	ヒナルゴンテスト（22箇所以上）	D
160180010	鼻アレルギー誘発試験（22箇所以上）	D
160180110	過敏性転嫁（22箇所以上）	D
160180570	肺臓カテーテル法等（新生児）加算	D
160180670	肺臓カテーテル法等（乳幼児）加算	D
160180770	3歳未満乳幼児加算（関節穿刺）	D
160182770	検体検査管理加算（2）	D
160182870	遺伝カウンセリング加算	D
160182970	造影剤使用加算（超音波）	D
160185570	集菌塗抹法加算	D
160185770	検体検査管理加算（4）	D
160185890	幼児加算（生体検査）（3歳以上6歳未満）	D
160185970	心カテ（左心）（新生児）加算	D
160186070	心カテ（左心）（乳幼児）加算	D
160186170	血管内光断層撮影加算	D
160186270	冠動脈血流予備能測定検査加算	D
160186470	連続呼気ガス分析加算	D
160186870	大腿骨同時撮影加算（DEXA法）	D
160187670	狭帯域光強調加算	D
160187970	乳幼児加算（骨髓生検）	D
160198170	骨髓像診断加算	D
160198470	心腔内超音波検査加算	D
160199410	広角眼底撮影加算	D
160200070	ガイドシース加算	D
160200170	CT透視下気管支鏡検査加算	D
160203970	休日加算（内視鏡検査）	D

160204070	時間外加算（内視鏡検査）	D
160204170	深夜加算（内視鏡検査）	D
160204270	時間外特例加算（内視鏡検査）	D
160205350	R A S 遺伝子検査	D
160205450	M a j o r B C R - A B L m R N A I S	D
160205550	デングウイルス抗原定性	D
160205650	非侵襲的血行動態モニタリング	D
160205750	I g G 2 (T I A 法)	D
170000210	電子画像管理加算（単純撮影）	E
170002270	脳脊髄腔造影剤使用撮影加算	E
170007130	同時多層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007230	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007330	回転横断撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007430	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170008230	上顎骨曲面断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170012070	造影剤使用加算（C T）	E
170014970	甲状腺ラジオアイソトープ摂取率測定加算	E
170015670	胆管・膵管造影法加算（画像診断）	E
170016010	時間外緊急院内画像診断加算	E
170016170	粘膜点墨法加算（画像診断）	E
170016910	電子画像管理加算（特殊撮影）	E
170017010	電子画像管理加算（造影剤使用撮影）	E
170017170	新生児加算（画像）	E
170017270	乳幼児加算（画像）	E
170019130	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019230	特殊撮影（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	E
170019330	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019730	I ・ I 間接撮影（特殊）（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019830	I ・ I 間接撮影（特殊）（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	E
170020070	断層撮影負荷試験加算	E
170020270	画像診断管理加算 1	E
170020370	胆管・膵管鏡加算（画像診断）	E
170020470	造影剤使用加算（M R I）	E
170020570	間接撮影 5 0 % 逡減加算	E
170020950	高速心大血管連続撮影装置による撮影（撮影）（アナログ撮影）	E

170021850	単純間接撮影（撮影）（手前2枚以上撮影）（アナログ撮影）	E
170022290	2回目以降減算（C T、M R I）	E
170023850	単純間接撮影（イ）の写真診断（短期2枚以上撮影）	E
170024050	単純間接撮影（撮影）（短期2枚以上撮影）（アナログ撮影）	E
170024170	短期滞在手術等基本料による2枚以上撮影	E
170024350	単純間接撮影（ロ）の写真診断（短期2枚以上撮影）	E
170024470	画像診断管理加算2	E
170024910	遠隔画像診断管理加算1	E
170025010	遠隔画像診断管理加算2	E
170025170	施設基準不適合減算（画像）（100分の80）	E
170025210	画像診断管理加算1（写真診断）	E
170025310	画像診断管理加算1（基本的エックス線診断）	E
170025410	画像診断管理加算1（核医学診断）	E
170025510	画像診断管理加算1（コンピューター断層診断）	E
170025610	画像診断管理加算2（核医学診断）	E
170025710	画像診断管理加算2（コンピューター断層診断）	E
170025810	遠隔画像診断管理加算1（写真診断）	E
170025910	遠隔画像診断管理加算1（基本的エックス線診断）	E
170026010	遠隔画像診断管理加算1（核医学診断）	E
170026110	遠隔画像診断管理加算1（コンピューター断層診断）	E
170026210	遠隔画像診断管理加算2（核医学診断）	E
170026310	遠隔画像診断管理加算2（コンピューター断層診断）	E
170026470	心臓及び冠動脈造影（右心）（新生児）加算	E
170026670	心臓及び冠動脈造影（右心）（乳幼児）加算	E
170026710	電子画像管理加算（乳房撮影）	E
170026810	電子画像管理加算（核医学診断料）	E
170027770	冠動脈C T撮影加算	E
170027870	心臓M R I撮影加算	E
170028770	外傷全身C T加算	E
170028810	電子画像管理加算（コンピューター断層診断料）	E
170029530	同時多層撮影（診断・撮影）（デジタル撮影）	E
170029630	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（デジタル撮影）	E
170029830	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（デジタル撮影）	E
170030730	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（デジタル撮影）	E
170031130	I・I間接撮影（特殊）（診断・撮影）（新生児）（デジタル撮影）	E

170031230	I・I 間接撮影（特殊）（診断・撮影）（乳幼児）（デジタル撮影）	E
170031650	単純間接撮影（撮影）（短期2枚以上撮影）（デジタル撮影）	E
170032450	単純間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	E
170032550	単純間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170032650	造影剤使用間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	E
170032750	造影剤使用間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170032970	血流予備能検査加算（選択的血管造影）	E
170033070	心臓及び冠動脈造影（左心）（新生児）加算	E
170033170	心臓及び冠動脈造影（左心）（乳幼児）加算	E
170033670	血流予備能検査加算（その他）	E
170033970	大腸CT撮影加算（64列以上マルチスライス型機器）	E
170034070	大腸CT撮影加算（16列以上64列未満マルチスライス型機器）	E
120000110	調剤料（麻・向・覚・毒）加算（入院外）	F
120000410	調剤料（麻・向・覚・毒）加算（入院）	F
120000710	調剤料（内服薬・浸煎薬・屯服薬）	F
120001010	調剤料（外用薬）	F
120001110	調剤料（入院）	F
120001210	処方料（その他）	F
120001310	処方料（麻・向・覚・毒）加算	F
120001710	調基（入院）	F
120001810	調基（その他）	F
120001970	院内製剤加算	F
120002030	調剤・処方料（麻・向・覚・毒）	F
120002170	処方（乳幼児）加算	F
120002270	特定疾患処方管理加算（処方料）	F
120002470	処方せん（乳幼児）加算	F
120002570	特定疾患処方管理加算（処方せん料）	F
120002610	処方料（7種類以上）	F
120002710	処方せん料（7種類以上）	F
120002910	処方せん料（その他）	F
120003170	長期投薬加算（処方料）	F
120003270	長期投薬加算（処方せん料）	F
120003370	抗悪性腫瘍剤処方管理加算（処方料）	F
120003470	抗悪性腫瘍剤処方管理加算（処方せん料）	F
120003570	一般名処方加算（処方せん料）	F

120003610	処方料（向精神薬多剤投与）	F
120003710	処方せん料（向精神薬多剤投与）	F
120003870	処方料（紹介率が低い大病院30日以上投薬減算）	F
120003970	処方せん料（紹介率が低い大病院30日以上投薬減算）	F
130000110	生物学的製剤注射加算	G
130000210	精密持続点滴注射加算	G
130000310	麻薬注射加算	G
130000510	皮内、皮下及び筋肉内注射	G
130002250	局所注射	G
130002650	涙のう内薬液注入	G
130002850	子宮腔部注射	G
130003050	咽頭注射	G
130003150	腱鞘周囲注射	G
130003250	鼓室内薬液注入	G
130003350	血液注射	G
130003510	静脈内注射	G
130003670	静脈内注射（乳幼児）加算	G
130003710	点滴注射（乳幼児）	G
130003810	点滴注射	G
130004410	中心静脈注射	G
130004670	中心静脈注射用カテーテル挿入	G
130004810	脳脊髄腔注射（腰椎）	G
130004910	脳脊髄腔注射（脳室）	G
130005010	脳脊髄腔注射（後頭下）	G
130005170	脳脊髄腔注射（乳幼児）加算	G
130005310	関節腔内注射	G
130005450	滑液嚢穿刺後の注入	G
130005610	結膜下注射	G
130005710	角膜内注射	G
130005810	球後注射	G
130005950	テノン氏嚢内注射	G
130006010	腱鞘内注射	G
130006110	動脈注射（内臓）	G
130006210	動脈注射（その他）	G
130006810	気管内注入	G

130007010	骨髓内注射（胸骨）	G
130007110	骨髓内注射（その他）	G
130007510	抗悪性腫瘍剤局所持続注入	G
130008270	無菌製剤処理料 2	G
130008510	中心静脈注射（植込型カテーテル）	G
130009310	点滴注射	G
130009470	点滴注射（乳幼児）加算	G
130009570	中心静脈注射用カテーテル挿入（乳幼児）加算	G
130010410	肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入	G
130010570	点滴注射（血漿成分製剤文書）加算	G
130010670	中心静脈注射（血漿成分製剤文書）加算	G
130010750	病巣内薬剤注入	G
130011070	無菌製剤処理料 1（イ以外）	G
130011170	中心静脈注射（乳幼児）加算	G
130011210	自家血清の眼球注射	G
130011570	中心静脈注射用カテーテル挿入（切開法）加算	G
130011610	末梢留置型中心静脈注射用カテーテル挿入	G
130011770	末梢留置型中心静脈注射用カテーテル挿入（乳幼児）加算	G
130011810	カフ型緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテル挿入	G
130011970	カフ型緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテル挿入（乳幼児）加算	G
130012010	硝子体内注射	G
130012110	無菌製剤処理料 1（閉鎖式接続器具使用）（（1）以外）	G
130012290	外来化学療法加算 1（外来化学療法加算 B・15歳未満）	G
130012390	外来化学療法加算 1（外来化学療法加算 B・15歳以上）	G
130012490	外来化学療法加算 2（外来化学療法加算 B・15歳未満）	G
130012590	外来化学療法加算 2（外来化学療法加算 B・15歳以上）	G
130012610	無菌製剤処理料 1（閉鎖式接続器具使用）（揮発性の高い薬剤）	G
130012790	外来化学療法加算 1（外来化学療法加算 A・15歳未満）	G
130012890	外来化学療法加算 1（外来化学療法加算 A・15歳以上）	G
130012990	外来化学療法加算 2（外来化学療法加算 A・15歳未満）	G
130013090	外来化学療法加算 2（外来化学療法加算 A・15歳以上）	G
130013270	中心静脈注射（植込型カテーテル）（乳幼児）加算	G
180030770	早期リハビリテーション加算	H
180032970	短期集中リハビリテーション実施加算（退院日から1月以内）	H
180033070	短期集中リハビリテーション実施加算（退院日から1月超3月以内）	H

180033870	初期加算（リハビリテーション料）	H
180042870	入院時訪問指導加算	H
180043070	経口摂取回復促進加算	H
180020570	通院・在宅精神療法（20歳未満）加算	I
180026270	看護師・精神保健福祉士共同訪問指導加算	I
180026370	保健師・看護師訪問指導加算（他の保健師等と同時に指導）	I
180028570	心身医学療法（20歳未満）加算	I
180031570	療養生活環境整備支援加算	I
180031670	精神科地域移行支援加算	I
180033370	精神科ショート・ケア早期加算	I
180033470	精神科デイ・ケア早期加算	I
180035670	特定薬剤副作用評価加算（通院・在宅精神療法）	I
180035870	特定薬剤副作用評価加算（精神科継続外来支援・指導料）	I
180036270	精神科ナイト・ケア早期加算	I
180036370	精神科デイ・ナイト・ケア早期加算	I
180036470	精神科デイ・ナイト・ケア疾患別等診療計画加算	I
180038070	保健師・看護師訪問指導加算（准看護師と同時に指導）	I
180038170	保健師・看護師訪問指導加算（看護補助者と同時に指導）	I
180038270	長時間精神科訪問看護・指導加算	I
180038370	夜間・早朝訪問看護加算（精神科訪問看護・指導料）	I
180038470	深夜訪問看護加算（精神科訪問看護・指導料）	I
180038570	精神科緊急訪問看護加算	I
180038770	精神科特別訪問看護指示加算	I
180038970	重度認知症患者デイ・ケア料夜間ケア加算	I
180039670	重度認知症患者デイ・ケア早期加算	I
180041970	精神科複数回訪問加算（1日に2回）	I
180042070	精神科複数回訪問加算（1日に3回以上）	I
180042210	精神科重症患者早期集中支援管理料1（同一建物居・特定施設等）	I
180042310	精神科重症患者早期集中支援管理料1（同一建物居・特定施設等以外）	I
180042410	精神科重症患者早期集中支援管理料2（同一建物居住以外）	I
180042510	精神科重症患者早期集中支援管理料2（同一建物居・特定施設等）	I
180042610	精神科重症患者早期集中支援管理料2（同一建物居・特定施設等以外）	I
140000190	時間外加算2（イに該当を除く）（処置）	J

140000290	休日加算 2 (イに該当を除く) (処置)	J
140000390	深夜加算 2 (イに該当を除く) (処置)	J
140000490	時間外特例加算 2 (イに該当を除く) (処置)	J
140007910	夜間、休日加算	J
140008170	人工腎臓 (導入期) 加算	J
140008770	腹膜灌流導入期加算	J
140018070	顕微鏡下加算	J
140023650	無水アルコール吸入療法 (5 時間超)	J
140030050	オキシゲンエアーロック (呼吸不能児の蘇生)	J
140031870	6 歳未満乳幼児加算 (処置) (1 0 0)	J
140033770	障害者等加算 (人工腎臓)	J
140035230	電撃傷処置 (6 0 0 0 c m 2 以上)	J
140036430	凍傷処置 (6 0 0 0 c m 2 以上)	J
140037490	腰部固定帯加算	J
140040110	胸部固定帯加算	J
140040270	皮膚レーザー照射療法 (乳幼児) 加算	J
140046150	先天性股関節脱臼プラスチックギプスシーネ	J
140046850	脊椎側弯矯正プラスチックギプスシーネ	J
140049170	3 歳未満乳幼児加算 (処置) (1 0 0)	J
140049370	6 歳未満乳幼児加算 (処置) (7 5)	J
140049470	3 歳未満乳幼児加算 (処置) (5 0)	J
140049570	新生児加算 (非還納性ヘルニア徒手整復法)	J
140050170	ギプス (乳幼児) 加算	J
140050510	練習用仮義手 (義肢装具採型法) (股関節、肩関節離断)	J
140050670	6 歳未満乳幼児加算 (処置) (5 0)	J
140052170	局所陰圧閉鎖処置初回加算 (入院) (1 0 0 c m 2 未満)	J
140052270	局所陰圧閉鎖処置初回加算 (入院) (1 0 0 c m 2 以上)	J
140052370	局所陰圧閉鎖処置初回加算 (入院) (2 0 0 c m 2 以上)	J
140052570	透析液水質確保加算 1	J
140052610	頸部固定帯加算	J
140052970	透析液水質確保加算 2	J
140053670	障害者等加算 (持続緩徐式血液濾過)	J
140054270	局所陰圧閉鎖処置初回加算 (入院外) (1 0 0 c m 2 未満)	J
140054370	局所陰圧閉鎖処置初回加算 (入院外) (1 0 0 c m 2 以上)	J
140054470	局所陰圧閉鎖処置初回加算 (入院外) (2 0 0 c m 2 以上)	J

140054850	腹膜灌流（乳幼児）加算（14日間）	J
140054950	腹膜灌流（乳幼児）加算（15日目以降30日目）	J
140055290	休日加算1（1000点以上）（処置）	J
140055390	時間外加算1（1000点以上）（処置）	J
140055490	深夜加算1（1000点以上）（処置）	J
140055590	時間外特例加算1（1000点以上）（処置）	J
140055650	一酸化窒素吸入療法（心臓手術の周術期における肺高血圧の場合）	J
130009870	中心静脈注射用植込型カテーテル設置（乳幼児）加算	K
150000190	新生児加算（手術）	K
150000290	3歳未満の乳幼児加算（手術）	K
150000490	時間外加算2（手術）	K
150000590	休日加算2（手術）	K
150000690	深夜加算2（手術）	K
150000790	時間外特例医療機関加算2（手術）	K
150001470	真皮縫合加算	K
150001570	デブリードマン加算（汚染された挫創）	K
150007770	生体皮膚移植（提供者の療養上の費用）加算	K
150014750	骨関節結核瘻孔摘出術（肩甲骨）	K
150014850	骨関節結核瘻孔摘出術（上腕）	K
150015050	骨関節結核瘻孔摘出術（前腕）	K
150015250	骨関節結核瘻孔摘出術（鎖骨）	K
150015350	骨関節結核瘻孔摘出術（膝蓋骨）	K
150015450	骨関節結核瘻孔摘出術（手）	K
150023510	骨全摘術（上腕）	K
150023610	骨全摘術（大腿）	K
150023710	骨全摘術（前腕）	K
150023910	骨全摘術（鎖骨）	K
150039410	関節鼠摘出手術（胸鎖）	K
150045510	観血的関節授動術（胸鎖）	K
150049170	関節挿入膜作成加算	K
150050610	人工関節置換術（胸鎖）	K
150068150	レンズ核破壊術（片側）	K
150068250	脳淡蒼球内オイルプロカイン注入療法（脳深部定位手術）（片側）	K
150068410	延髄における脊髄視床路切截術	K
150073750	横隔神経麻痺術	K

150073910	神経捻除術（上眼窩神経）	K
150074150	眼窩下孔部神経切断術	K
150074210	神経捻除術（おとがい神経）	K
150074350	おとがい孔部神経切断術	K
150074410	神経捻除術（下顎神経）	K
150074610	交感神経切除術（股動脈周囲）	K
150074750	尾動脈腺摘出術	K
150075350	下腹部神経叢切除術とクレニッヒ手術	K
150075450	コット手術とクレニッヒ手術	K
150095510	鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術	K
150118710	唾液腺管移動術（上顎洞内）	K
150118810	唾液腺管移動術（結膜嚢内）	K
150120310	頸肋切除術	K
150121550	乳癌冷凍凝固摘出術	K
150122850	流注膿瘍切開搔爬術	K
150125610	骨膜外、胸膜外充填術	K
150131450	一次的胸郭形成手術、肺尖剥離、空洞切開術及び空洞縫縮術	K
150145310	大血管転位症手術（ジャテーン手術）（1歳以上）	K
150146450	小児自家血管採取料	K
150146710	単心室症手術（心室中隔造成術）（1歳以上）	K
150147770	補助循環併施加算（人工心肺）	K
150147870	選択的冠灌流併施加算（人工心肺）	K
150154610	胸管内頸静脈吻合術	K
150162250	膀胱後腫瘍摘出術（腸管切除を伴う）	K
150170110	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（単独）	K
150170210	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（ドレナージを併施）	K
150170310	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（胃切除術を併施）	K
150170550	迷走神経切断術、幽門形成術及び胃瘻造設術（十二指腸潰瘍）	K
150182150	ピックレル氏手術	K
150196010	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術	K
150196410	生体腎移植術（提供者の療養上の費用）加算	K
150196570	死体腎移植加算	K
150211350	腔絨毛性腫瘍摘出術	K
150214050	腔閉鎖症術（遊離植皮）	K
150214150	腔閉鎖症術（腸管形成）	K

150214710	クレニッヒ手術	K
150214810	子宮位置矯正術（アレキサンダー手術）	K
150224810	自家採血輸血（1回目）	K
150224910	保存血液輸血（1回目）	K
150225010	交換輸血	K
150225110	骨髓内輸血加算（胸骨）	K
150225210	骨髓内輸血加算（その他）	K
150225310	血液型加算（A B O 式及び R h 式）	K
150225410	不規則抗体加算	K
150225510	血液交叉加算	K
150225610	間接クームス加算	K
150225770	輸血（乳幼児）加算	K
150225850	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手技料（1回目）	K
150225910	造血幹細胞移植（骨髓移植）（同種移植）	K
150226010	造血幹細胞移植（提供者の療養上の費用）加算	K
150226170	造血幹細胞移植（乳幼児）加算	K
150226210	術中術後自己血回収術	K
150244370	イオントフォレーゼ加算	K
150244470	頸部郭清術併施加算（片）	K
150247010	自己血輸血（6歳以上）（液状保存）	K
150247110	H L A 型検査クラス 1 加算（A、B、C）	K
150247210	造血幹細胞採取（骨髓採取）（同種移植）	K
150251810	神経血管柄付植皮術（足）	K
150254810	自己血輸血（6歳以上）（凍結保存）	K
150255470	体外衝撃波消耗性電極加算	K
150256210	人工関節再置換術（胸鎖）	K
150256410	人工関節再置換術（手）	K
150256610	人工関節再置換術（肩鎖）	K
150257350	上咽頭ポリープ摘出術（経副鼻腔）	K
150257450	上咽頭ポリープ摘出術（外切開）	K
150262310	顎関節授動術（顎関節鏡下授動術）	K
150262510	顎関節円板整位術（顎関節鏡下）	K
150266310	造血幹細胞移植（末梢造血幹細胞移植）（自家移植）	K
150266410	造血幹細胞移植（骨髓移植）（自家移植）	K
150266670	頸部郭清術併施加算（両）	K

150266970	創外固定器加算	K
150267270	連続歯結紮法（三内式線副子以上）加算	K
150267410	顎関節円板整位術（開放）	K
150268890	H I V 抗体陽性患者の観血的手術加算	K
150268970	2 以上の手術の 5 0 % 併施加算	K
150270950	胸壁外皮膚管形成吻合術（胸部、腹部操作）	K
150271050	胸壁外皮膚管形成吻合術（腹部操作）	K
150275070	下顎埋伏智歯加算	K
150275870	選択的脳灌流併施加算（人工心肺）	K
150277070	乳頭形成加算	K
150278910	H L A 型検査クラス 2 加算（D R、D Q、D P）	K
150279470	副鼻腔手術用内視鏡加算	K
150279770	下顎骨形成術加算	K
150284910	生体部分肝移植術（提供者の療養上の費用）加算	K
150286210	自家採血輸血（2 回目以降）	K
150286310	保存血液輸血（2 回目以降）	K
150286410	自己血輸血（6 歳未満）（液状保存）	K
150286510	自己血輸血（6 歳未満）（凍結保存）	K
150286990	超音波凝固切開装置等加算	K
150287450	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手技料（2 回目以降）	K
150287750	肺縫縮術（肺気腫に対する正中切開）（楔状部分切除）	K
150287850	肺縫縮術（肺気腫に対する正中切開）（区域切除（1 肺葉未満））	K
150287950	肺縫縮術（肺気腫に対する正中切開）（肺葉切除）	K
150288050	肺縫縮術（肺気腫に対する正中切開）（複合切除（1 肺葉を超える））	K
150288150	肺縫縮術（肺気腫に対する正中切開）（1 側肺全摘）	K
150293010	左心低形成症候群手術（ノルウッド手術）（1 歳以上）	K
150293270	止血用加熱凝固切開装置加算	K
150297810	造血幹細胞移植（末梢血幹細胞移植）（同種移植）	K
150297990	院内感染防止措置加算（手術）	K
150300510	人工関節抜去術（胸鎖）	K
150300910	人工関節抜去術（肩鎖）	K
150302770	冠動脈形成術（血栓内膜摘除）併施加算	K
150303410	植込型補助人工心臓（拍動流型）（初日）	K
150303710	植込型補助人工心臓（拍動流型）（9 1 日目以降）	K

150306890	極低出生体重児加算（手術）	K
150309610	関節鏡下関節内異物（挿入物）除去術（胸鎖）	K
150310510	関節鏡下関節滑膜切除術（胸鎖）	K
150311410	関節鏡下滑液膜摘出術（胸鎖）	K
150311810	関節鏡下滑液膜摘出術（肩鎖）	K
150312110	関節鏡下掌指関節滑膜切除術	K
150312510	関節鏡下関節鼠摘出手術（胸鎖）	K
150312910	関節鏡下関節鼠摘出手術（肩鎖）	K
150317670	両側肺移植加算	K
150318210	心腔内粘液腫摘出術（冠動脈血行再建術（2吻合以上））	K
150321710	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）（1歳以上）	K
150322110	心臓脱手術	K
150322510	移植用心肺採取術	K
150322610	同種心肺移植術	K
150327510	自己血貯血（6歳以上）（液状保存）	K
150327610	自己血貯血（6歳以上）（凍結保存）	K
150327710	自己血貯血（6歳未満）（液状保存）	K
150327810	自己血貯血（6歳未満）（凍結保存）	K
150327910	輸血管理料1	K
150328010	輸血管理料2	K
150328110	心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器加算	K
150328650	有茎腸管移植加算（食道悪性腫瘍手術）	K
150329050	レンズ核破壊術（両側）	K
150329150	脳淡蒼球内オイルプロカイン注入療法（脳深部定位手術）（両側）	K
150330210	単心室症手術（心室中隔造成術）（1歳未満）	K
150330310	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）（1歳未満）	K
150331150	肺縫縮術（肺気腫に対する正中切開）（気管支形成を伴う肺切除）	K
150336510	移植用部分肺採取術（生体）	K
150336610	生体部分肺移植術	K
150336710	生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算	K
150338710	焦点式高エネルギー超音波療法	K
150339010	画像等手術支援加算（ナビゲーション）	K
150339110	画像等手術支援加算（実物大臓器立体モデル）	K
150339210	自動縫合器加算	K
150339310	自動吻合器加算	K

150339410	微小血管自動縫合器加算	K
150342050	骨移植術（移植用骨採取のみ）（同種骨移植）（非生体）（棘突起）	K
150342890	3歳以上6歳未満の幼児加算（手術）	K
150342970	深部デブリードマン加算	K
150343070	悪性黒色腫センチネルリンパ節加算	K
150344370	バイパス術併用加算	K
150345870	乳がんセンチネルリンパ節加算1	K
150345970	乳がんセンチネルリンパ節加算2	K
150346870	三次元カラーマッピング加算	K
150347170	逆行性冠灌流併施加算（人工心肺）	K
150347770	有茎腸管移植加算	K
150349510	造血幹細胞採取（骨髄採取）（自家移植）	K
150349610	造血幹細胞採取（末梢血幹細胞採取）（同種移植）	K
150349710	造血幹細胞採取（末梢血幹細胞採取）（自家移植）	K
150349810	造血幹細胞移植（臍帯血移植）	K
150349950	アンカー補強手術（矯正術前提）	K
150350150	レーザー使用加算	K
150353510	関節鏡下関節内骨折観血的手術（胸鎖）	K
150359470	心臓弁再置換術加算（弁置換術）	K
150366370	血管露出術加算	K
150366470	血小板洗浄術加算	K
150366570	輸血適正使用加算（輸血管理料1）	K
150366670	輸血適正使用加算（輸血管理料2）	K
150366770	自己生体組織接着剤作成術	K
150366810	副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算	K
150367070	抗HLA抗体検査加算	K
150367110	術中血管等描出撮影加算	K
150367210	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	K
150367310	内視鏡手術用支援機器加算	K
150367710	肝切除術（外側区域切除）（1歳未満）	K
150368110	肝切除術（2区域切除以上で血行再建）（1歳未満）	K
150368370	水圧式デブリードマン加算	K
150368870	多椎間又は多椎弓実施加算（前方椎体固定）	K
150368970	多椎間又は多椎弓実施加算（後方又は後側方固定）	K
150369070	多椎間又は多椎弓実施加算（後方椎体固定）	K

150369170	多椎間又は多椎弓実施加算（前方後方同時固定）	K
150369270	多椎間又は多椎弓実施加算（椎弓切除）	K
150369370	多椎間又は多椎弓実施加算（椎弓形成）	K
150370050	磁気ナビゲーション加算	K
150370370	患者適合型変形矯正ガイド加算（変形治癒骨折矯正手術）	K
150370470	原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算	K
150371290	休日加算 1（手術）	K
150371390	時間外加算 1（手術）	K
150371490	深夜加算 1（手術）	K
150371590	時間外特例医療機関加算 1（手術）	K
150371690	周術期口腔機能管理後手術加算（手術）	K
150372170	患者適合型変形矯正ガイド加算（骨切り術）	K
150372470	脳腫瘍覚醒下マッピング加算	K
150373970	唾石摘出術内視鏡加算	K
150375570	心臓弁再置換術加算（弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術）（1弁）	K
150375670	心臓弁再置換術加算（弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術）（2弁）	K
150375770	心臓弁再置換術加算（弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術）（3弁）	K
150375870	心臓弁再置換術加算（大動脈瘤切除術（吻合又は移植含む））（1弁）	K
150375970	心臓弁再置換術加算（大動脈瘤切除術（吻合又は移植含む））（2弁）	K
150376070	心臓弁再置換術加算（大動脈瘤切除術（吻合又は移植含む））（3弁）	K
150376470	人工血管等再置換術加算（肺動脈閉鎖症手術）	K
150376570	人工血管等再置換術加算（大血管転位症手術）	K
150376670	人工血管等再置換術加算（修正大血管転位症手術）	K
150376770	人工血管等再置換術加算（単心室症又は三尖弁閉鎖症手術）	K
150378870	内視鏡的膀胱除去加算	K
150380070	貯血式自己血輸血管理体制加算	K
150380170	画像等手術支援加算（患者適合型手術支援ガイド）	K
150380370	自家腸骨片充填加算（内視鏡下鼻・副鼻腔手術 2型）	K
150380470	自家腸骨片充填加算（鼻内前頭洞根治手術）	K
150380510	胃瘻造設時嚥下機能評価加算	K
150380670	脊髄誘発電位測定等加算（脳、脊椎、脊髄又は大動脈瘤の手術）	K
150380770	脊髄誘発電位測定等加算（甲状腺又は副甲状腺の手術）	K

150381150	オープンステントグラフト術（上行）（弁置換術又は形成術）	K
150381250	オープンステントグラフト術（上行）（人工弁置換を伴う基部置換術）	K
150381350	オープンステントグラフト術（上行）（自己弁温存型基部置換術）	K
150381450	オープンステントグラフト術（上行）（その他）	K
150381750	オープンステントグラフト術（上行弓部同時・人工弁置換基部置換術）	K
150381850	オープンステントグラフト術（上行弓部同時・自己弁温存基部置換術）	K
150382150	オープンステントグラフト術（胸腹部大動脈）	K
150382250	オープンステントグラフト術（腹部大動脈（分枝血管の再建））	K
150382350	オープンステントグラフト術（腹部大動脈（その他））	K
150382490	施設基準不適合減算（手術）（100分の80）	K
150382550	気管支熱形成術（気管支サーモプラスティ）	K
150382650	小児用補助人工心臓装着術（初日）	K
150382750	小児用補助人工心臓装着術（2日目以降30日目まで）	K
150382850	小児用補助人工心臓装着術（31日目以降）	K
150382950	食道悪性腫瘍レーザー焼灼術	K
150383050	髄腔内持続注入用植込型ポンプ設置術（慢性難治性疼痛除去又は軽減）	K
150383150	髄腔内持続注入用植込型ポンプ交換術（慢性難治性疼痛除去又は軽減）	K
150383250	植込型除細動器移植術（皮下植込型電極併用）	K
150231590	新生児（未熟児を除く）加算（麻酔）	L
150231690	乳児加算（麻酔）	L
150231790	時間外加算（麻酔）	L
150231890	休日加算（麻酔）	L
150231990	深夜加算（麻酔）	L
150232090	時間外特例加算（麻酔）	L
150235610	ヒッチコック療法（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素）	L
150238710	下垂体ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240210	舌神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240910	上喉頭神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150247470	硬膜外麻酔（頸・胸部）併施加算	L
150247570	硬膜外麻酔（腰部）併施加算	L

150247670	硬膜外麻酔（仙骨部）併施加算	L
150250450	ノンレブリージングバルブ麻酔5	L
150255670	硬膜外麻酔後における麻酔剤の精密持続注入加算	L
150255770	硬膜外ブロックにおける麻酔剤の精密持続注入加算	L
150265390	幼児加算（麻酔）	L
150286690	未熟児加算（麻酔）	L
150331250	ノンレブリージングバルブ麻酔5（麻酔困難な患者）	L
150333370	帝王切開術時麻酔加算	L
150339550	気管内チューブ挿入吹送法麻酔1（麻酔困難な患者）	L
150339650	ノンレブリージングバルブ麻酔1（麻酔困難な患者）	L
150339850	ノンレブリージングバルブ麻酔1	L
150340050	ノンレブリージングバルブ麻酔2（麻酔困難な患者）	L
150340250	ノンレブリージングバルブ麻酔2	L
150340450	ノンレブリージングバルブ麻酔3（麻酔困難な患者）	L
150340650	ノンレブリージングバルブ麻酔3	L
150340850	ノンレブリージングバルブ麻酔4（麻酔困難な患者）	L
150341050	ノンレブリージングバルブ麻酔4	L
150342470	術中経食道心エコー連続監視加算	L
150350670	臓器移植術加算	L
150370870	幼児加算（静脈麻酔）	L
150370970	静脈麻酔実施時間加算（2時間を超えた場合）	L
150371170	長時間麻酔管理加算	L
180009270	術中照射療法加算	M
180016970	体外照射用固定器具加算	M
180018770	食道用アプリケーション加算	M
180018870	気管、気管支用アプリケーション加算	M
180019410	体外照射（エックス線表在治療）（2回目）	M
180020170	放射線治療専任加算	M
180025270	施設基準不適合減算（放射線）（100分の70）	M
180027270	線源使用加算（前立腺癌に対する永久挿入療法）	M
180031870	外来放射線治療加算	M
180033770	画像誘導放射線治療加算	M
180034890	新生児加算（放射線治療）	M
180034990	乳幼児加算（放射線治療）	M
180035090	幼児加算（放射線治療）	M

180035190	小児加算（放射線治療）	M
180035270	体外照射呼吸性移動対策加算	M
180035470	定位放射線治療呼吸性移動対策加算（動体追尾法）	M
180035570	定位放射線治療呼吸性移動対策加算（その他）	M
180043270	1回線量増加加算	M
160184070	標本作製同一月実施加算	N
160184970	4種類以上抗体使用加算	N
160185110	術中迅速細胞診／テレパソロジー	N
160190070	液状化検体細胞診加算	N
160190270	病理診断管理加算1（組織診断）	N
160190370	病理診断管理加算1（細胞診断）	N
160190470	病理診断管理加算2（組織診断）	N
160190570	病理診断管理加算2（細胞診断）	N
160202870	婦人科材料等液状化検体細胞診加算	N

第2回NDBオープンデータ

診療行為コード	診療行為名称	区分
113015510	外来緩和ケア管理料（特定地域）	B
113016570	地域包括診療料（再診時乳幼児時間外）加算	B
113016670	地域包括診療料（再診時乳幼児休日）加算	B
113016770	地域包括診療料（再診時乳幼児深夜）加算	B
113016970	地域包括診療料（再診時乳幼児時間外特例医療機関）加算	B
113017070	小児科地域包括診療料（再診時乳幼児夜間）加算	B
113017170	小児科地域包括診療料（再診時乳幼児休日）加算	B
113017270	小児科地域包括診療料（再診時乳幼児深夜）加算	B
114002770	海路（波浪）加算（復）	C
114016770	訪問看護・指導料（幼児）加算（同一建物居住者）	C
114021810	在宅植込型補助人工心臓（拍動流型）指導管理料	C
160094430	コロンブラッシュ法（組織切片標本検鏡法）	D
160138910	〈尿〉	D
160139010	〈喀痰〉	D
160139110	〈穿刺液〉	D
160139210	〈胃液〉	D
160139310	〈十二指腸液〉	D

160139410	〈胆汁〉	D
160139510	〈眼分泌液〉	D
160139610	〈鼻腔液〉	D
160139710	〈咽喉液〉	D
160139810	〈口腔液〉	D
160139910	〈精液〉	D
160140010	〈髄液〉	D
160140110	〈腔分泌物〉	D
160140210	〈頸管粘液〉	D
160140310	〈子宮分泌物〉	D
160140410	〈腹水〉	D
160140510	〈膝液〉	D
160140610	〈尿道分泌物〉	D
160140710	〈胸水〉	D
160140810	〈関節液〉	D
160140910	〈前立腺液〉	D
160141010	〈骨髓穿刺液〉	D
160141110	〈乳汁〉	D
160141210	〈その他の穿刺・採取液〉	D
160154010	〈血液〉	D
160160910	顎関節鏡（片）	D
160161030	顎関節鏡（両）	D
160180570	肺臓カテーテル法等（新生児）加算	D
160180670	肺臓カテーテル法等（乳幼児）加算	D
160205650	非侵襲的血行動態モニタリング	D
170006630	パントモグラフィー（他方同時）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007130	同時多層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007230	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007330	回転横断撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007430	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170011650	エックス線フィルムサブトラクション（アナログ撮影）	E
170019130	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019230	特殊撮影（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	E
170019330	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019730	I・I間接撮影（特殊）（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E

170019830	I・I間接撮影(特殊)(診断・撮影)(乳幼児)(アナログ撮影)	E
170020950	高速心大血管連続撮影装置による撮影(撮影)(アナログ撮影)	E
170023850	単純間接撮影(I)の写真診断(短期2枚以上撮影)	E
170026470	心臓及び冠動脈造影(右心)(新生児)加算	E
170029530	同時多層撮影(診断・撮影)(デジタル撮影)	E
170029630	同時多層撮影(他方と同時併施)(診断・撮影)(デジタル撮影)	E
170029830	回転横断撮影(他方と同時併施)(診断・撮影)(デジタル撮影)	E
170030730	特殊撮影(診断・撮影)(新生児)(デジタル撮影)	E
170031130	I・I間接撮影(特殊)(診断・撮影)(新生児)(デジタル撮影)	E
170031230	I・I間接撮影(特殊)(診断・撮影)(乳幼児)(デジタル撮影)	E
170031650	単純間接撮影(撮影)(短期2枚以上撮影)(デジタル撮影)	E
170032550	単純間接撮影(アナログと同時撮影)(デジタル撮影)	E
170032750	造影剤使用間接撮影(アナログと同時撮影)(デジタル撮影)	E
170033070	心臓及び冠動脈造影(左心)(新生児)加算	E
180042070	精神科複数回訪問加算(1日に3回以上)	I
180042210	精神科重症患者早期集中支援管理料1(同一建物居・特定施設等)	I
180042310	精神科重症患者早期集中支援管理料1(同一建物居・特定施設等以外)	I
180042510	精神科重症患者早期集中支援管理料2(同一建物居・特定施設等)	I
180042610	精神科重症患者早期集中支援管理料2(同一建物居・特定施設等以外)	I
140023650	無水アルコール吸入療法(5時間超)	J
140030050	オキシゲンエアーロック(呼吸不能児の蘇生)	J
140035230	電撃傷処置(6000cm ² 以上)	J
140036430	凍傷処置(6000cm ² 以上)	J
140045650	斜頸矯正ギプス除去料	J
140046850	脊椎側弯矯正プラスチックギプスシーネ	J
140047050	脊椎側弯矯正ギプス除去料	J
140050510	練習用仮義手(義肢装具採型法)(股関節、肩関節離断)	J
150007770	生体皮膚移植(提供者の療養上の費用)加算	K
150014750	骨関節結核瘻孔摘出術(肩甲骨)	K
150014850	骨関節結核瘻孔摘出術(上腕)	K
150015050	骨関節結核瘻孔摘出術(前腕)	K
150015250	骨関節結核瘻孔摘出術(鎖骨)	K
150015450	骨関節結核瘻孔摘出術(手)	K

150023410	骨全摘術（肩甲骨）	K
150023510	骨全摘術（上腕）	K
150023610	骨全摘術（大腿）	K
150023710	骨全摘術（前腕）	K
150026350	多発性軟骨性外骨腫摘出術（手）	K
150027110	骨悪性腫瘍手術（膝蓋骨）	K
150038450	滑液膜摘出術（胸鎖）	K
150039410	関節鼠摘出手術（胸鎖）	K
150050610	人工関節置換術（胸鎖）	K
150068150	レンズ核破壊術（片側）	K
150068250	脳淡蒼球内オイルプロカイン注入療法（脳深部定位手術）（片側）	K
150068410	延髄における脊髄視床路切截術	K
150073750	横隔神経麻痺術	K
150073910	神経捻除術（上眼窩神経）	K
150074150	眼窩下孔部神経切断術	K
150074210	神経捻除術（おとがい神経）	K
150074350	おとがい孔部神経切断術	K
150074410	神経捻除術（下顎神経）	K
150074610	交感神経切除術（股動脈周囲）	K
150074750	尾動脈腺摘出術	K
150075350	下腹部神経叢切除術とクレニッヒ手術	K
150075450	コット手術とクレニッヒ手術	K
150095510	鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術	K
150095810	S状洞血栓（静脈炎）手術	K
150099810	萎縮性鼻炎手術（両側）	K
150102210	前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術	K
150107210	気管異物除去術（開胸手術）	K
150118710	唾液腺管移動術（上顎洞内）	K
150118810	唾液腺管移動術（結膜囊内）	K
150121550	乳癌冷凍凝固摘出術	K
150123450	肋骨2本以上切除（第1肋骨含む）と胸骨搔爬	K
150123550	肋骨2本以上切除（その他の肋骨）と胸骨搔爬	K
150130350	心筋損傷、心嚢、横隔膜の縫合、胃腹腔内還納等の手術	K
150146450	小児自家血管採取料	K
150146710	単心室症手術（心室中隔造成術）（1歳以上）	K

150154610	胸管内頸静脈吻合術	K
150157650	脾腎静脈吻合術	K
150162250	膀胱後腫瘍摘出術（腸管切除を伴う）	K
150170450	迷走神経切断術と幽門形成術（十二指腸潰瘍）	K
150170550	迷走神経切断術、幽門形成術及び胃瘻造設術（十二指腸潰瘍）	K
150174810	先天性胆道閉鎖症手術（1歳以上）	K
150182150	ピックレル氏手術	K
150197750	腎部分切除術（腎空洞切開術・腎盂尿管移行部形成術併施）	K
150211350	腔絨毛性腫瘍摘出術	K
150212650	後腔円蓋切開（子宮外妊娠）	K
150214050	腔閉鎖症術（遊離植皮）	K
150214150	腔閉鎖症術（腸管形成）	K
150214710	クレニッヒ手術	K
150214810	子宮位置矯正術（アレキサンダー手術）	K
150224810	自家採血輸血（1回目）	K
150224910	保存血液輸血（1回目）	K
150225010	交換輸血	K
150225110	骨髓内輸血加算（胸骨）	K
150225210	骨髓内輸血加算（その他）	K
150225310	血液型加算（A B O 式及び R h 式）	K
150225410	不規則抗体加算	K
150225510	血液交叉加算	K
150225610	間接クームス加算	K
150225770	輸血（乳幼児）加算	K
150225850	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手技料（1回目）	K
150225910	造血幹細胞移植（骨髓移植）（同種移植）	K
150226010	造血幹細胞移植（提供者の療養上の費用）加算	K
150226170	造血幹細胞移植（乳幼児）加算	K
150226210	術中術後自己血回収術	K
150247010	自己血輸血（6歳以上）（液状保存）	K
150247110	H L A 型検査クラス 1 加算（A、B、C）	K
150247210	造血幹細胞採取（骨髓採取）（同種移植）	K
150249050	内反足足板挺子固定	K
150254810	自己血輸血（6歳以上）（凍結保存）	K
150256210	人工関節再置換術（胸鎖）	K

150256610	人工関節再置換術（肩鎖）	K
150257350	上咽頭ポリープ摘出術（経副鼻腔）	K
150257450	上咽頭ポリープ摘出術（外切開）	K
150262310	顎関節授動術（顎関節鏡下授動術）	K
150262510	顎関節円板整位術（顎関節鏡下）	K
150266310	造血幹細胞移植（末梢血幹細胞移植）（自家移植）	K
150266410	造血幹細胞移植（骨髄移植）（自家移植）	K
150267410	顎関節円板整位術（開放）	K
150271050	胸壁外皮膚管形成吻合術（腹部操作）	K
150278410	造腔術（筋皮弁移植）	K
150278910	H L A型検査クラス2加算（D R、D Q、D P）	K
150280950	腔閉鎖症術（筋皮弁移植）	K
150281150	痕跡副角子宮手術（腔式）	K
150286210	自家採血輸血（2回目以降）	K
150286310	保存血液輸血（2回目以降）	K
150286410	自己血輸血（6歳未満）（液状保存）	K
150286510	自己血輸血（6歳未満）（凍結保存）	K
150287450	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手技料（2回目以降）	K
150287750	肺縫縮術（肺気腫に対する正中切開）（楔状部分切除）	K
150287850	肺縫縮術（肺気腫に対する正中切開）（区域切除（1肺葉未満））	K
150287950	肺縫縮術（肺気腫に対する正中切開）（肺葉切除）	K
150288050	肺縫縮術（肺気腫に対する正中切開）（複合切除（1肺葉を超える））	K
150288150	肺縫縮術（肺気腫に対する正中切開）（1側肺全摘）	K
150297810	造血幹細胞移植（末梢血幹細胞移植）（同種移植）	K
150300510	人工関節抜去術（胸鎖）	K
150300710	人工関節抜去術（手）	K
150303410	植込型補助人工心臓（拍動流型）（初日）	K
150303510	植込型補助人工心臓（拍動流型）（2日目以降30日目まで）	K
150303610	植込型補助人工心臓（拍動流型）（31日目以降90日目まで）	K
150303710	植込型補助人工心臓（拍動流型）（91日目以降）	K
150309610	関節鏡下関節内異物（挿入物）除去術（胸鎖）	K
150311410	関節鏡下滑液膜摘出術（胸鎖）	K
150312510	関節鏡下関節鼠摘出手術（胸鎖）	K
150321710	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）（1歳以上）	K

150322110	心臓脱手術	K
150322510	移植用心肺採取術	K
150322610	同種心肺移植術	K
150327510	自己血貯血（6歳以上）（液状保存）	K
150327610	自己血貯血（6歳以上）（凍結保存）	K
150327710	自己血貯血（6歳未満）（液状保存）	K
150327810	自己血貯血（6歳未満）（凍結保存）	K
150327910	輸血管理料1	K
150328010	輸血管理料2	K
150329050	レンズ核破壊術（両側）	K
150329150	脳淡蒼球内オイルプロカイン注入療法（脳深部定位手術）（両側）	K
150330210	単心室症手術（心室中隔造成術）（1歳未満）	K
150330310	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）（1歳未満）	K
150331850	左室自由壁破裂修復術（弁形成術（1弁）を併施）	K
150332050	心腔内粘液腫摘出術（弁置換術（1弁）を併施）	K
150336510	移植用部分肺採取術（生体）	K
150336610	生体部分肺移植術	K
150336710	生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算	K
150338710	焦点式高エネルギー超音波療法	K
150342350	副腎腫瘍摘出術（髄質腫瘍（褐色細胞腫））（脾摘出術を併施）	K
150343110	皮膚移植術（死体）（200cm ² 未満）	K
150343310	皮膚移植術（死体）（500cm ² 以上1000cm ² 未満）	K
150343410	皮膚移植術（死体）（1000cm ² 以上3000cm ² 未満）	K
150343510	皮膚移植術（死体）（3000cm ² 以上）	K
150349510	造血幹細胞採取（骨髓採取）（自家移植）	K
150349610	造血幹細胞採取（末梢血幹細胞採取）（同種移植）	K
150349710	造血幹細胞採取（末梢血幹細胞採取）（自家移植）	K
150349810	造血幹細胞移植（臍帯血移植）	K
150353510	関節鏡下関節内骨折観血の手術（胸鎖）	K
150361910	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷切）	K
150365510	腹腔鏡下尿失禁手術	K
150366370	血管露出術加算	K
150366470	血小板洗浄術加算	K
150366570	輸血適正使用加算（輸血管理料1）	K
150366670	輸血適正使用加算（輸血管理料2）	K

150366770	自己生体組織接着剤作成術	K
150367070	抗H L A抗体検査加算	K
150367610	肝切除術（亜区域切除）（1歳未満）	K
150367810	肝切除術（1区域切除（外側区域切除を除く））（1歳未満）	K
150368110	肝切除術（2区域切除以上で血行再建）（1歳未満）	K
150375770	心臓弁再置換術加算（弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術）（3弁）	K
150376070	心臓弁再置換術加算（大動脈瘤切除術（吻合又は移植含む））（3弁）	K
150377110	腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術	K
150379010	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術	K
150379110	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	K
150380070	貯血式自己血輸血管理体制加算	K
150380470	自家腸骨片充填加算（鼻内前頭洞根治手術）	K
150381150	オープンステントグラフト術（上行）（弁置換術又は形成術）	K
150381250	オープンステントグラフト術（上行）（人工弁置換を伴う基部置換術）	K
150381350	オープンステントグラフト術（上行）（自己弁温存型基部置換術）	K
150382150	オープンステントグラフト術（胸腹部大動脈）	K
150382250	オープンステントグラフト術（腹部大動脈（分枝血管の再建））	K
150382350	オープンステントグラフト術（腹部大動脈（その他））	K
150383050	髄腔内持続注入用植込型ポンプ設置術（慢性難治性疼痛除去又は軽減）	K
150383150	髄腔内持続注入用植込型ポンプ交換術（慢性難治性疼痛除去又は軽減）	K
150235610	ヒッチコック療法（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素）	L
150238710	下垂体ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240210	舌神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240310	副神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240810	横隔神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240910	上喉頭神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150339550	気管内チューブ挿入吹送法麻酔1（麻酔困難な患者）	L
150339650	ノンレブリージングバルブ麻酔1（麻酔困難な患者）	L
150339750	気管内チューブ挿入吹送法麻酔1	L
150339850	ノンレブリージングバルブ麻酔1	L
150340050	ノンレブリージングバルブ麻酔2（麻酔困難な患者）	L

150340250	ノンレブリージングバルブ麻酔2	L
150340350	気管内チューブ挿入吹送法麻酔3（麻酔困難な患者）	L
150340450	ノンレブリージングバルブ麻酔3（麻酔困難な患者）	L
150340650	ノンレブリージングバルブ麻酔3	L
150340850	ノンレブリージングバルブ麻酔4（麻酔困難な患者）	L
150341050	ノンレブリージングバルブ麻酔4	L

第3回 NDB オープンデータ

診療行為コード	診療行為名称	区分
113015610	糖尿病透析予防指導管理料（特定地域）	B
113016570	地域包括診療料（再診時乳幼児時間外）加算	B
113016670	地域包括診療料（再診時乳幼児休日）加算	B
113016770	地域包括診療料（再診時乳幼児深夜）加算	B
113016970	地域包括診療料（再診時乳幼児時間外特例医療機関）加算	B
113017070	小児科地域包括診療料（再診時乳幼児夜間）加算	B
113017170	小児科地域包括診療料（再診時乳幼児休日）加算	B
113017270	小児科地域包括診療料（再診時乳幼児深夜）加算	B
113018870	認知症地域包括診療料（再診時乳幼児時間外）加算	B
113018970	認知症地域包括診療料（再診時乳幼児休日）加算	B
113019070	認知症地域包括診療料（再診時乳幼児深夜）加算	B
113019270	認知症地域包括診療料（再診時乳幼児時間外特例医療機関）加算	B
113019370	小児科認知症地域包括診療料（再診時乳幼児夜間）加算	B
113019470	小児科認知症地域包括診療料（再診時乳幼児休日）加算	B
113019570	小児科認知症地域包括診療料（再診時乳幼児深夜）加算	B
113021770	小児かかりつけ診療料（外来診療料乳幼児深夜）加算	B
113021870	小児かかりつけ診療料（外来診療料時間外特例医療機関）加算	B
113021970	小児科小児かかりつけ診療料（外来診療料乳幼児夜間）加算	B
113022170	小児科小児かかりつけ診療料（外来診療料乳幼児深夜）加算	B
113023770	施設基準不適合減算（医学管理等）（100分の70）	B
114002670	海路（波浪）加算（往）	C
114002770	海路（波浪）加算（復）	C
114016670	訪問看護・指導料（乳幼児）加算（同一建物居住者）	C
114041870	在医総管（在支診等以外）（100分の80）減算	C
114041970	施医総管（在支診等以外）（100分の80）減算	C

114042050	在宅人工呼吸指導管理料（交流電場腫瘍治療）	C
160045610	秋疫B抗体	D
160067810	脳循環（笑気法）	D
160089250	モーゼンタール法	D
160090910	赤血球寿命（R I）	D
160091110	血小板寿命（R I）	D
160133550	グルタチオン（尿）	D
160138910	〈尿〉	D
160139010	〈喀痰〉	D
160139110	〈穿刺液〉	D
160139210	〈胃液〉	D
160139310	〈十二指腸液〉	D
160139410	〈胆汁〉	D
160139510	〈眼分泌液〉	D
160139610	〈鼻腔液〉	D
160139710	〈咽喉液〉	D
160139810	〈口腔液〉	D
160139910	〈精液〉	D
160140010	〈髄液〉	D
160140110	〈腔分泌物〉	D
160140210	〈頸管粘液〉	D
160140310	〈子宮分泌物〉	D
160140410	〈腹水〉	D
160140510	〈睪液〉	D
160140610	〈尿道分泌物〉	D
160140710	〈胸水〉	D
160140810	〈関節液〉	D
160140910	〈前立腺液〉	D
160141010	〈骨髓穿刺液〉	D
160141110	〈乳汁〉	D
160141210	〈その他の穿刺・採取液〉	D
160154010	〈血液〉	D
160158550	遊離型フコース（尿）	D
160161030	顎関節鏡（両）	D
160180570	肺臓カテーテル法等（新生児）加算	D

160180670	肺臓カテーテル法等（乳幼児）加算	D
160209850	ヒト精巢上体蛋白4	D
160209950	R O S 1 融合遺伝子	D
160210050	カルプロテクチン（糞便）	D
160210150	細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出	D
160210250	E G F R 遺伝子検査（血漿）	D
160210350	インフリキシマブ定性	D
160210450	サイトメガロウイルス核酸検出（尿）	D
160210550	遊離カルニチン	D
160211850	総カルニチン	D
170007130	同時多層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007230	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007330	回転横断撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007430	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170019130	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019730	I・I 間接撮影（特殊）（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019830	I・I 間接撮影（特殊）（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	E
170020950	高速心大血管連続撮影装置による撮影（撮影）（アナログ撮影）	E
170024050	単純間接撮影（撮影）（短期2枚以上撮影）（アナログ撮影）	E
170026470	心臓及び冠動脈造影（右心）（新生児）加算	E
170029830	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（デジタル撮影）	E
170031130	I・I 間接撮影（特殊）（診断・撮影）（新生児）（デジタル撮影）	E
170031230	I・I 間接撮影（特殊）（診断・撮影）（乳幼児）（デジタル撮影）	E
170032450	単純間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	E
170032550	単純間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170032650	造影剤使用間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	E
170032750	造影剤使用間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170033070	心臓及び冠動脈造影（左心）（新生児）加算	E
170035230	特殊撮影（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	E
170035430	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	E
170035630	I・I 間接撮影（特殊）（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	E
170035730	I・I 間接撮影（特殊）（診断・撮影）（幼児）（デジタル撮影）	E
180046370	経口摂取回復促進加算2	H
180042410	精神科重症患者早期集中支援管理料2（単一建物1人）	I
180047810	認知療法・認知行動療法（精神保健指定医と看護師が共同）	I

180048810	精神科重症患者早期集中支援管理料2（単一建物2人以上）	I
180050030	家族在宅精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分以上）	I
140008310	局所灌流（悪性腫瘍）	J
140009450	無水アルコール吸入療法	J
140009950	酸素加圧（気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器）	J
140010150	I M V	J
140015610	陣痛誘発のための卵膜外薬液注入法	J
140017450	クレーデ氏胎盤圧出法	J
140017510	クリステル胎児圧出法	J
140023650	無水アルコール吸入療法（5時間超）	J
140024050	レスピラトール療法（5時間超）	J
140024150	酸素加圧（気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器）（5時間超）	J
140024250	C P A P（5時間超）	J
140024350	I M V（5時間超）	J
140028510	鉄の肺	J
140030050	オキシゲンエアーロック（呼吸不能児の蘇生）	J
140030250	減圧タンク療法	J
140035030	電撃傷処置（500cm ² 以上3000cm ² 未満）	J
140035130	電撃傷処置（3000cm ² 以上6000cm ² 未満）	J
140035230	電撃傷処置（6000cm ² 以上）	J
140035730	薬傷処置（3000cm ² 以上6000cm ² 未満）	J
140035830	薬傷処置（6000cm ² 以上）	J
140036330	凍傷処置（3000cm ² 以上6000cm ² 未満）	J
140036430	凍傷処置（6000cm ² 以上）	J
140038510	熱傷温浴療法	J
140039110	人工羊水注入法	J
140039950	閉鎖循環式麻酔器使用気管内挿管下酸素吸入（5時間超）	J
140045450	斜頸矯正プラスチックギプスシーネ	J
140046150	先天性股関節脱臼プラスチックギプスシーネ	J
140046730	脊椎側弯矯正プラスチックギプス	J
140046850	脊椎側弯矯正プラスチックギプスシーネ	J
140046950	脊椎側弯矯正ギプスシーネ	J
140047150	脊椎側弯矯正ギプス修理料	J
140050410	練習用仮義足（義肢装具採型法）（股関節、肩関節離断）	J
140051750	一酸化窒素吸入療法（新生児低酸素性呼吸不全）	J

140051910	局所陰圧閉鎖処置（入院）（100cm ² 以上）	J
140052270	局所陰圧閉鎖処置初回加算（入院）（100cm ² 以上）	J
140055650	一酸化窒素吸入療法（その他）	J
140056010	人工臍臓療法	J
140056170	一酸化窒素ガス加算（新生児低酸素性呼吸不全）	J
140056270	一酸化窒素ガス加算（その他）	J
140057250	気管支肺胞洗浄用カテーテルによる検体採取（人工気道を有する患者）	J
140700110	長期療養患者褥瘡等処置	J
140700310	精神病棟等長期療養患者褥瘡等処置	J
150007770	生体皮膚移植（提供者の療養上の費用）加算	K
150014750	骨関節結核瘻孔摘出術（肩甲骨）	K
150014850	骨関節結核瘻孔摘出術（上腕）	K
150015250	骨関節結核瘻孔摘出術（鎖骨）	K
150023410	骨全摘術（肩甲骨）	K
150023510	骨全摘術（上腕）	K
150023610	骨全摘術（大腿）	K
150023710	骨全摘術（前腕）	K
150023810	骨全摘術（下腿）	K
150026150	多発性軟骨性外骨腫摘出術（鎖骨）	K
150030210	変形治癒骨折矯正手術（膝蓋骨）	K
150039410	関節鼠摘出手術（胸鎖）	K
150044610	非観血的関節授動術（胸鎖）	K
150050610	人工関節置換術（胸鎖）	K
150052410	四肢関節離断術（肘）	K
150068410	延髄における脊髄視床路切截術	K
150073750	横隔神経麻痺術	K
150073910	神経捻除術（上眼窩神経）	K
150074150	眼窩下孔部神経切断術	K
150074210	神経捻除術（おとがい神経）	K
150074350	おとがい孔部神経切断術	K
150074410	神経捻除術（下顎神経）	K
150074510	交感神経切除術（頸動脈周囲）	K
150074610	交感神経切除術（股動脈周囲）	K
150074750	尾動脈腺摘出術	K

150095810	S 状洞血栓（静脈炎）手術	K
150096910	迷路摘出術（全摘出）	K
150107210	気管異物除去術（開胸手術）	K
150118710	唾液腺管移動術（上顎洞内）	K
150118810	唾液腺管移動術（結膜囊内）	K
150125610	骨膜外、胸膜外充填術	K
150132510	食道周囲膿瘍切開誘導術（胸骨切開）	K
150137150	横隔膜レラクサチオ手術（経胸及び経腹）	K
150142510	大血管転位症手術（マスタート・セニング手術）	K
150144810	肺静脈血栓除去術	K
150146710	単心室症手術（心室中隔造成術）	K
150154610	胸管内頸静脈吻合術	K
150165910	胃縮小術	K
150170110	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（単独）	K
150170610	食道下部迷走神経選択的切除術（単独）	K
150172010	胃横断術（静脈瘤手術）	K
150175810	肝膿瘍切開術（開胸）	K
150182150	ピックレル氏手術	K
150184610	腹壁外腸管前置術	K
150193410	腎切半術	K
150193610	腎被膜剥離術	K
150197750	腎部分切除術（腎空洞切開術・腎盂尿管移行部形成術併施）	K
150211350	腔絨毛性腫瘍摘出術	K
150212650	後腔円蓋切開（子宮外妊娠）	K
150214050	腔閉鎖症術（遊離植皮）	K
150214150	腔閉鎖症術（腸管形成）	K
150214710	クレニッヒ手術	K
150214810	子宮位置矯正術（アレキサンダー手術）	K
150225110	骨髓内輸血加算（胸骨）	K
150225210	骨髓内輸血加算（その他）	K
150251810	神経血管柄付植皮術（足）	K
150256210	人工関節再置換術（胸鎖）	K
150256410	人工関節再置換術（手）	K
150256610	人工関節再置換術（肩鎖）	K
150257350	上咽頭ポリープ摘出術（経副鼻腔）	K

150257450	上咽頭ポリープ摘出術（外切開）	K
150262510	顎関節円板整位術（顎関節鏡下）	K
150267410	顎関節円板整位術（開放）	K
150267550	胸壁外皮膚管形成吻合術（バイパスのみ作成）	K
150270950	胸壁外皮膚管形成吻合術（胸部、腹部操作）	K
150271050	胸壁外皮膚管形成吻合術（腹部操作）	K
150280950	腔閉鎖症術（筋皮弁移植）	K
150281150	痕跡副角子宮手術（腔式）	K
150286510	自己血輸血（6歳未満）（凍結保存）	K
150300510	人工関節拔去術（胸鎖）	K
150300710	人工関節拔去術（手）	K
150300910	人工関節拔去術（肩鎖）	K
150309610	関節鏡下関節内異物（挿入物）除去術（胸鎖）	K
150311410	関節鏡下滑液膜摘出術（胸鎖）	K
150312510	関節鏡下関節鼠摘出手術（胸鎖）	K
150312910	関節鏡下関節鼠摘出手術（肩鎖）	K
150321410	修正大血管転位症手術（心室中隔欠損パッチ閉鎖術）	K
150321710	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）	K
150322010	心室憩室切除術	K
150322110	心臓脱手術	K
150327810	自己血貯血（6歳未満）（凍結保存）	K
150334910	多発性骨腫摘出術（鎖骨）	K
150335010	多発性骨腫摘出術（膝蓋骨）	K
150336510	移植用部分肺採取術（生体）	K
150336610	生体部分肺移植術	K
150336710	生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算	K
150338710	焦点式高エネルギー超音波療法	K
150343210	皮膚移植術（死体）（200cm ² 以上500cm ² 未満）	K
150343310	皮膚移植術（死体）（500cm ² 以上1000cm ² 未満）	K
150343410	皮膚移植術（死体）（1000cm ² 以上3000cm ² 未満）	K
150353510	関節鏡下関節内骨折観血的手術（胸鎖）	K
150361910	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷切）	K
150368750	植込型骨導補聴器交換術	K
150376670	人工血管等再置換術加算（修正大血管転位症手術）	K
150379010	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術	K

150379110	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	K
150391450	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満）	K
150391550	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸部）	K
150391650	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径10cm以上、その他）	K
150392350	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、特殊、腸骨翼）	K
150392650	骨格筋採取（筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満）	K
150392950	骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm未満）	K
150393050	骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm以上10cm未満）	K
150393150	骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	K
150393450	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、5cm～10cm未満）	K
150393550	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、10cm以上）	K
150393650	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5cm未満）	K
150393850	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、5cm～10cm未満）	K
150393950	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、10cm以上）	K
150394150	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径2.5cm～5cm未満）	K
150394250	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径5cm～10cm未満）	K
150394750	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	K
150394850	人工中耳植込術	K
150395250	左心耳閉塞用クリップ加算	K
150395350	植込み型リードレス心臓ペースメーカー移植術（経カテーテル）	K
150395450	補助循環用ポンプカテーテルによる経皮的心肺補助（初日）	K
150395550	補助循環用ポンプカテーテルによる経皮的心肺補助（2日目以降）	K
150235610	ヒッチコック療法（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素）	L
150238710	下垂体ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240210	舌神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240310	副神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240910	上喉頭神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
180019410	体外照射（エックス線表在治療）（2回目）	M

第4回 NDB オープンデータ

診療行為コード	診療行為名称	区分
113015510	外来緩和ケア管理料（特定地域）	B
113015610	糖尿病透析予防指導管理料（特定地域）	B
113016570	地域包括診療料（再診時乳幼児時間外）加算	B

113016670	地域包括診療料（再診時乳幼児休日）加算	B
113016970	地域包括診療料（再診時乳幼児時間外特例医療機関）加算	B
113017070	小児科地域包括診療料（再診時乳幼児夜間）加算	B
113017170	小児科地域包括診療料（再診時乳幼児休日）加算	B
113017270	小児科地域包括診療料（再診時乳幼児深夜）加算	B
113018870	認知症地域包括診療料（再診時乳幼児時間外）加算	B
113018970	認知症地域包括診療料（再診時乳幼児休日）加算	B
113019070	認知症地域包括診療料（再診時乳幼児深夜）加算	B
113019270	認知症地域包括診療料（再診時乳幼児時間外特例医療機関）加算	B
113019370	小児科認知症地域包括診療料（再診時乳幼児夜間）加算	B
113019470	小児科認知症地域包括診療料（再診時乳幼児休日）加算	B
113019570	小児科認知症地域包括診療料（再診時乳幼児深夜）加算	B
113022170	小児科小児かかりつけ診療料（外来診療料乳幼児深夜）加算	B
114002670	海路（波浪）加算（往）	C
114002770	海路（波浪）加算（復）	C
114016770	訪問看護・指導料（幼児）加算（同一建物居住者）	C
114027810	在宅患者共同診療料（訪問診療）（同一建物居住者）	C
160038950	フェニール・アラニン（尿）	D
160067810	脳循環（笑気法）	D
160090510	循環血液量（R I）	D
160090910	赤血球寿命（R I）	D
160138910	〈尿〉	D
160139010	〈喀痰〉	D
160139110	〈穿刺液〉	D
160139210	〈胃液〉	D
160139310	〈十二指腸液〉	D
160139410	〈胆汁〉	D
160139510	〈眼分泌液〉	D
160139610	〈鼻腔液〉	D
160139710	〈咽喉液〉	D
160139810	〈口腔液〉	D
160139910	〈精液〉	D
160140010	〈髄液〉	D
160140110	〈腔分泌物〉	D
160140210	〈頸管粘液〉	D

160140310	〈子宮分泌物〉	D
160140410	〈腹水〉	D
160140510	〈睥液〉	D
160140610	〈尿道分泌物〉	D
160140710	〈胸水〉	D
160140810	〈関節液〉	D
160140910	〈前立腺液〉	D
160141010	〈骨髓穿刺液〉	D
160141110	〈乳汁〉	D
160141210	〈その他の穿刺・採取液〉	D
160154010	〈血液〉	D
160180570	肺臓カテーテル法等（新生児）加算	D
170007130	同時多層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007230	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007330	回転横断撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007430	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170019130	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019230	特殊撮影（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	E
170019330	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019430	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	E
170019730	I・I間接撮影（特殊）（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019830	I・I間接撮影（特殊）（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	E
170020950	高速心大血管連続撮影装置による撮影（撮影）（アナログ撮影）	E
170021150	椎間板造影（撮影）（アナログ撮影）	E
170021850	単純間接撮影（撮影）（手前2枚以上撮影）（アナログ撮影）	E
170023850	単純間接撮影（イ）の写真診断（短期2枚以上撮影）	E
170024050	単純間接撮影（撮影）（短期2枚以上撮影）（アナログ撮影）	E
170024350	単純間接撮影（ロ）の写真診断（短期2枚以上撮影）	E
170026470	心臓及び冠動脈造影（右心）（新生児）加算	E
170026670	心臓及び冠動脈造影（右心）（乳幼児）加算	E
170029830	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（デジタル撮影）	E
170030230	上顎骨曲面断層撮影（診断・撮影）（デジタル撮影）	E
170030730	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（デジタル撮影）	E
170031130	I・I間接撮影（特殊）（診断・撮影）（新生児）（デジタル撮影）	E
170031230	I・I間接撮影（特殊）（診断・撮影）（乳幼児）（デジタル撮影）	E

170031650	単純間接撮影（撮影）（短期2枚以上撮影）（デジタル撮影）	E
170032150	単純撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170032350	造影剤使用撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170032450	単純間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	E
170032550	単純間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170032650	造影剤使用間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	E
170032750	造影剤使用間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170033070	心臓及び冠動脈造影（左心）（新生児）加算	E
170035230	特殊撮影（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	E
170035630	I・I間接撮影（特殊）（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	E
170035730	I・I間接撮影（特殊）（診断・撮影）（幼児）（デジタル撮影）	E
180042410	精神科重症患者早期集中支援管理料2（単一建物1人）	I
180048710	精神科重症患者早期集中支援管理料1（単一建物2人以上）	I
180048810	精神科重症患者早期集中支援管理料2（単一建物2人以上）	I
140009450	無水アルコール吸入療法	J
140023650	無水アルコール吸入療法（5時間超）	J
140030050	オキシゲンエアーロック（呼吸不能児の蘇生）	J
140036430	凍傷処置（6000cm ² 以上）	J
140045650	斜頸矯正ギプス除去料	J
140046150	先天性股関節脱臼プラスチックギプスシーネ	J
140046630	脊椎側弯矯正ギプスシャーレ	J
140046850	脊椎側弯矯正プラスチックギプスシーネ	J
140057250	気管支肺胞洗浄用カテーテルによる検体採取（人工気道を有する患者）	J
150007770	生体皮膚移植（提供者の療養上の費用）加算	K
150014750	骨関節結核瘻孔摘出術（肩甲骨）	K
150014950	骨関節結核瘻孔摘出術（大腿）	K
150015150	骨関節結核瘻孔摘出術（下腿）	K
150015250	骨関節結核瘻孔摘出術（鎖骨）	K
150015350	骨関節結核瘻孔摘出術（膝蓋骨）	K
150023510	骨全摘術（上腕）	K
150023710	骨全摘術（前腕）	K
150023910	骨全摘術（鎖骨）	K
150024550	中手骨摘除術（2本以上）	K
150026250	多発性軟骨性外骨腫摘出術（膝蓋骨）	K

150027110	骨悪性腫瘍手術（膝蓋骨）	K
150029610	変形治癒骨折矯正手術（肩甲骨）	K
150045510	観血的関節授動術（胸鎖）	K
150050210	人工骨頭挿入術（指）	K
150050610	人工関節置換術（胸鎖）	K
150068410	延髄における脊髄視床路切截術	K
150073750	横隔神経麻痺術	K
150073910	神経捻除術（上眼窩神経）	K
150074150	眼窩下孔部神経切断術	K
150074210	神経捻除術（おとがい神経）	K
150074350	おとがい孔部神経切断術	K
150074410	神経捻除術（下顎神経）	K
150074510	交感神経切除術（頸動脈周囲）	K
150074610	交感神経切除術（股動脈周囲）	K
150074750	尾動脈腺摘出術	K
150095510	鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術	K
150095810	S状洞血栓（静脈炎）手術	K
150096910	迷路摘出術（全摘出）	K
150099810	萎縮性鼻炎手術（両側）	K
150103710	上咽頭腫瘍摘出術（外切開）	K
150118710	唾液腺管移動術（上顎洞内）	K
150118810	唾液腺管移動術（結膜囊内）	K
150121550	乳癌冷凍凝固摘出術	K
150134450	胸壁外皮膚管形成吻合術（頸部、胸部、腹部操作）	K
150137150	横隔膜レラクサチオ手術（経胸及び経腹）	K
150146450	小児自家血管採取料	K
150154610	胸管内頸静脈吻合術	K
150157650	脾腎静脈吻合術	K
150160950	結核性腹膜炎手術	K
150163710	胃吊上げ固定術（胃下垂症手術）	K
150165910	胃縮小術	K
150170110	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（単独）	K
150170610	食道下部迷走神経選択的切除術（単独）	K
150175810	肝膿瘍切開術（開胸）	K
150182150	ピックレル氏手術	K

150188950	モルガニー氏洞及び肛門管切開術	K
150193410	腎切半術	K
150193610	腎被膜剥離術	K
150196010	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術	K
150211350	腔絨毛性腫瘍摘出術	K
150212650	後腔円蓋切開（子宮外妊娠）	K
150214710	クレニッヒ手術	K
150214810	子宮位置矯正術（アレキサンダー手術）	K
150225210	骨髓内輸血加算（その他）	K
150251810	神経血管柄付植皮術（足）	K
150256210	人工関節再置換術（胸鎖）	K
150256410	人工関節再置換術（手）	K
150256610	人工関節再置換術（肩鎖）	K
150257450	上咽頭ポリープ摘出術（外切開）	K
150262510	顎関節円板整位術（顎関節鏡下）	K
150267550	胸壁外皮膚管形成吻合術（バイパスのみ作成）	K
150270950	胸壁外皮膚管形成吻合術（胸部、腹部操作）	K
150271050	胸壁外皮膚管形成吻合術（腹部操作）	K
150281150	痕跡副角子宮手術（腔式）	K
150300510	人工関節抜去術（胸鎖）	K
150300910	人工関節抜去術（肩鎖）	K
150310510	関節鏡下関節滑膜切除術（胸鎖）	K
150311410	関節鏡下滑液膜摘出術（胸鎖）	K
150312110	関節鏡下掌指関節滑膜切除術	K
150312510	関節鏡下関節鼠摘出手術（胸鎖）	K
150312910	関節鏡下関節鼠摘出手術（肩鎖）	K
150321710	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）	K
150322010	心室憩室切除術	K
150322110	心臓脱手術	K
150322510	移植用心肺採取術	K
150322610	同種心肺移植術	K
150327810	自己血貯血（6歳未満）（凍結保存）	K
150334410	多発性骨腫摘出術（肩甲骨）	K
150334510	多発性骨腫摘出術（上腕）	K
150334910	多発性骨腫摘出術（鎖骨）	K

150336510	移植用部分肺採取術（生体）	K
150336610	生体部分肺移植術	K
150336710	生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算	K
150338710	焦点式高エネルギー超音波療法	K
150343110	皮膚移植術（死体）（200cm ² 未満）	K
150343210	皮膚移植術（死体）（200cm ² 以上500cm ² 未満）	K
150353510	関節鏡下関節内骨折観血的手術（胸鎖）	K
150361910	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷切）	K
150368750	植込型骨導補聴器交換術	K
150376670	人工血管等再置換術加算（修正大血管転位症手術）	K
150379110	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	K
150383950	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、その他、棘突起）	K
150391450	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満）	K
150391550	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸部）	K
150391650	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径10cm以上、その他）	K
150392350	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、特殊、腸骨翼）	K
150392650	骨格筋採取（筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満）	K
150392950	骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm未満）	K
150393150	骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	K
150393250	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm未満）	K
150393350	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm～5cm未満）	K
150393450	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、5cm～10cm未満）	K
150393550	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、10cm以上）	K
150393750	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5cm～5cm未満）	K
150393850	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、5cm～10cm未満）	K
150393950	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、10cm以上）	K
150394150	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径2.5cm～5cm未満）	K
150394250	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径5cm～10cm未満）	K
150394350	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径10cm以上）	K
150394650	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm～10cm未満）	K
150394750	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	K
150235610	ヒッチコック療法（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素）	L
150238710	下垂体ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L

150240210	舌神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240310	副神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240710	迷走神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240810	横隔神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240910	上喉頭神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
180019410	体外照射（エックス線表在治療）（2回目）	M

第5回NDBオープンデータ

診療行為コード	診療行為名称	区分
113015510	外来緩和ケア管理料（特定地域）	B
113016570	乳幼児時間外加算（再診）（地域包括診療料）	B
113016670	乳幼児休日加算（再診）（地域包括診療料）	B
113016770	乳幼児深夜加算（再診）（地域包括診療料）	B
113016970	乳幼児時間外特例医療機関加算（再診）（地域包括診療料）	B
113017070	乳幼児夜間加算（小児科再診）（地域包括診療料）	B
113017170	乳幼児休日加算（小児科再診）（地域包括診療料）	B
113017270	乳幼児深夜加算（小児科再診）（地域包括診療料）	B
113018870	乳幼児時間外加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113018970	乳幼児休日加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019070	乳幼児深夜加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019270	乳幼児時間外特例医療機関加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019370	乳幼児夜間加算（小児科再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019470	乳幼児休日加算（小児科再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019570	乳幼児深夜加算（小児科再診）（認知症地域包括診療料）	B
113021870	乳幼児時間外特例医療機関加算（外来診療料・小児かかりつけ診療料）	B
113022170	乳幼児深夜加算（小児科・外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
113026870	深夜加算（初診）（小児かかりつけ診療料）	B
113026970	時間外特例医療機関加算（初診）（小児かかりつけ診療料）	B
113027070	時間外加算（再診）（小児かかりつけ診療料）	B
113027270	深夜加算（再診）（小児かかりつけ診療料）	B
113027370	時間外特例医療機関加算（再診）（小児かかりつけ診療料）	B
113027470	時間外加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
113027570	休日加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B

113027670	深夜加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
113027770	時間外特例医療機関加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
114002670	海路（波浪）加算（往）	C
114002770	海路（波浪）加算（復）	C
114027810	在宅患者共同診療料（訪問診療）（同一建物居住者）	C
114046650	持続血糖測定器加算（間歇注入インスリンポンプ非連動・4個以下）	C
114046850	横隔神経電気刺激装置指導管理料（脊髄損傷等患者）	C
114046950	横隔神経電気刺激装置加算	C
160067810	脳循環（笑気法）	D
160072030	亜硝酸アミル吸入心音図	D
160088610	胆道機能テスト	D
160138910	〈尿〉	D
160139010	〈喀痰〉	D
160139110	〈穿刺液〉	D
160139210	〈胃液〉	D
160139310	〈十二指腸液〉	D
160139410	〈胆汁〉	D
160139510	〈眼分泌液〉	D
160139610	〈鼻腔液〉	D
160139710	〈咽喉液〉	D
160139810	〈口腔液〉	D
160139910	〈精液〉	D
160140010	〈髄液〉	D
160140110	〈腔分泌物〉	D
160140210	〈頸管粘液〉	D
160140310	〈子宮分泌物〉	D
160140410	〈腹水〉	D
160140510	〈睪液〉	D
160140610	〈尿道分泌物〉	D
160140710	〈胸水〉	D
160140810	〈関節液〉	D
160140910	〈前立腺液〉	D
160141010	〈骨髓穿刺液〉	D
160141110	〈乳汁〉	D
160141210	〈その他の穿刺・採取液〉	D

160154010	〈血液〉	D
160175550	S A R S コロナウイルス核酸検出	D
160180010	鼻アレルギー誘発試験（22箇所以上）	D
160180110	過敏性転嫁（22箇所以上）	D
160180570	新生児加算（肺臓カテーテル法等）	D
160180670	乳幼児加算（肺臓カテーテル法等）	D
160215950	遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画	D
160216150	クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシンB 遺伝子検出	D
160216250	悪性腫瘍遺伝子検査（シークエンサーシステム・4項目一括）	D
160216350	悪性腫瘍遺伝子検査（シークエンサーシステム・2項目一括）	D
160216450	遺伝学的検査（シークエンサーシステム・プロファイリング）	D
160216550	遺伝学的検査（プロファイル、検討・説明料）	D
170006630	パントモグラフィー（他方同時）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007130	同時多層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007230	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007330	回転横断撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007430	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170019130	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019230	特殊撮影（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	E
170019330	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170020950	高速心大血管連続撮影装置による撮影（撮影）（アナログ撮影）	E
170021850	単純間接撮影（撮影）（手前2枚以上撮影）（アナログ撮影）	E
170023850	単純間接撮影（イ）の写真診断（短手2枚以上撮影）	E
170024050	単純間接撮影（撮影）（短手2枚以上撮影）（アナログ撮影）	E
170024170	短期滞在手術等基本料による2枚以上撮影	E
170029630	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（デジタル撮影）	E
170029830	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（デジタル撮影）	E
170032450	単純間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	E
170032550	単純間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170032750	造影剤使用間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170035230	特殊撮影（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	E
170035430	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	E
170035910	遠隔画像診断管理加算3（核医学診断）	E
170036950	コンピューター断層診断（FFRCT解析結果による診断）	E
180046370	経口摂取回復促進加算2	H

180048930	精神科デイ・ケア（小規模）（3年超・週3日超）（入院中の患者）	I
180056330	家族在宅精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（60分以上）	I
180056970	複数名精神科訪問看護・指導加算（准看護師と同時・1日に3回以上）	I
180057070	看護・介護職員連携強化加算（精神科訪問看護・指導料）	I
180057310	精神科在宅患者支援管理料1（集中的支援必要）（単一建物2人以上）	I
180057810	精神科在宅患者支援管理料2（集中的支援必要）（単一建物1人）	I
180057910	精神科在宅患者支援管理料2（集中的支援必要）（単一建物2人以上）	I
180058110	精神科在宅患者支援管理料2（重度精神障害者）（単一建物2人以上）	I
180058270	精神科オンライン在宅管理料	I
180058530	通院精神療法（入院措置後退院患者・3種類以上減算・継続支援加算）	I
180058650	経頭蓋治療用磁気刺激装置による治療	I
140009450	無水アルコール吸入療法	J
140023650	無水アルコール吸入療法（5時間超）	J
140035830	薬傷処置（6000cm ² 以上）	J
140036430	凍傷処置（6000cm ² 以上）	J
140045650	斜頸矯正ギプス除去料	J
140046150	先天性股関節脱臼プラスチックギプスシーネ	J
140046350	先天性股関節脱臼ギプス除去料	J
140046850	脊椎側弯矯正プラスチックギプスシーネ	J
140047050	脊椎側弯矯正ギプス除去料	J
140050510	練習用仮義手（義肢装具採型法）（股関節、肩関節離断）	J
150023410	骨全摘術（肩甲骨）	K
150023710	骨全摘術（前腕）	K
150023910	骨全摘術（鎖骨）	K
150039410	関節鼠摘出手術（胸鎖）	K
150045510	観血的関節授動術（胸鎖）	K
150050210	人工骨頭挿入術（指）	K
150050610	人工関節置換術（胸鎖）	K
150051010	人工関節置換術（肩鎖）	K
150068310	脳切截術（開頭）	K

150068410	延髄における脊髄視床路切截術	K
150073610	神経捻除術（後頭神経）	K
150074150	眼窩下孔部神経切断術	K
150074210	神経捻除術（おとがい神経）	K
150074410	神経捻除術（下顎神経）	K
150074750	尾動脈腺摘出術	K
150075150	ストッフエル手術	K
150075250	閉鎖神経切除術	K
150095810	S状洞血栓（静脈炎）手術	K
150102210	前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術	K
150104410	鼻咽腔線維腫手術（切除）	K
150107210	気管異物除去術（開胸手術）	K
150118810	唾液腺管移動術（結膜嚢内）	K
150121550	乳癌冷凍凝固摘出術	K
150137050	横隔膜レラクサチオ手術（経腹）	K
150137150	横隔膜レラクサチオ手術（経胸及び経腹）	K
150146450	小児自家血管採取料	K
150146710	単心室症手術（心室中隔造成術）	K
150154610	胸管内頸静脈吻合術	K
150157650	脾腎静脈吻合術	K
150160950	結核性腹膜炎手術	K
150162250	膀胱後腫瘍摘出術（腸管切除を伴う）	K
150170110	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（単独）	K
150184610	腹壁外腸管前置術	K
150188150	子宮脱手術及び卵管結紮術	K
150188950	モルガニー氏洞及び肛門管切開術	K
150193410	腎切半術	K
150193610	腎被膜剥離術	K
150197750	腎部分切除術（腎空洞切開術・腎盂尿管移行部形成術併施）	K
150212650	後腔円蓋切開（異所性妊娠）	K
150214050	腔閉鎖症術（遊離植皮）	K
150214150	腔閉鎖症術（腸管形成）	K
150214710	クレニッヒ手術	K
150214810	子宮位置矯正術（アレキサンダー手術）	K
150225110	骨髓内輸血加算（胸骨）	K

150251810	神経血管柄付植皮術（足）	K
150256210	人工関節再置換術（胸鎖）	K
150257450	上咽頭ポリープ摘出術（外切開）	K
150262510	顎関節円板整位術（顎関節鏡下）	K
150270950	胸壁外皮膚管形成吻合術（胸部、腹部操作）	K
150271050	胸壁外皮膚管形成吻合術（腹部操作）	K
150280950	腔閉鎖症術（筋皮弁移植）	K
150286510	自己血輸血（6歳未満）（凍結保存）	K
150288310	食道腫瘍摘出術（縦隔鏡下）	K
150300510	人工関節拔去術（胸鎖）	K
150309610	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（胸鎖）	K
150311410	関節鏡下滑液膜摘出術（胸鎖）	K
150312910	関節鏡下関節鼠摘出手術（肩鎖）	K
150321710	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）	K
150322010	心室憩室切除術	K
150322510	移植用心肺採取術	K
150322610	同種心肺移植術	K
150327110	子宮頸部異形成光線力学療法	K
150327810	自己血貯血（6歳未満）（凍結保存）	K
150336510	移植用部分肺採取術（生体）	K
150336610	生体部分肺移植術	K
150336710	生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算	K
150343210	皮膚移植術（死体）（200cm ² 以上500cm ² 未満）	K
150353510	関節鏡下関節内骨折観血的手術（胸鎖）	K
150361910	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷切）	K
150391450	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満）	K
150391650	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径10cm以上、その他）	K
150392250	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、特殊、棘突起）	K
150392350	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、特殊、腸骨翼）	K
150392750	骨格筋採取（筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸部）	K
150392950	骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm未満）	K
150393150	骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	K
150393350	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm～5cm未満）	K
150393450	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、5cm～10cm未満）	K
150393550	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、10cm以上）	K

150393750	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5cm～5cm未満）	K
150393850	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、5cm～10cm未満）	K
150393950	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、10cm以上）	K
150394250	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径5cm～10cm未満）	K
150394350	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径10cm以上）	K
150394550	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径2.5cm～5cm未満）	K
150394650	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm～10cm未満）	K
150394750	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	K
150396410	関節鏡下関節授動術（胸鎖）	K
150399270	両側肺移植加算（生体部分肺移植術）	K
150401610	移植用部分小腸採取術（生体）	K
150401710	生体部分小腸移植術	K
150401810	生体部分小腸移植術（提供者の療養上の費用）加算	K
150401910	移植用小腸採取術（死体）	K
150402010	同種死体小腸移植術	K
150402810	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡）	K
150402910	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（その他）	K
150403110	尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡）	K
150407910	尿道下裂形成手術（性同一性障害）	K
150408010	陰茎形成術（性同一性障害）	K
150408310	会陰形成手術（筋層に及ばない）（性同一性障害）	K
150408510	腔閉鎖症術（遊離植皮）（性同一性障害）	K
150408610	造腔術（腸管形成）（性同一性障害）	K
150408710	腔閉鎖症術（腸管形成）（性同一性障害）	K
150408910	腔閉鎖症術（筋皮弁移植）（性同一性障害）	K
150409010	子宮全摘術（性同一性障害）	K
150409110	腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害）	K
150409410	子宮附属器腫瘍摘出術（両側）（開腹）（性同一性障害）	K
150409710	腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害・内視鏡手術用支援機器使用）	K
150410050	腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット交換（長径5cm未満）	K
150410150	腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット交換（長径5cm以上10cm未満）	K
150410350	無心体双胎に対するラジオ波焼灼術	K

150410450	末梢血単核球採取（チサゲンレクルユーセル投与予定）	K
150410550	チサゲンレクルユーセルの投与	K
150410650	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（頸椎人工椎間板置換術）	K
150410750	横隔神経電気刺激装置植込術	K
150410850	左心耳永久閉鎖術	K
150235610	ヒッチコック療法（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素）	L
150238710	下垂体ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240210	舌神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240310	副神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240910	上喉頭神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
180034890	新生児加算（放射線治療）	M
180058750	MRガイド下集束超音波治療器による集束超音波治療	M
160216650	HER2 遺伝子標本作製（シークエンサーシステム）	N

第6回 NDB オープンデータ

診療行為コード	診療行為名称	区分
113015510	外来緩和ケア管理料（特定地域）	B
113016670	乳幼児休日加算（再診）（地域包括診療料）	B
113016770	乳幼児深夜加算（再診）（地域包括診療料）	B
113016970	乳幼児時間外特例医療機関加算（再診）（地域包括診療料）	B
113017070	乳幼児夜間加算（小児科再診）（地域包括診療料）	B
113017170	乳幼児休日加算（小児科再診）（地域包括診療料）	B
113017270	乳幼児深夜加算（小児科再診）（地域包括診療料）	B
113018870	乳幼児時間外加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113018970	乳幼児休日加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019070	乳幼児深夜加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019270	乳幼児時間外特例医療機関加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019370	乳幼児夜間加算（小児科再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019470	乳幼児休日加算（小児科再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019570	乳幼児深夜加算（小児科再診）（認知症地域包括診療料）	B
113021870	乳幼児時間外特例医療機関加算（外来診療料・小児かかりつけ診療料）	B
113022170	乳幼児深夜加算（小児科・外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
113025670	薬剤適正使用連携加算（地域包括診療料）	B

113026570	薬剤適正使用連携加算（認知症地域包括診療料）	B
113027570	休日加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
113027670	深夜加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
113027770	時間外特例医療機関加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
114002670	海路（波浪）加算（往）	C
114002770	海路（波浪）加算（復）	C
160090810	吸収機能（R I）	D
160090910	赤血球寿命（R I）	D
160091110	血小板寿命（R I）	D
160094430	コロンブラッシュ法（組織切片標本検鏡法）	D
160138910	〈尿〉	D
160139010	〈喀痰〉	D
160139110	〈穿刺液〉	D
160139210	〈胃液〉	D
160139310	〈十二指腸液〉	D
160139410	〈胆汁〉	D
160139510	〈眼分泌液〉	D
160139610	〈鼻腔液〉	D
160139710	〈咽喉液〉	D
160139810	〈口腔液〉	D
160139910	〈精液〉	D
160140010	〈髄液〉	D
160140110	〈腔分泌物〉	D
160140210	〈頸管粘液〉	D
160140310	〈子宮分泌物〉	D
160140410	〈腹水〉	D
160140510	〈膝液〉	D
160140610	〈尿道分泌物〉	D
160140710	〈胸水〉	D
160140810	〈関節液〉	D
160140910	〈前立腺液〉	D
160141010	〈骨髓穿刺液〉	D
160141110	〈乳汁〉	D
160141210	〈その他の穿刺・採取液〉	D
160154010	〈血液〉	D

160160910	顎関節鏡（片）	D
160161030	顎関節鏡（両）	D
160180570	新生児加算（肺臓カテーテル法等）	D
160180670	乳幼児加算（肺臓カテーテル法等）	D
170006630	パントモグラフィー（他方同時）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170006930	断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007130	同時多層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007230	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007330	回転横断撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007430	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170008130	側頭骨曲面断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170008230	上顎骨曲面断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170008330	副鼻腔曲面断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170019130	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019230	特殊撮影（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	E
170019330	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170020950	高速心大血管連続撮影装置による撮影（撮影）（アナログ撮影）	E
170021850	単純間接撮影（撮影）（手前2枚以上撮影）（アナログ撮影）	E
170024050	単純間接撮影（撮影）（短手2枚以上撮影）（アナログ撮影）	E
170024350	単純間接撮影（口）の写真診断（短手2枚以上撮影）	E
170029630	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（デジタル撮影）	E
170029830	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（デジタル撮影）	E
170030730	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（デジタル撮影）	E
170031650	単純間接撮影（撮影）（短手2枚以上撮影）（デジタル撮影）	E
170032450	単純間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	E
170032550	単純間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170032650	造影剤使用間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	E
170032750	造影剤使用間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170035230	特殊撮影（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	E
170035430	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	E
180045410	廃用症候群リハビリテーション料（3）（要介護・入院外）	H
180046370	経口摂取回復促進加算2	H
180052130	廃用症候群リハビリテーション料（2）（要介護・入院外）（り減）	H
180052330	廃用症候群リハビリテーション料（3）（要介護・入院外）（り減）	H
180049430	在宅精神療法（初診日に60分以上・3種類以上抗うつ薬等減算）	I

180056130	在宅精神療法（入院措置後退院患者・3種類以上抗うつ薬等減算）	I
180056970	複数名精神科訪問看護・指導加算（准看護師と同時・1日に3回以上）	I
180057070	看護・介護職員連携強化加算（精神科訪問看護・指導料）	I
180057310	精神科在宅患者支援管理料1（集中的支援必要）（単一建物2人以上）	I
180057810	精神科在宅患者支援管理料2（集中的支援必要）（単一建物1人）	I
180057910	精神科在宅患者支援管理料2（集中的支援必要）（単一建物2人以上）	I
180058110	精神科在宅患者支援管理料2（重度精神障害者）（単一建物2人以上）	I
180058270	精神科オンライン在宅管理料	I
140009950	酸素加圧（気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器）	J
140023650	無水アルコール吸入療法（5時間超）	J
140028510	鉄の肺	J
140030050	オキシゲンエアーロック（呼吸不能児の蘇生）	J
140030250	減圧タンク療法	J
140035230	電撃傷処置（6000cm ² 以上）	J
140035830	薬傷処置（6000cm ² 以上）	J
140036430	凍傷処置（6000cm ² 以上）	J
140044650	鎖骨ギプス除去料（片）	J
140045650	斜頸矯正ギプス除去料	J
140046150	先天性股関節脱臼プラスチックギプスシーネ	J
140047150	脊椎側弯矯正ギプス修理料	J
140050510	練習用仮義手（義肢装具採型法）（股関節、肩関節離断）	J
150007770	生体皮膚移植（提供者の療養上の費用）加算	K
150023410	骨全摘術（肩甲骨）	K
150023510	骨全摘術（上腕）	K
150023610	骨全摘術（大腿）	K
150023710	骨全摘術（前腕）	K
150023910	骨全摘術（鎖骨）	K
150030210	変形治癒骨折矯正手術（膝蓋骨）	K
150038450	滑液膜摘出術（胸鎖）	K
150039410	関節鼠摘出手術（胸鎖）	K
150045510	観血的関節授動術（胸鎖）	K

150050610	人工関節置換術（胸鎖）	K
150051010	人工関節置換術（肩鎖）	K
150068410	延髄における脊髄視床路切截術	K
150073610	神経捻除術（後頭神経）	K
150073750	横隔神経麻痺術	K
150074150	眼窩下孔部神経切断術	K
150074350	おとがい孔部神経切断術	K
150074410	神経捻除術（下顎神経）	K
150074510	交感神経切除術（頸動脈周囲）	K
150074750	尾動脈腺摘出術	K
150095510	鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術	K
150095810	S状洞血栓（静脈炎）手術	K
150096510	経迷路の内耳道開放術	K
150099810	萎縮性鼻炎手術（両側）	K
150102210	前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術	K
150103710	上咽頭腫瘍摘出術（外切開）	K
150107210	気管異物除去術（開胸手術）	K
150118710	唾液腺管移動術（上顎洞内）	K
150118810	唾液腺管移動術（結膜囊内）	K
150121550	乳癌冷凍凝固摘出術	K
150137150	横隔膜レラクサチオ手術（経胸及び経腹）	K
150144810	肺静脈血栓除去術	K
150146450	小児自家血管採取料	K
150146710	単心室症手術（心室中隔造成術）	K
150154610	胸管内頸静脈吻合術	K
150157650	脾腎静脈吻合術	K
150160950	結核性腹膜炎手術	K
150165910	胃縮小術	K
150170110	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（単独）	K
150170210	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（ドレナージを併施）	K
150170310	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（胃切除術を併施）	K
150171210	胃冠状静脈結紮及び切除術	K
150182150	ピックレル氏手術	K
150184610	腹壁外腸管前置術	K
150188150	子宮脱手術及び卵管結紮術	K

150193510	癒合腎離断術	K
150197750	腎部分切除術（腎空洞切開術・腎盂尿管移行部形成術併施）	K
150211350	腔絨毛性腫瘍摘出術	K
150212650	後腔円蓋切開（異所性妊娠）	K
150214050	腔閉鎖症術（遊離植皮）	K
150214150	腔閉鎖症術（腸管形成）	K
150214710	クレニッヒ手術	K
150214810	子宮位置矯正術（アレキサンダー手術）	K
150219650	卵管口切開術（開腹）	K
150225110	骨髓内輸血加算（胸骨）	K
150251810	神経血管柄付植皮術（足）	K
150256210	人工関節再置換術（胸鎖）	K
150256410	人工関節再置換術（手）	K
150256610	人工関節再置換術（肩鎖）	K
150257350	上咽頭ポリープ摘出術（経副鼻腔）	K
150257450	上咽頭ポリープ摘出術（外切開）	K
150262510	顎関節円板整位術（顎関節鏡下）	K
150267410	顎関節円板整位術（開放）	K
150270950	胸壁外皮膚管形成吻合術（胸部、腹部操作）	K
150271050	胸壁外皮膚管形成吻合術（腹部操作）	K
150281150	痕跡副角子宮手術（腔式）	K
150286510	自己血輸血（6歳未満）（凍結保存）	K
150294410	縦隔切開術（経食道）	K
150300510	人工関節抜去術（胸鎖）	K
150300910	人工関節抜去術（肩鎖）	K
150309610	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（胸鎖）	K
150310510	関節鏡下関節滑膜切除術（胸鎖）	K
150311410	関節鏡下滑液膜摘出術（胸鎖）	K
150312510	関節鏡下関節鼠摘出手術（胸鎖）	K
150312910	関節鏡下関節鼠摘出手術（肩鎖）	K
150315110	神経交差縫合術（指）	K
150321710	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）	K
150322110	心臓脱手術	K
150322510	移植用心肺採取術	K
150322610	同種心肺移植術	K

150336510	移植用部分肺採取術（生体）	K
150336610	生体部分肺移植術	K
150336710	生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算	K
150338710	焦点式高エネルギー超音波療法	K
150343110	皮膚移植術（死体）（200cm ² 未満）	K
150353510	関節鏡下関節内骨折観血的手術（胸鎖）	K
150376670	人工血管等再置換術加算（修正大血管転位症手術）	K
150391450	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満）	K
150391550	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸部）	K
150391650	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径10cm以上、その他）	K
150392250	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、特殊、棘突起）	K
150392750	骨格筋採取（筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸部）	K
150393150	骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	K
150393250	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm未満）	K
150393350	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm～5cm未満）	K
150393450	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、5cm～10cm未満）	K
150393550	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、10cm以上）	K
150393750	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5cm～5cm未満）	K
150393850	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、5cm～10cm未満）	K
150393950	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、10cm以上）	K
150394150	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径2.5cm～5cm未満）	K
150394250	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径5cm～10cm未満）	K
150394350	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径10cm以上）	K
150394650	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm～10cm未満）	K
150394750	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	K
150396410	関節鏡下関節授動術（胸鎖）	K
150399270	両側肺移植加算（生体部分肺移植術）	K
150401610	移植用部分小腸採取術（生体）	K
150401710	生体部分小腸移植術	K
150401810	生体部分小腸移植術（提供者の療養上の費用）加算	K
150402310	腸管延長術	K
150402810	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡）	K
150403110	尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡）	K
150407910	尿道下裂形成手術（性同一性障害）	K

150408010	陰茎形成術（性同一性障害）	K
150408310	会陰形成手術（筋層に及ばない）（性同一性障害）	K
150408510	腔閉鎖症術（遊離植皮）（性同一性障害）	K
150408610	造腔術（腸管形成）（性同一性障害）	K
150408710	腔閉鎖症術（腸管形成）（性同一性障害）	K
150408910	腔閉鎖症術（筋皮弁移植）（性同一性障害）	K
150409010	子宮全摘術（性同一性障害）	K
150409110	腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害）	K
150410150	腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット交換（長径5cm以上10cm未満）	K
150410750	横隔神経電気刺激装置植込術	K
150240210	舌神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240710	迷走神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240810	横隔神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150351510	前頭神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150391270	低体温迅速導入加算	L

第7回 NDB オープンデータ

診療行為コード	診療行為名称	区分
113015510	外来緩和ケア管理料（特定地域）	B
113015610	糖尿病透析予防指導管理料（特定地域）	B
113016670	乳幼児休日加算（再診）（地域包括診療料）	B
113016770	乳幼児深夜加算（再診）（地域包括診療料）	B
113016970	乳幼児時間外特例医療機関加算（再診）（地域包括診療料）	B
113017070	乳幼児夜間加算（小児科再診）（地域包括診療料）	B
113017170	乳幼児休日加算（小児科再診）（地域包括診療料）	B
113017270	乳幼児深夜加算（小児科再診）（地域包括診療料）	B
113018770	深夜加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113018870	乳幼児時間外加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113018970	乳幼児休日加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019070	乳幼児深夜加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019270	乳幼児時間外特例医療機関加算（再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019370	乳幼児夜間加算（小児科再診）（認知症地域包括診療料）	B
113019470	乳幼児休日加算（小児科再診）（認知症地域包括診療料）	B

113019570	乳幼児深夜加算（小児科再診）（認知症地域包括診療料）	B
113021870	乳幼児時間外特例医療機関加算（外来診療料・小児かかりつけ診療料）	B
113022170	乳幼児深夜加算（小児科・外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
113025670	薬剤適正使用連携加算（地域包括診療料）	B
113027470	時間外加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
113027570	休日加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
113027670	深夜加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
113027770	時間外特例医療機関加算（外来診療料）（小児かかりつけ診療料）	B
113033450	ニコチン依存症管理料1（初回）（診療報酬上臨時的取扱）	B
113033550	ニコチン依存症管理料1（5回目）（診療報酬上臨時的取扱）	B
114002670	海路（波浪）加算（往）	C
114002770	海路（波浪）加算（復）	C
114046950	横隔神経電気刺激装置加算	C
114051150	緊急往診加算（在支診等以外）（臨時的取扱）	C
114051250	緊急往診加算（機能強化した支診等）（病床なし）（臨時的取扱）	C
114051350	緊急往診加算（在支診等）（臨時的取扱）	C
114051450	緊急往診加算（機能強化した支診等）（病床あり）（臨時的取扱）	C
114051550	在宅抗菌薬吸入療法指導管理料	C
114051670	導入初期加算（在宅抗菌薬吸入療法指導管理料）	C
114051750	在宅超音波ネブライザ加算（初回月）	C
114051850	在宅超音波ネブライザ加算（初回月以外）	C
114051950	舌下神経電気刺激療法指導管理料	C
114053050	緊急訪問看護加算（診療報酬上臨時的取扱）	C
114053150	在宅酸素療法指導管理料（その他）（診療報酬上臨時的取扱）	C
114053250	在宅移行管理加算（診療報酬上臨時的取扱）	C
114053650	在宅患者訪問看護・指導料（保健師等・週3日目まで）（臨時的取扱）	C
114053750	在宅患者訪問看護・指導料（保健師等・週4日目以降）（臨時的取扱）	C
114053850	在宅患者訪問看護・指導料（准看護師・週3日目まで）（臨時的取扱）	C
114053950	在宅患者訪問看護・指導料（准看護師・週4日目以降）（臨時的取扱）	C
114054050	特別訪問看護指示加算（診療報酬上臨時的取扱）	C

114054150	訪問看護・指導料（同一）（保健師等 2 人・ 3 日目まで・臨時的取扱）	C
114054250	訪問看護・指導料（同一）（保健師等 2 人・ 4 日目以降・臨時的取扱）	C
114054350	訪問看護・指導料（同一）（保健師等 3 人・ 3 日目まで・臨時的取扱）	C
114054450	訪問看護・指導料（同一）（保健師等 3 人・ 4 日目以降・臨時的取扱）	C
114054550	訪問看護・指導料（同一）（准看護師 2 人・ 3 日目まで・臨時的取扱）	C
114054650	訪問看護・指導料（同一）（准看護師 2 人・ 4 日目以降・臨時的取扱）	C
114054750	訪問看護・指導料（同一）（准看護師 3 人・ 3 日目まで・臨時的取扱）	C
114054850	訪問看護・指導料（同一）（准看護師 3 人・ 4 日目以降・臨時的取扱）	C
114054950	長時間訪問看護・指導加算（診療報酬上臨時的取扱）	C
160067810	脳循環測定（笑気法）	D
160090910	赤血球寿命（R I）	D
160091010	造血機能（R I）	D
160091110	血小板寿命（R I）	D
160094430	コロンブラッシュ法（組織切片標本検鏡法）	D
160138910	〈尿〉	D
160139010	〈喀痰〉	D
160139110	〈穿刺液〉	D
160139210	〈胃液〉	D
160139310	〈十二指腸液〉	D
160139410	〈胆汁〉	D
160139510	〈眼分泌液〉	D
160139610	〈鼻腔液〉	D
160139710	〈咽喉液〉	D
160139810	〈口腔液〉	D
160139910	〈精液〉	D
160140010	〈髄液〉	D
160140110	〈腔分泌物〉	D

160140210	〈頸管粘液〉	D
160140310	〈子宮分泌物〉	D
160140410	〈腹水〉	D
160140510	〈睥液〉	D
160140610	〈尿道分泌物〉	D
160140710	〈胸水〉	D
160140810	〈関節液〉	D
160140910	〈前立腺液〉	D
160141010	〈骨髓穿刺液〉	D
160141110	〈乳汁〉	D
160141210	〈その他の穿刺・採取液〉	D
160154010	〈血液〉	D
160161030	顎関節鏡検査（両）	D
160180570	新生児加算（肺臓カテーテル法等）	D
160220170	乳幼児加算（前房水採取）	D
160220270	乳幼児加算（副腎静脈サンプリング）	D
160225550	H I V - 1 特異抗体及びH I V - 2 特異抗体	D
160225850	S C C A 2	D
160226250	T F P I 2	D
160226350	百日咳菌抗原定性	D
160226550	レプチン	D
160226650	V E G F	D
160226750	鳥特異的 I g G 抗体	D
160226850	小腸内視鏡検査（スパイラルフィン内視鏡）	D
160226950	F G F R 2 融合遺伝子検査（胆道癌）	D
160227050	T A R C (C O V I D - 1 9)	D
160227150	赤痢アメーバ抗原定性	D
160227250	s F I t - 1 / P I G F 比	D
160227350	R O S 1 融合遺伝子検査（肺癌）（血液）	D
160227450	A L K 融合遺伝子検査（肺癌）（血液）	D
160227550	N T R K 融合遺伝子検査（固形癌）（血液）	D
160227650	がんゲノムプロファイリング検査（検体提出時）（血液）	D
160227750	R O S 1 融合遺伝子、A L K 融合遺伝子（2項目）	D
160227850	R O S 1 融合遺伝子、E G F R 遺伝子（2項目）	D
160227950	A L K 融合遺伝子、E G F R 遺伝子（2項目）	D

160228050	R O S 1 融合遺伝子、A L K 融合遺伝子、E G F R 遺伝子（3項目）	D
160228150	M E T e x 1 4 遺伝子検査、N T R K 融合遺伝子（2項目）	D
160228250	血中微生物検査（多項目自動血球分析装置）	D
160228350	抗P/Q型V G C C 抗体	D
160228450	マイクロサテライト不安定性検査（固形癌）	D
160228550	E Z H 2 遺伝子検査（濾胞性リンパ腫）	D
160228650	染色体ゲノムDNAのコピー数変化及びヘテロ接合性の喪失測定	D
160228750	抗カルジオリピン I g M 抗体	D
160228850	抗β 2 グリコプロテイン I I g G 抗体	D
160228950	抗β 2 グリコプロテイン I I g M 抗体	D
160229050	m i n o r B C R - A B L m R N A	D
160229150	p h i	D
160229350	R E T 融合遺伝子検査	D
160229450	S A R S - C o V - 2 核酸検出（検査委託）	D
160229550	S A R S - C o V - 2 核酸検出（検査委託以外）	D
160229650	S A R S - C o V - 2 ・ インフルエンザ核酸同時検出（検査委託）	D
160229750	S A R S - C o V - 2 ・ インフルエンザ核酸同時検出（検査委託以外）	D
160229850	S A R S - C o V - 2 抗原検出（定性）	D
160229950	S A R S - C o V - 2 抗原検出（定量）	D
160230050	S A R S - C o V - 2 ・ インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）	D
160230150	B R A F 遺伝子検査（肺癌）（次世代シーケンシングを除く。）	D
160230250	M E T e x 1 4 遺伝子検査（次世代シーケンシングを除く。）	D
160230350	E G F R、R O S 1、A L K、B R A F、M E T e x 1 4（同時実施）	D
160230450	肺炎クラミジア核酸検出	D
160230550	白癬菌抗原定性	D
160230610	腫瘍遺伝子変異量検査	D
170006630	パントモグラフィー（他方同時）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007130	同時多層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007230	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007330	回転横断撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170007430	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170008230	上顎骨曲面断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E

170008330	副鼻腔曲面断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170008530	児頭骨盤不均衡特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（アナログ撮影）	E
170011650	エックス線フィルムサブトラクション（アナログ撮影）	E
170019130	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019230	特殊撮影（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	E
170019330	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	E
170019430	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	E
170020950	高速心大血管連続撮影装置による撮影（撮影）（アナログ撮影）	E
170021850	単純間接撮影（撮影）（手前2枚以上撮影）（アナログ撮影）	E
170023850	単純間接撮影（イ）の写真診断（短手2枚以上撮影）	E
170024050	単純間接撮影（撮影）（短手2枚以上撮影）（アナログ撮影）	E
170024170	短期滞在手術等基本料による2枚以上撮影	E
170029830	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（デジタル撮影）	E
170030730	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（デジタル撮影）	E
170031650	単純間接撮影（撮影）（短手2枚以上撮影）（デジタル撮影）	E
170032450	単純間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	E
170032550	単純間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170032650	造影剤使用間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	E
170032750	造影剤使用間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	E
170035230	特殊撮影（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	E
170035430	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	E
170037370	新生児加算（ポジトロン断層等）（施設基準不適合）	E
170038530	ポジトロン・MRI複合撮影（18FDG使用）施設基準不適合	E
180041410	精訪看（3）（准看護師・日2人・週4日目以降30分未満）	I
180048930	精神科デイ・ケア（小規模）（3年超・週3日超）（入院中の患者）	I
180049030	精神科デイ・ケア（大規模）（3年超・週3日超）（入院中の患者）	I
180056330	家族在宅精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（60分以上）	I
180057070	看護・介護職員連携強化加算（精神科訪問看護・指導料）	I
180057310	精神科在宅患者支援管理料1（集中的支援必要）（単一建物2人以上）	I
180057810	精神科在宅患者支援管理料2（集中的支援必要）（単一建物1人）	I
180057910	精神科在宅患者支援管理料2（集中的支援必要）（単一建物2人以上）	I
180059910	精訪看（3）（作業療法士・日2人・週4日目以降30分未満）	I

180061010	精訪看（3）（精神保健福祉士・日3人～・週4日目以降30分以上）	I
180061970	複数名精神科訪問看護・指導加算（イ・日3回～・同一建物内2人）	I
180062570	複数名精神科訪問看護・指導加算（ロ・日2回・同一建物内2人）	I
180062670	複数名精神科訪問看護・指導加算（ロ・日2回・同一建物内3人～）	I
180062770	複数名精神科訪問看護・指導加算（ロ・日3回～・同一建物内1人）	I
180062870	複数名精神科訪問看護・指導加算（ロ・日3回～・同一建物内2人）	I
180062970	複数名精神科訪問看護・指導加算（ロ・日3回～・同一建物内3人～）	I
180063570	精神科複数回訪問加算（日2回・同一建物内3人～）	I
180063770	精神科複数回訪問加算（日3回～・同一建物内2人）	I
180063870	精神科複数回訪問加算（日3回～・同一建物内3人～）	I
180066050	長時間精神科訪問看護・指導加算（診療報酬上臨時的取扱）	I
140023650	無水アルコール吸入療法（5時間超）	J
140028510	鉄の肺	J
140030250	減圧タンク療法	J
140035230	電撃傷処置（6000cm ² 以上）	J
140035830	薬傷処置（6000cm ² 以上）	J
140036430	凍傷処置（6000cm ² 以上）	J
140045230	斜頸矯正ギプスシャーレ	J
140045650	斜頸矯正ギプス除去料	J
140046150	先天性股関節脱臼プラスチックギプスシーネ	J
140046350	先天性股関節脱臼ギプス除去料	J
140046850	脊椎側弯矯正プラスチックギプスシーネ	J
140047150	脊椎側弯矯正ギプス修理料	J
150007770	生体皮膚移植（提供者の療養上の費用）加算	K
150023410	骨全摘術（肩甲骨）	K
150023510	骨全摘術（上腕）	K
150023610	骨全摘術（大腿）	K
150023710	骨全摘術（前腕）	K
150029610	変形治癒骨折矯正手術（肩甲骨）	K
150032610	関節切開術（肩鎖）	K
150039410	関節鼠摘出手術（胸鎖）	K
150045510	観血的関節授動術（胸鎖）	K
150050610	人工関節置換術（胸鎖）	K

150068410	延髄における脊髄視床路切截術	K
150073610	神経捻除術（後頭神経）	K
150074210	神経捻除術（おとがい神経）	K
150074350	おとがい孔部神経切断術	K
150074410	神経捻除術（下顎神経）	K
150074610	交感神経切除術（股動脈周囲）	K
150074750	尾動脈腺摘出術	K
150074810	交感神経節切除術（頸部）	K
150075250	閉鎖神経切除術	K
150095510	鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術	K
150096910	迷路摘出術（全摘出）	K
150102210	前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術	K
150103710	上咽頭腫瘍摘出術（外切開）	K
150107210	気管異物除去術（開胸手術）	K
150118710	唾液腺管移動術（上顎洞内）	K
150118810	唾液腺管移動術（結膜囊内）	K
150121550	乳癌冷凍凝固摘出術	K
150129310	気管支異物除去術（開胸手術）	K
150134450	胸壁外皮膚管形成吻合術（頸部、胸部、腹部操作）	K
150137050	横隔膜レラクサチオ手術（経腹）	K
150137150	横隔膜レラクサチオ手術（経胸及び経腹）	K
150142510	大血管転位症手術（マスタートド・セニング手術）	K
150146450	小児自家血管採取料	K
150146710	単心室症手術（心室中隔造成術）	K
150154610	胸管内頸静脈吻合術	K
150157650	脾腎静脈吻合術	K
150165910	胃縮小術	K
150170110	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（単独）	K
150170210	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（ドレナージを併施）	K
150170310	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）（胃切除術を併施）	K
150170610	食道下部迷走神経選択的切除術（単独）	K
150170810	食道下部迷走神経選択的切除術（胃切除術を併施）	K
150182150	ピックレル氏手術	K
150184610	腹壁外腸管前置術	K
150188950	モルガニー氏洞及び肛門管切開術	K

150193410	腎切半術	K
150193510	癒合腎離断術	K
150193610	腎被膜剝離術（除神経術を含む）	K
150197750	腎部分切除術（腎空洞切開術・腎盂尿管移行部形成術併施）	K
150211350	腔絨毛性腫瘍摘出術	K
150212650	後腔円蓋切開（異所性妊娠）	K
150214050	腔閉鎖症術（遊離植皮）	K
150214150	腔閉鎖症術（腸管形成）	K
150214710	クレニッヒ手術	K
150214810	子宮位置矯正術（アレキサンダー手術）	K
150217050	痕跡副角子宮手術（腹式）	K
150219650	卵管口切開術（開腹）	K
150225110	骨髓内輸血加算（胸骨）	K
150256210	人工関節再置換術（胸鎖）	K
150257450	上咽頭ポリープ摘出術（外切開）	K
150262510	顎関節円板整位術（顎関節鏡下）	K
150267410	顎関節円板整位術（開放）	K
150267550	胸壁外皮膚管形成吻合術（バイパスのみ作成）	K
150270950	胸壁外皮膚管形成吻合術（胸部、腹部操作）	K
150271050	胸壁外皮膚管形成吻合術（腹部操作）	K
150280950	腔閉鎖症術（筋皮弁移植）	K
150281150	痕跡副角子宮手術（腔式）	K
150286510	自己血輸血（6歳未満）（凍結保存）	K
150287450	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手技料（2回目以降）	K
150300910	人工関節抜去術（肩鎖）	K
150308210	鶏眼・胼胝切除術（露出部以外で縫合）（長径6cm以上）	K
150309610	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む）除去術（胸鎖）	K
150310510	関節鏡下関節滑膜切除術（胸鎖）	K
150311410	関節鏡下滑液膜摘出術（胸鎖）	K
150312510	関節鏡下関節鼠摘出手術（胸鎖）	K
150315110	神経交差縫合術（指）	K
150320210	大動脈肺動脈中隔欠損症手術（心内奇形手術を伴う）	K
150321710	三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）	K
150322510	移植用心肺採取術	K
150322610	同種心肺移植術	K

150327810	自己血貯血（6歳未満）（凍結保存）	K
150336510	移植用部分肺採取術（生体）	K
150336610	生体部分肺移植術	K
150336710	生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算	K
150343110	皮膚移植術（死体）（200cm ² 未満）	K
150343210	皮膚移植術（死体）（200cm ² 以上500cm ² 未満）	K
150343310	皮膚移植術（死体）（500cm ² 以上1000cm ² 未満）	K
150350450	植込み型病変識別マーカー留置術	K
150361910	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷切）	K
150375770	心臓弁再置換術加算（弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術）（3弁）	K
150376670	人工血管等再置換術加算（修正大血管転位症手術）	K
150377110	腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術	K
150379010	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術	K
150379110	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	K
150385910	顎関節授動術（徒手的授動術）（関節腔洗浄療法を併用）	K
150391450	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満）	K
150391550	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸部）	K
150393250	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm未満）	K
150393350	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm～5cm未満）	K
150393450	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、5cm～10cm未満）	K
150393550	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、10cm以上）	K
150393650	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5cm未満）	K
150393750	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5cm～5cm未満）	K
150393850	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、5cm～10cm未満）	K
150393950	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、10cm以上）	K
150394050	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径2.5cm未満）	K
150394250	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径5cm～10cm未満）	K
150394350	小児骨格筋採取（筋肉等に達する、長径10cm以上）	K
150394550	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径2.5cm～5cm未満）	K
150394650	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径5cm～10cm未満）	K
150394750	小児骨格筋採取（筋肉等に達しない、長径10cm以上）	K
150396410	関節鏡下関節授動術（胸鎖）	K
150399270	両側肺移植加算（生体部分肺移植術）	K
150401610	移植用部分小腸採取術（生体）	K

150401710	生体部分小腸移植術	K
150401810	生体部分小腸移植術（提供者の療養上の費用）加算	K
150401910	移植用小腸採取術（死体）	K
150402010	同種死体小腸移植術	K
150402810	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡）	K
150402910	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（その他）	K
150403110	尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡）	K
150407910	尿道下裂形成手術（性同一性障害）	K
150408010	陰茎形成術（性同一性障害）	K
150408310	会陰形成手術（筋層に及ばない）（性同一性障害）	K
150408410	造腔術（遊離植皮）（性同一性障害）	K
150408510	腔閉鎖症術（遊離植皮）（性同一性障害）	K
150408610	造腔術（腸管形成）（性同一性障害）	K
150408710	腔閉鎖症術（腸管形成）（性同一性障害）	K
150408910	腔閉鎖症術（筋皮弁移植）（性同一性障害）	K
150409010	子宮全摘術（性同一性障害）	K
150409110	腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害）	K
150409410	子宮附属器腫瘍摘出術（両側）（開腹）（性同一性障害）	K
150409510	子宮附属器腫瘍摘出術（両側）（腹腔鏡）（性同一性障害）	K
150409710	腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害・内視鏡手術用支援機器使用）	K
150413210	顎関節人工関節全置換術	K
150414670	抗H L A抗体検査加算（生体部分肺移植術）	K
150416370	抗H L A抗体検査加算（同種心肺移植術）	K
150419070	移植臓器提供加算（同種死体膵移植術）	K
150419170	抗H L A抗体検査加算（同種死体膵移植術）	K
150419410	同種死体膵島移植術	K
150419570	移植臓器提供加算（同種死体膵島移植術）	K
150419670	抗H L A抗体検査加算（同種死体膵島移植術）	K
150419870	抗H L A抗体検査加算（生体部分小腸移植術）	K
150419970	抗H L A抗体検査加算（同種死体小腸移植術）	K
150422850	自家培養角膜上皮移植術	K
150422950	角膜輪部組織採取	K
150423570	画像等手術支援加算（患者適合型単回使用骨手術用器械）	K
150423650	内視鏡的頭頸部悪性腫瘍レーザー光照射療法	K

150423850	経カテーテル肺動脈弁置換術	K
150423950	滲出液持続除去（術後縫合層）	K
150424050	舌下神経電気刺激装置植込術	K
150424150	副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）（1cm未満のもの）	K
150424250	副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）（1cm以上のもの）	K
150424370	患者適合型変形矯正ガイド・プレート使用加算（骨切り術）	K
150424470	患者適合型変形矯正ガイド・プレート使用加算（変形治療骨折矯正術）	K
150424570	スパイラルフィン内視鏡加算	K
150424650	不整脈手術（左心耳閉鎖術）（胸腔鏡下手術）	K
150424750	植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術	K
150424850	自家培養口腔粘膜上皮移植術	K
150424950	口腔粘膜組織採取術	K
150425070	画像等手術支援加算（術中MRI撮像）	K
150235610	ヒッチコック療法（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素）	L
150240210	舌神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240810	横隔神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150240910	上喉頭神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
150351510	前頭神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法）	L
180019410	体外照射（エックス線表在治療）（2回目）	M
180034890	小児放射線治療加算（新生児）	M

厚生労働行政推進調査事業費補助金
政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
「保険収載されている医療技術の再評価方法を策定するための研究」
分担研究報告書（令和4年度）

NDB オープンデータと医科診療行為マスタを用いた医療技術の再評価方法の構築
- 職能団体とのヒアリングによる調整 -

研究分担者 小野 孝二（東京医療保健大学 教授）

研究分担者 明神 大也（奈良県立医科大学 助教）

研究協力者 田極 春美（中央大学大学院 戦略経営研究科 客員教授）

研究要旨

新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価については、診療報酬改定毎に学会等から提出された医療技術評価分科会（以下、「分科会」という。）において、中央社会保険医療協議会（以下、「中医協」という。）総会へ報告を行なってきた。

2年に1度の診療報酬改定では、診療報酬における医療技術（医師等による手技など）の適正な評価の観点から、分科会において、学会等から提出された医療技術評価・再評価提案書（以下「提案書」という。）に基づき、新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価に関する検討を行っている。具体的には、診療報酬改定の度に約1000件程度の提案書が提出され、150～400件程度が新規医療技術として保険適用されている。

しかしながら、既存医療技術の再評価については、十分に実施されておらず、中医協総会においても指摘されており、中立的かつ専門的な観点から適切に議論されるよう、具体的な評価方法を検討することが必要とされている。

医療保険の財政状況を踏まえ、薬価については薬価専門部会にて薬価の再算定を、保険医療材料については保険医療材料専門部会にて外国価格調整や再算定を議論・実施してきた。医療技術の再評価を恒久的に行うためには、薬価や保険医療材料と同様、スクリーニング基準を策定し、スクリーニングに該当した技術を精査するとともに、その基準を適時更新していくことが望ましいとされる。

そこで、本分担研究では、医科診療行為マスタに存在しているのにNDBオープンデータに存在しなかった項目を抽出し、その項目内容について実際の臨床の医療技術として活用されていない診療行為内容なのか慎重に分析を行なった。

分析には、今回は医科診療報酬のE画像診断とM放射線治療を対象とし、診療行為に関連する職能団体として公益社団法人日本診療放射線技師会の協力を得てヒアリングを実施した。その上で、日本診療放射線技師会の内部組織のひとつである診療報酬政策立案委員会と本研究分担者および研究協力者にて、診療報酬についての理解を深めるための勉強会を開催し、既存の医療技術の再評価についてのあり方について議論する体制を図ることは、保険収載されている医療技術の再評価方法の策定に有効ではないかと結論付けられた。勉強会の主な内容は、①診療報酬の基本として診療報酬の決まるフローの理解、②職能団体として要望可能となり得る新たな診療報酬について提案するためにはどうあるべきか、③診療報酬に記載されるためのエビデンスの考え方について、④職能団体として今後の医療技術の再評価の協力のあり方についてである。さらに、職能団体は関連する医療メーカーなどの協力も得るなどすることで、利用されていない医療技術の情報収集の精度向上に繋がることが明らかとなった。

このようにNDBオープンデータと医科診療行為マスタを用い、医科診療行為マスタに存在しているのにNDBオープンデータに存在しなかった項目を抽出し、その項目について関連する職能団体との協力をもとに医療技術の再評価できるひとつの方法を構築した。今後は、今回検討していない医科診療報酬の診療科について、関連する職能団体の協力を得るなどして、保険収載されている医療技術の再評価方法を策定するための研究を継続して進めていく必要がある。

A. 研究目的

【背景】

新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価については、診療報酬改定毎に学会等から提出された医療技術評価分科会（以下、「分科会」という。）において、中央社会保険医療協議会（以下、「中医協」という。）総会へ報告を行なってきた。

2年に1度の診療報酬改定では、診療報酬における医療技術（医師等による手技など）の適正な評価の観点から、分科会において、学会等から提出された医療技術評価・再評価提案書（以下「提案書」という。）に基づき、新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価に関する検討を行っている。具体的には、診療報酬改定の度に約1000件程度の提案書が提出され、150～400件程度が新規医療技術として保険適用されている。

しかしながら、既存医療技術の再評価については、十分に実施されておらず、中医協総会においても指摘されており、中立的かつ専門的な観点から適切に議論されるよう、具体的な評価方法を検討することが必要とされている。

医療保険の財政状況を踏まえ、薬価については薬価専門部会にて薬価の再算定を、保険医療材料については保険医療材料専門部会にて外国価格調整や再算定を議論・実施してきた。医療技術の再評価を恒久的に行うためには、薬価や保険医療材料と同様、スクリーニング基準を策定し、スクリーニ

ングに該当した技術を精査するとともに、その基準を適時更新していくことが望ましいとされる。

そこで本研究の初年度は、保険収掲されている医療技術の再評価方法を策定するための研究として、医科診療行為マスタに存在しているのにリアルワールドデータである厚生労働省のレセプト情報・特定健診等情報データベース（National Data Base、以下 NDB という）、NDB オープンデータに存在しなかった項目を抽出し、抽出された項目内容について、関連する職能団体の協力を得ることで、医療技術の再評価の可能性について検討した。NDBは、高齢者の医療確保に関する法律に基づき、厚生労働省において匿名化されたレセプト情報および特定健康診査・特定保健指導情報を全国の医療機関などから収集し、構築したビッグ・データで、近年では国民皆保険制度を有する日本の保険診療の悉皆調査に利用されている。

【目的】

本研究の目的は、保険収掲されている医療技術の再評価方法を策定するための方法を構築することである。

B. 研究方法

医科診療行為マスタに存在しているのにNDB オープンデータに存在していない医科診療報酬の項目を抽出し、その項目内容の医療技術が実際に行われていない状況にあ

るかについて、関連する職能団体へのヒアリングを実施した。さらに職能団体の組織内の設置されている関連委員会との協力体制の構築およびその職能団体と関連する医療メーカーの協力を得て情報収集の質を向上させ、医療技術の再評価を策定するための方法を構築した。

データ

・第6回 NDB オープンデータ

(平成31年度診療分)

・医科行為マスタ

(平成31年度、令和2年度分)

ヒアリング対象

公益社団法人 日本診療放射線技師会

会長及び専任理事1名

職能団体との協力体制の構築のための勉強会の開催

公益社団法人 日本診療放射線技師会

会長及び理事1名

診療報酬制作立案委員会 委員6名

分担研究者2名、研究協力者1名

C. 研究結果

1. 医科診療行為マスタに存在しているのに NDB オープンデータに存在していない医科診療報酬の項目

医科診療行為の A 基本診察料を除く B 医

学管理等から N 病理診断の13項目についての結果は、B 医学管理等 253 件中 21 項目、C 在宅医療 339 件中 2 項目、D 検査 1464 件中 33 項目、E 画像検査 227 件中 26 項目、F 投薬 33 件中 0 項目、G 注射 63 件中 0 項目、H リハビリテーション 103 件中 4 項目、I 精神科専門療法 152 件中 9 項目、J 処置 434 件中 13 項目、K 手術 2738 件中 125 項目、L 麻酔 163 件中 5 項目、M 放射線治療 78 件中 0 項目、N 病理診断 41 件中 0 項目であった。具体的な診療行為の項目は資料 1 に記載する。

このうち、E 画像検査については、外来(加算含)と入院別(加算含)の診療行為 10 件未満、10 件以上から 100 件未満、100 件以上 200 件未満、200 件以上 500 件未満について抽出した。診療行為 10 件未満は外来 23 項目・入院 29 項目、10 件以上から 100 件未満は外来 18 項目・入院 25 項目、100 件以上 200 件未満は外来 4 項目・入院 9 項目、200 件以上 500 件未満は外来 5 項目・入院 12 項目であった。E 画像検査の具体的な診療行為の項目は資料 2 に記載する。M 放射線治療については、外来(加算含)と入院別(加算含)の診療行為 10 件未満は外来 7 項目・入院 6 項目、10 件以上から 100 件未満は外来 3 項目・入院 9 項目、100 件以上 200 件未満は外来 3 項目・入院 6 項目、200 件以上 500 件未満は外来 6 項目・入院 2 項目を抽出した。M 放射線治療の具体的な診療行為の項目は資料 3 に記載する。

2. 診療放射線技師へのヒアリング

医科診療行為マスタに存在しているのに NDB オープンデータに存在していない医科診療報酬の項目の E 画像検査 26 項目について、意見を伺った。その結果、画像検査についてはアナログからデジタル化に移行し、現在、臨床現場では利用されていない医療技術であることが確認された。確実にその医療技術が利用されていないかどうかの検証のためには医療メーカーとの連携も必要であるとの認識に至った。医科診療行為マスタに存在しているのに NDB オープンデータに存在していない医科診療報酬の項目以外にも、不必要な項目があることについて日本診療放射線技師会から指摘を受けた。例えば、診療点数早見表 2022 年 4 月版の画像診断〔エックス線診断料〕E002 撮影には、「造影剤使用撮影について、心臓及び冠動脈造影を行なった場合は、一連につき区分番号 D206 に掲げる心臓カテーテル法による諸検査の所定点数により算定するものとし、造影剤使用撮影に係る費用及び造影剤注入手技に係る費用は含まれるものとする。」の記載がある。そうすると、NDB オープンデータ上の心臓及び冠動脈造影（右心カテーテル）（一連につき）、心臓及び冠動脈造影（左心カテーテル）（一連につき）などの各項目はそもそも請求が発生しない項目となるので、医科診療行為マスタから削除しても影響は発生しないことが考えられ

る。

また、これまで日本診療放射線技師会と関連する新規の医療技術の診療項目の追加の提案については、組織内に設置されている診療報酬制作立案委員会で協議され、日本診療放射線技師会の独自の判断のみで厚生労働省保健局課長へ要望書を提出されており、追加実現された実績については不明であるとのことであった。今後はチーム医療を鑑み、日本医学放射線医師会との連携について検討していくとのことであった。また診療報酬について勉強と情報が不足であるとの認識から、診療報酬政策立案委員会と本研究分担者および研究協力者との勉強会の開催に至った（資料 4）。主な内容は、①診療報酬の基本として診療報酬の決まるフローの理解、②職能団体として要望可能となり得る新たな診療報酬について提案するためにはどうあるべきか、③診療報酬に記載されるためのエビデンスの考え方について、④職能団体として今後の医療技術の再評価の協力のあり方についてである。以上の結果より、保険収掲されている医療技術の再評価方法を策定するには、医科行為マスタに存在しているのに NDB オープンデータに存在しなかった医療技術項目から、関連する職能団体、医療メーカーなどへのヒアリングと確認作業を行う方法は有効であると示唆された。

D. 考察

本研究によって、医科診療行為マスタに存在しているのに NDB オープンデータに存在していない医科診療報酬の項目について抽出したことにより、医療技術を再評価すべき診療項目の存在について確認することができた。今回は、医科診療行為の E 画像検査および M 放射線治療について関連する職能団体である日本診療放射線技師会と内部組織である診療報酬政策立案委員会の協力を得て、医療技術として臨床現場で使用されなくなっている技術かどうかの確認をすることができた。ただし、紙媒体で診療報酬請求している施設も極小ではあるが存在するため、医療メーカの協力も必要で、例えば市場に商品が販売されていないことの確認も必要と考察する。

E. 結論

NDB オープンデータと医科診療行為マスタを用い、医科診療行為マスタに存在しているのに NDB オープンデータに存在しなかった項目を抽出し、その項目について関連する職能団体との協力をもとに医療技術の再評価を行う仕組みは有効であることが示唆された。また、将来的に医療技術の再評価に該当すると思われる件数の少ない診療項目についても整理し、これについても職能団体との協力により、将来、使用されなくなる診療項目を予測することは可能である。今後は、今回検討していない医科診療報酬の診療科について、関連する職能団体の協

力を得るなどして、保険収掲されている医療技術の再評価方法を策定するための研究を継続して進めていく必要がある。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表 なし

H. 論文発表 なし

I. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得 なし

2. 実用新案登録 なし

3. その他 なし

【 医科診療行為マスタに存在しているのに N D B オープンデータに存在しなかった項目】

用いたデータ：

- ・第 6 回 N D B オープンデータ (H31 年度診療分)
- ・医科診療行為マスタ H 31 年度分、R2 年度分

S	170006630	30	パントモグラフィ（他方同時）（診断・撮影）（アナログ撮影）	11	パントモグラフィ
S	170006930	19	断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	9	デジタルレントゲン
S	170007130	21	同時多層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	12	デジタルレントゲン
S	170007230	30	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	12	デジタルレントゲン
S	170007330	21	回転横断撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	13	デジタルレントゲン
S	170007430	30	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	13	デジタルレントゲン
S	170008130	24	側頭骨曲面断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	20	デジタルレントゲン
S	170008230	24	上顎骨曲面断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	20	デジタルレントゲン
S	170008330	24	副鼻腔曲面断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	20	デジタルレントゲン

1

S	170019130	24	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	8	デジタルレントゲン
S	170019230	24	特殊撮影（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	8	デジタルレントゲン
S	170019330	30	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	8	デジタルレントゲン
S	170020950	29	高速心大血管連続撮影装置による撮影（撮影）（アナログ撮影）	20	デジタルレントゲン
S	170021850	28	単純間接撮影（撮影）（手前 2 枚以上撮影）（アナログ撮影）	14	デジタルレントゲン
S	170024050	28	単純間接撮影（撮影）（短手 2 枚以上撮影）（アナログ撮影）	14	デジタルレントゲン
S	170024350	24	単純間接撮影（口）の写真診断（短手 2 枚以上撮影）	20	デジタルレントゲン
S	170029630	30	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（デジタル撮影）	12	デジタルレントゲン
S	170029830	30	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（デジタル撮影）	13	デジタルレントゲン
S	170030730	24	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（デジタル撮影）	8	デジタルレントゲン
S	170031650	28	単純間接撮影（撮影）（短手 2 枚以上撮影）（デジタル撮影）	14	デジタルレントゲン
S	170032450	25	単純間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	14	デジタルレントゲン
S	170032550	25	単純間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	14	デジタルレントゲン

2

S	170032650	28	造影剤使用間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	19	ゾウエイイシヨウカンセツサツエイ
S	170032750	28	造影剤使用間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	19	ゾウエイイシヨウカンセツサツエイ
S	170035230	23	特殊撮影（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	8	トクシュツエイ
S	170035430	29	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	8	トクシュツエイ
S	180010510	13	開放型病院共同指導料（１）	20	カイホウガ タビ ヨウインキョウド ウン
S	180012010	15	入院精神療法（２）（６月以内）	14	ニューインセイシヨウホク
S	180012110	14	入院精神療法（２）（６月超）	14	ニューインセイシヨウホク
S	180012210	13	通院精神療法（３０分以上）	13	ツウインセイシヨウホク
S	180012410	10	心身医学療法（入院）	13	シンシイガ クリヨウホク
S	180012610	18	持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料	20	ジゾウケイコウセイシンビ ヨウチュウ
S	180016110	10	診療情報提供料（１）	19	シンリョウジ ヨウホクテイキョウリョウ
S	180016610	13	摂食機能療法（３０分以上）	13	セツショクキノウリョウホク
S	180016710	8	入院集団精神療法	20	ニューインシュウダウ セイシヨウホク

3

S	180016810	15	入院生活技能訓練療法（６月超）	20	ニューインセイカツギ ノウケンレンリョウ
S	180017210	12	精神科デイ・ナイト・ケア	13	セイシンカテ イナイトケア
S	180017910	14	難病患者リハビリテーション料	20	ナンビ ヨウカンジ ユリハビ リテーショ
S	180018110	9	入院精神療法（１）	14	ニューインセイシヨウホク
S	180018210	16	入院生活技能訓練療法（６月以内）	20	ニューインセイカツギ ノウケンレンリョウ
S	180018310	11	精神科退院前訪問指導料	20	セイシンカタイインマエホウモンシト ウリ
S	180019910	20	精神科電気痙攣療法（閉鎖循環式全身麻酔）	18	セイシンカテ ンケイレシヨウホク
S	180020010	16	心身医学療法（入院外）（再診時）	13	シンシイガ クリヨウホク
S	180020410	17	通院精神療法（初診日に６０分以上）	13	ツウインセイシヨウホク
S	180020570	18	通院・在宅精神療法（２０歳未満）加算	20	ツウインガ イタクセイシヨウホクカガ
S	180020610	16	心身医学療法（入院外）（初診時）	13	シンシイガ クリヨウホク
S	180024710	17	リハビリテーション総合計画評価料 1	20	リハビ リテーショソウゴウ ケイカケヒ
S	180026270	30	保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士共同訪問指導加算	20	ホケンシンコウ シヤキ ヨウリョウホクソウ

4

S	180026370	31	複数名精神科訪問看護・指導加算（他保健師等と同時）（1日1回）	20	フクスメイセイシンカホウモシ
S	180026410	10	医療保護入院等診療料	20	イリヨホコ ニュウイントウシンリョウリ
S	180027410	19	心大血管疾患リハビリテーション料（1）	20	シタ イケツカンシツカンリハビ リテ
S	180027510	19	心大血管疾患リハビリテーション料（2）	20	シタ イケツカンシツカンリハビ リテ
S	180027610	19	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）	20	ノウケツカンシツカントウリハビ リテ
S	180027710	19	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）	20	ノウケツカンシツカントウリハビ リテ
S	180027810	16	運動器リハビリテーション料（2）	19	ウンド ウキリハビ リテ
S	180027910	16	運動器リハビリテーション料（3）	19	ウンド ウキリハビ リテ
S	180028010	16	呼吸器リハビリテーション料（1）	18	コキュウキリハビ リテ
S	180028110	16	呼吸器リハビリテーション料（2）	18	コキュウキリハビ リテ
S	180028210	22	障害児（者）リハビリテーション料（6歳未満）	20	ショウガ イジ リハビ リテ
S	180028310	27	障害児（者）リハビリテーション料（6歳以上18歳未満）	20	ショウガ イジ リハビ リテ
S	180028410	23	障害児（者）リハビリテーション料（18歳以上）	20	ショウガ イジ リハビ リテ

5

S	180028570	15	心身医学療法（20歳未満）加算	16	シンシンイガ クリョウホウカサン
S	180028610	15	精神科ショート・ケア（小規模）	11	セイシンカショートケア
S	180028710	15	精神科ショート・ケア（大規模）	11	セイシンカショートケア
S	180028850	11	家族入院精神療法（1）	18	カゾ クニウイセイシンリョウホウ
S	180028950	17	家族入院精神療法（2）（6月以内）	18	カゾ クニウイセイシンリョウホウ
S	180029050	16	家族入院精神療法（2）（6月超）	18	カゾ クニウイセイシンリョウホウ
S	180030770	13	早期リハビリテーション加算	16	ソウキリハビ リテ
S	180030810	19	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）	20	ノウケツカンシツカントウリハビ リテ
S	180030910	14	集団コミュニケーション療法料	20	シュウダウ コミュニケーションリョウホウ
S	180031010	13	通院精神療法（30分未満）	13	ツウインセイシンリョウホウ
S	180031210	15	家族通院精神療法（30分未満）	17	カゾ ツウインセイシンリョウホウ
S	180031410	13	精神科継続外来支援・指導料	20	セイシンカケイゾウ カガ イライエンシ
S	180031570	12	療養生活環境整備支援加算	20	リョウヨウセイカヅカンキョウセイバ シエ

6

S	180031670	11	精神科地域移行支援加算	17	セイシカチキイコウシエンカザン
S	180032710	16	運動器リハビリテーション料（１）	19	ウンドウキリハビリテシヨウリョウ
S	180032970	28	短期集中リハビリテーション実施加算（退院日から１月以内）	20	タンキシュウチュウリハビリテシヨウシヨウ
S	180033070	31	短期集中リハビリテーション実施加算（退院日から１月超３月以内）	20	タンキシュウチュウリハビリテシヨウシヨウ
S	180033110	14	がん患者リハビリテーション料	20	ガンカンジヤリハビリテシヨウリョウ
S	180033370	16	早期加算（精神科ショート・ケア）	6	ソウキカザン
S	180033470	14	早期加算（精神科デイ・ケア）	6	ソウキカザン
S	180033870	16	初期加算（リハビリテーション料）	6	ショウキカザン
S	180033910	28	脳血管疾患等リハビリテーション料（１）（要介護・入院外）	20	ノウケツカンシツカントウリハビリテシヨウ
S	180034110	28	脳血管疾患等リハビリテーション料（２）（要介護・入院外）	20	ノウケツカンシツカントウリハビリテシヨウ
S	180034310	28	脳血管疾患等リハビリテーション料（３）（要介護・入院外）	20	ノウケツカンシツカントウリハビリテシヨウ
S	180034510	25	運動器リハビリテーション料（１）（要介護・入院外）	19	ウンドウキリハビリテシヨウリョウ
S	180034610	25	運動器リハビリテーション料（２）（要介護・入院外）	19	ウンドウキリハビリテシヨウリョウ

7

S	180034710	25	運動器リハビリテーション料（３）（要介護・入院外）	19	ウンドウキリハビリテシヨウリョウ
S	180035670	22	特定薬剤副作用評価加算（通院・在宅精神療法）	20	トクテイヤクザイフクサヨウヒョウカカザ
S	180035870	26	特定薬剤副作用評価加算（精神科継続外来支援・指導料）	20	トクテイヤクザイフクサヨウヒョウカカザ
S	180036030	23	精神科ショート・ケア（小規模）（入院中の患者）	11	セイシカショウトケア
S	180036130	21	精神科デイ・ケア（小規模）（入院中の患者）	10	セイシカデイケア
S	180036270	15	早期加算（精神科ナイト・ケア）	6	ソウキカザン
S	180036370	18	早期加算（精神科デイ・ナイト・ケア）	6	ソウキカザン
S	180036470	24	疾患別等診療計画加算（精神科デイ・ナイト・ケア）	20	シツカンベツツクシヨウケイカカザ
S	180036510	32	精神科訪問看護・指導料（１）（保健師等・週３日目まで３０分未満）	20	セイシカホウモンカンゴシトウリョウ
S	180036610	32	精神科訪問看護・指導料（１）（保健師等・週４日目以降３０分以上）	20	セイシカホウモンカンゴシトウリョウ
S	180036710	32	精神科訪問看護・指導料（１）（保健師等・週４日目以降３０分未満）	20	セイシカホウモンカンゴシトウリョウ
S	180036810	32	精神科訪問看護・指導料（１）（准看護師・週３日目まで３０分以上）	20	セイシカホウモンカンゴシトウリョウ
S	180036910	32	精神科訪問看護・指導料（１）（准看護師・週３日目まで３０分未満）	20	セイシカホウモンカンゴシトウリョウ

8

S	180037010	32	精神科訪問看護・指導料（１）（准看護師・週４日目で降３０分以上）	20	セイシカホリモンカンゴ`シト`ウリョウ
S	180037110	32	精神科訪問看護・指導料（１）（准看護師・週４日目で降３０分未満）	20	セイシカホリモンカンゴ`シト`ウリョウ
S	180038070	31	複数名精神科訪問看護・指導加算（准看護師と同時）（１日に１回）	20	フクスイセイシカホリモンカンゴ`シ
S	180038170	25	複数名精神科訪問看護・指導加算（看護補助者と同時）	20	フクスイセイシカホリモンカンゴ`シ
S	180038270	15	長時間精神科訪問看護・指導加算	20	チョウジ`カンセイシカホリモンカンゴ`
S	180038370	24	夜間・早朝訪問看護加算（精神科訪問看護・指導料）	19	ヤカンゾウチュウホリモンカンゴ`カザン
S	180038470	21	深夜訪問看護加算（精神科訪問看護・指導料）	14	シンヤホリモンカンゴ`カザン
S	180038570	11	精神科緊急訪問看護加算	20	セイシカキンキウホリモンカンゴ`カサ
S	180038610	10	精神科訪問看護指示料	19	セイシカホリモンカンゴ`ジシ`リョウ
S	180038770	13	精神科特別訪問看護指示加算	20	セイシカトクベ`ツホリモンカンゴ`シ
S	180038810	17	治療抵抗性統合失調症治療指導管理料	20	チリョウテイコウセイトクゴ`ウシツチョウ
S	180038970	19	重度認知症患者デイ・ケア料夜間ケア加算	20	ジ`ユウド`ニンチョウカンジ`ヤデ`イ
S	180039030	23	精神科ショート・ケア（大規模）（入院中の患者）	11	セイシカショートケア

9

S	180039130	26	精神科ショート・ケア（小規模）（早期・入院中の患者）	11	セイシカショートケア
S	180039230	26	精神科ショート・ケア（大規模）（早期・入院中の患者）	11	セイシカショートケア
S	180039330	21	精神科デイ・ケア（大規模）（入院中の患者）	10	セイシカデ`イケア
S	180039430	24	精神科デイ・ケア（小規模）（早期・入院中の患者）	10	セイシカデ`イケア
S	180039530	24	精神科デイ・ケア（大規模）（早期・入院中の患者）	10	セイシカデ`イケア
S	180039670	19	早期加算（重度認知症患者デイ・ケア料）	6	ソウキカザン
S	180039710	17	在宅精神療法（初診日に６０分以上）	14	ザ`イタクセイシリョウホク
S	180039810	18	在宅精神療法（３０分以上６０分未満）	14	ザ`イタクセイシリョウホク
S	180039910	13	在宅精神療法（３０分未満）	14	ザ`イタクセイシリョウホク
S	180040050	20	家族在宅精神療法（３０分以上６０分未満）	18	カゾ`クザ`イタクセイシリョウホク
S	180040150	15	家族在宅精神療法（３０分未満）	18	カゾ`クザ`イタクセイシリョウホク
S	180040310	30	精訪看（３）（保健師等・週３日目まで３０分以上）（同日２人）	6	セイホクカン
S	180040410	30	精訪看（３）（保健師等・週３日目まで３０分未満）（同日２人）	6	セイホクカン

10

S	180040510	30	精訪看（3）（保健師等・週4日目を降30分以上）（同日2人）	6	セイホカ
S	180040610	30	精訪看（3）（保健師等・週4日目を降30分未満）（同日2人）	6	セイホカ
S	180040710	32	精訪看（3）（保健師等・週3日目まで30分以上）（同日3人以上）	6	セイホカ
S	180040810	32	精訪看（3）（保健師等・週3日目まで30分未満）（同日3人以上）	6	セイホカ
S	180040910	32	精訪看（3）（保健師等・週4日目を降30分以上）（同日3人以上）	6	セイホカ
S	180041010	32	精訪看（3）（保健師等・週4日目を降30分未満）（同日3人以上）	6	セイホカ
S	180041110	30	精訪看（3）（准看護師・週3日目まで30分以上）（同日2人）	6	セイホカ
S	180041210	30	精訪看（3）（准看護師・週3日目まで30分未満）（同日2人）	6	セイホカ
S	180041310	30	精訪看（3）（准看護師・週4日目を降30分以上）（同日2人）	6	セイホカ
S	180041410	30	精訪看（3）（准看護師・週4日目を降30分未満）（同日2人）	6	セイホカ
S	180041510	32	精訪看（3）（准看護師・週3日目まで30分以上）（同日3人以上）	6	セイホカ
S	180041610	32	精訪看（3）（准看護師・週3日目まで30分未満）（同日3人以上）	6	セイホカ
S	180041710	32	精訪看（3）（准看護師・週4日目を降30分以上）（同日3人以上）	6	セイホカ

11

S	180041810	32	精訪看（3）（准看護師・週4日目を降30分未満）（同日3人以上）	6	セイホカ
S	180041970	17	精神科複数回訪問加算（1日に2回）	18	セイシンカフスクカイホクモカザン
S	180042070	19	精神科複数回訪問加算（1日に3回以上）	18	セイシンカフスクカイホクモカザン
S	180042870	9	入院時訪問指導加算	18	ニューインジ ホクモントウ カザン
S	180042910	15	リハビリテーション計画提供料2	20	リハビ レーションケイカクテイキョウリ
S	180043070	11	経口摂取回復促進加算1	20	ケイコウセツシュカイフクソクシンカザン 1
S	180043110	15	認知症患者リハビリテーション料	20	ニンチョウカシヤン ヲリハビ レーション
S	180047270	21	児童思春期精神科専門管理加算（16歳未満）	20	ジドウ シュンキセイシンカセンモカ
S	180047370	21	児童思春期精神科専門管理加算（20歳未満）	20	ジドウ シュンキセイシンカセンモカ
S	180047610	16	救急患者精神科継続支援料（入院）	20	キュウキュウカンジ ヲセイシンカケイジ
S	180047710	17	救急患者精神科継続支援料（入院外）	20	キュウキュウカンジ ヲセイシンカケイジ
S	180047810	23	認知療法・認知行動療法（医師及び看護師が共同）	20	ニンチョウホク ニンチョウトウ ヲリョウホ
S	180047910	7	依存症集団療法	18	イゾ ショウシユウダ ンリョウホ

12

S	180048030	23	精神科デイ・ケア（小規模）（3年超・週3日超）	10	セイシカテ イケ7
S	180048130	23	精神科デイ・ケア（大規模）（3年超・週3日超）	10	セイシカテ イケ7
S	180048430	19	精神科ナイト・ケア（3年超・週3日超）	10	セイシカイトケ7
S	180048530	22	精神科デイ・ナイト・ケア（3年超・週3日超）	13	セイシカテ イナイトケ7
S	180048670	21	衛生材料等提供加算（精神科訪問看護指示料）	20	エセイザ リョウトウテキョウカサン
S	180048930	31	精神科デイ・ケア（小規模）（3年超・週3日超）（入院中の患者）	10	セイシカテ イケ7
S	180049030	31	精神科デイ・ケア（大規模）（3年超・週3日超）（入院中の患者）	10	セイシカテ イケ7
S	180049130	30	通院精神療法（初診日に60分以上・3種類以上抗うつ薬等減算）	13	ツウインセイシヨウホク
S	180049230	27	通院精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分以上）	13	ツウインセイシヨウホク
S	180049330	27	通院精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分未満）	13	ツウインセイシヨウホク
S	180049430	30	在宅精神療法（初診日に60分以上・3種類以上抗うつ薬等減算）	14	ザ イタクセイシヨウホク
S	180049630	32	在宅精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分以上60分未満）	14	ザ イタクセイシヨウホク
S	180049730	27	在宅精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分未満）	14	ザ イタクセイシヨウホク

S	180049830	29	家族通院精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分以上）	17	カザ ツウインセイシヨウホク
S	180049930	29	家族通院精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分未満）	17	カザ ツウインセイシヨウホク
S	180050030	32	家族在宅精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算30分以上60分未満）	18	カザ カザ イタクセイシヨウホク
S	180050130	29	家族在宅精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分未満）	18	カザ カザ イタクセイシヨウホク
S	180050230	32	精神科継続外来支援・指導料（3種類以上抗うつ薬等減算・注2除く）	20	セイシカケイゾウ クガ イライエンツト
S	180050330	23	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（リ減）	20	ノウケツカンシツカントウリハビ リテーシ
S	180050430	23	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（リ減）	20	ノウケツカンシツカントウリハビ リテーシ
S	180050530	23	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（リ減）	20	ノウケツカンシツカントウリハビ リテーシ
S	180050630	31	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（要介護・入院）（リ減）	20	ノウケツカンシツカントウリハビ リテーシ
S	180050730	32	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（要介護・入院外）（リ減）	20	ノウケツカンシツカントウリハビ リテーシ
S	180050830	31	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（要介護・入院）（リ減）	20	ノウケツカンシツカントウリハビ リテーシ
S	180050930	32	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（要介護・入院外）（リ減）	20	ノウケツカンシツカントウリハビ リテーシ
S	180051030	31	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（要介護・入院）（リ減）	20	ノウケツカンシツカントウリハビ リテーシ

S	180051130	32	脳血管疾患等リハビリテーション料（３）（要介護・入院外）（リ減）	20	ノウケツカンシツカントウリハビ'リテーシ
S	180051230	32	脳血管疾患等リハビリテーション料（１）（要介護）基準不適合・リ減	20	ノウケツカンシツカントウリハビ'リテーシ
S	180051330	32	脳血管疾患等リハビリテーション料（２）（要介護）基準不適合・リ減	20	ノウケツカンシツカントウリハビ'リテーシ
S	180051430	32	脳血管疾患等リハビリテーション料（３）（要介護）基準不適合・リ減	20	ノウケツカンシツカントウリハビ'リテーシ
S	180051530	22	廃用症候群リハビリテーション料（１）（リ減）	20	ハイヨウショウコウケ'ンリハビ'リテーシ
S	180051630	22	廃用症候群リハビリテーション料（２）（リ減）	20	ハイヨウショウコウケ'ンリハビ'リテーシ
S	180051730	22	廃用症候群リハビリテーション料（３）（リ減）	20	ハイヨウショウコウケ'ンリハビ'リテーシ
S	180051830	30	廃用症候群リハビリテーション料（１）（要介護・入院）（リ減）	20	ハイヨウショウコウケ'ンリハビ'リテーシ
S	180051930	31	廃用症候群リハビリテーション料（１）（要介護・入院外）（リ減）	20	ハイヨウショウコウケ'ンリハビ'リテーシ
S	180052030	30	廃用症候群リハビリテーション料（２）（要介護・入院）（リ減）	20	ハイヨウショウコウケ'ンリハビ'リテーシ
S	180052130	31	廃用症候群リハビリテーション料（２）（要介護・入院外）（リ減）	20	ハイヨウショウコウケ'ンリハビ'リテーシ
S	180052230	30	廃用症候群リハビリテーション料（３）（要介護・入院）（リ減）	20	ハイヨウショウコウケ'ンリハビ'リテーシ
S	180052330	31	廃用症候群リハビリテーション料（３）（要介護・入院外）（リ減）	20	ハイヨウショウコウケ'ンリハビ'リテーシ

15

S	180052430	31	廃用症候群リハビリテーション料（１）（要介護）基準不適合・リ減	20	ハイヨウショウコウケ'ンリハビ'リテーシ
S	180052530	31	廃用症候群リハビリテーション料（２）（要介護）基準不適合・リ減	20	ハイヨウショウコウケ'ンリハビ'リテーシ
S	180052630	31	廃用症候群リハビリテーション料（３）（要介護）基準不適合・リ減	20	ハイヨウショウコウケ'ンリハビ'リテーシ
S	180052730	20	運動器リハビリテーション料（１）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180052830	20	運動器リハビリテーション料（２）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180052930	20	運動器リハビリテーション料（３）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180053030	28	運動器リハビリテーション料（１）（要介護・入院）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180053130	29	運動器リハビリテーション料（１）（要介護・入院外）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180053230	28	運動器リハビリテーション料（２）（要介護・入院）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180053330	29	運動器リハビリテーション料（２）（要介護・入院外）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180053430	28	運動器リハビリテーション料（３）（要介護・入院）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180053530	29	運動器リハビリテーション料（３）（要介護・入院外）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180053630	29	運動器リハビリテーション料（１）（要介護）基準不適合・リ減	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ

16

S	180053730	29	運動器リハビリテーション料（２）（要介護）基準不適合・リ減	19	ウルト`ウキリハビ`リテ`ションリョウ
S	180053830	29	運動器リハビリテーション料（３）（要介護）基準不適合・リ減	19	ウルト`ウキリハビ`リテ`ションリョウ
S	180053910	17	リハビリテーション総合計画評価料 2	20	リハビ`リテ`ションソウゴ`ウケイカク
S	180054010	15	リハビリテーション計画提供料 1	20	リハビ`リテ`ションケイカクテイキョウリ
S	180054270	7	電子化連携加算	12	デン`シカレンケイカサン
S	180054310	13	摂食機能療法（３０分未満）	13	セツショクキノウリョウホク
S	180055470	25	麻酔医師加算（許可を受けた医師が麻酔を行った場合）	8	マスイシカサン
S	180055510	32	通院精神療法（入院措置後退院患者・支援計画の療養担当精神科医師）	13	ツウインセイシンリョウホク
S	180055610	32	在宅精神療法（入院措置後退院患者・支援計画の療養担当精神科医師）	14	ザ`イタクセイシンリョウホク
S	180055710	13	在宅精神療法（６０分以上）	14	ザ`イタクセイシンリョウホク
S	180055850	15	家族在宅精神療法（６０分以上）	18	カゾ`クザ`イタクセイシンリョウホク
S	180055970	30	措置入院後継続支援加算（通院精神療法（入院措置後退院患者））	20	ゾチニユウインゴ`ケイゾ`クシエンカサン
S	180056030	30	通院精神療法（入院措置後退院患者・３種類以上抗うつ薬等減算）	13	ツウインセイシンリョウホク

17

S	180056130	30	在宅精神療法（入院措置後退院患者・３種類以上抗うつ薬等減算）	14	ザ`イタクセイシンリョウホク
S	180056230	27	在宅精神療法（３種類以上抗うつ薬等減算）（６０分以上）	14	ザ`イタクセイシンリョウホク
S	180056330	29	家族在宅精神療法（３種類以上抗うつ薬等減算）（６０分以上）	18	カゾ`クザ`イタクセイシンリョウホク
S	180056410	15	認知療法・認知行動療法（医師）	20	ニチリョウホクニチコウト`ウリョウホク
S	180056570	32	疾患別等専門プログラム加算（精神科ショート・ケア、小規模なもの）	20	シツカンヘ`ツトウケンモンブ`ロガ`ラム
S	180056670	31	複数名精神科訪問看護・指導加算（他保健師等と同時）（１日２回）	20	フクサウメイセイシンカホクモンカンゴ`シ
S	180056770	32	複数名精神科訪問看護・指導加算（他保健師等と同時・１日３回以上）	20	フクサウメイセイシンカホクモンカンゴ`シ
S	180056870	31	複数名精神科訪問看護・指導加算（准看護師と同時）（１日に２回）	20	フクサウメイセイシンカホクモンカンゴ`シ
S	180056970	32	複数名精神科訪問看護・指導加算（准看護師と同時・１日に３回以上）	20	フクサウメイセイシンカホクモンカンゴ`シ
S	180057070	26	看護・介護職員連携強化加算（精神科訪問看護・指導料）	20	カンゴ`カイゴ`ショウクインレンケイキョウ
S	180057170	23	特別地域訪問看護加算（精神科訪問看護・指導料）	19	トクベ`チイキホクモンカンゴ`カサン
S	180057210	30	精神科在宅患者支援管理料 1（集中的支援必要）（単一建物 1 人）	20	セイシンカザ`イタクカンジ`ヤシエンカン
S	180057310	32	精神科在宅患者支援管理料 1（集中的支援必要）（単一建物 2 人以上）	20	セイシンカザ`イタクカンジ`ヤシエンカン

18

S	180057410	30	精神科在宅患者支援管理料1（重度精神障害者）（単一建物1人）	20	セイシカザ イタクカンジ ヲシエンカン
S	180057510	32	精神科在宅患者支援管理料1（重度精神障害者）（単一建物2人以上）	20	セイシカザ イタクカンジ ヲシエンカン
S	180057610	29	精神科在宅患者支援管理料1（イ及びロ以外）（単一建物1人）	20	セイシカザ イタクカンジ ヲシエンカン
S	180057710	31	精神科在宅患者支援管理料1（イ及びロ以外）（単一建物2人以上）	20	セイシカザ イタクカンジ ヲシエンカン
S	180057810	30	精神科在宅患者支援管理料2（集中的支援必要）（単一建物1人）	20	セイシカザ イタクカンジ ヲシエンカン
S	180057910	32	精神科在宅患者支援管理料2（集中的支援必要）（単一建物2人以上）	20	セイシカザ イタクカンジ ヲシエンカン
S	180058010	30	精神科在宅患者支援管理料2（重度精神障害者）（単一建物1人）	20	セイシカザ イタクカンジ ヲシエンカン
S	180058110	32	精神科在宅患者支援管理料2（重度精神障害者）（単一建物2人以上）	20	セイシカザ イタクカンジ ヲシエンカン
S	180058270	13	精神科オンライン在宅管理料	20	セイシカオンラインザ イタクカンリヨ
S	180058530	32	通院精神療法（入院措置後退院患者・3種類以上減算・継続支援加算）	13	ツウインセイシシリョウホク
S	180058650	17	経頭蓋治療用磁気刺激装置による治療	20	ケイトウカ イチリョウヨウジ キンゲキ

以上

【E 画像診断抽出データ】

1. 10件未満

診療年月：H31年04月～R02年03月 E 画像診断 ※集計結果が10未満の場合は「-」で表示（10未満の箇所が1箇所の場合は10以上の最小値を全て「-」で表示）※集計対象期間内に名称や点数・金額等に変更がある場合、集計対象期間当初の情報で表示

外来

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
E001	写真診断	170021650	単純間接撮影（頭部、胸部、腹部又は脊椎）の写真診断（手前2枚以上撮影）	0	-
E001	写真診断	170023850	単純間接撮影（頭部、胸部、腹部又は脊椎）の写真診断（短手2枚以上撮影）	0	-
E002	撮影	170002310	心臓及び冠動脈造影（右心カテーテル）（一連につき）	3,600	-
E002	撮影	170006530	パントモグラフィー（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	356	-
E002	撮影	170007030	断層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	308	-
E002	撮影	170008530	児頭骨盤不均衡特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	308	-
E002	撮影	170011650	エックス線フィルムサブトラクション（一連につき）（アナログ撮影）	60	-
E002	撮影	170019430	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（3歳未満の乳幼児）（アナログ撮影）	438	-
E002	撮影	170020710	心臓及び冠動脈造影（左心カテーテル）（一連につき）	4,000	-
E002	撮影	170021750	単純撮影（撮影）（手前2枚以上撮影）（アナログ撮影）	0	-
E002	撮影	170023950	単純撮影（撮影）（短手2枚以上撮影）（アナログ撮影）	0	-

1

E002	撮影	170030230	上顎骨曲面断層撮影（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	366	-
E002	撮影	170030930	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（新生児）（デジタル撮影）	534	-
E002	撮影	170031450	単純間接撮影（撮影）（手前2枚以上撮影）（デジタル撮影）	0	-
E002	撮影	170031950	高速心大血管連続撮影装置による撮影（撮影）（デジタル撮影）	154	-
E002	撮影	170032250	造影剤使用撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	72	-
E002	撮影	170032350	造影剤使用撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	77	-
E002	撮影	170035330	特殊撮影（診断・撮影）（一連につき）（3歳以上6歳未満の幼児）（デジタル撮影）	447	-
E003	造影剤注入手技	170012610	造影剤注入手技（気管支ファイバースコープ挿入）	2,500	-
E003	造影剤注入手技	170027550	リンパ管造影を行うときの観血手術及び造影剤注入手技	1,200	-
E003	造影剤注入手技	170034610	造影剤注入手技（動脈注射）（内臓の場合）（1日につき）	155	-

外来(加算)

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	170020370	胆管・膵管鏡加算（画像診断）	2,800	-
通則加算・注加算	170026010	遠隔画像診断による画像診断管理加算1（核医学診断）	70	-

入院

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
E001	写真診断	170021650	単純間接撮影（頭部、胸部、腹部又は脊椎）の写真診断（手前2枚以上撮影）	0	-

2

E002	撮影	170002410	単純間接撮影（アナログ撮影）	30	-
E002	撮影	170005530	特殊撮影（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	356	-
E002	撮影	170006530	パントモグラフィ（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	356	-
E002	撮影	170008530	児頭骨盤不均衡特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	308	-
E002	撮影	170011650	エックス線フィルムサブトラクション（一連につき）（アナログ撮影）	60	-
E002	撮影	170019430	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（3歳未満の乳幼児）（アナログ撮影）	438	-
E002	撮影	170021150	椎間板造影（撮影）（アナログ撮影）	144	-
E002	撮影	170021750	単純撮影（撮影）（手前2枚以上撮影）（アナログ撮影）	0	-
E002	撮影	170023950	単純撮影（撮影）（短手2枚以上撮影）（アナログ撮影）	0	-
E002	撮影	170024170	短期滞在手術等基本料による2枚以上撮影	0	-
E002	撮影	170029530	同時多層撮影（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	366	-
E002	撮影	170030130	側頭骨曲面断層撮影（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	366	-
E002	撮影	170030230	上顎骨曲面断層撮影（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	366	-
E002	撮影	170030830	特殊撮影（診断・撮影）（一連につき）（3歳未満の乳幼児）（デジタル撮影）	501	-
E002	撮影	170030930	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（新生児）（デジタル撮影）	534	-
E002	撮影	170031450	単純間接撮影（撮影）（手前2枚以上撮影）（デジタル撮影）	0	-
E002	撮影	170031950	高速心大血管連続撮影装置による撮影（撮影）（デジタル撮影）	154	-
E002	撮影	170032050	単純撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	30	-
E002	撮影	170032150	単純撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	34	-
E002	撮影	170032250	造影剤使用撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	72	-
E002	撮影	170032350	造影剤使用撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	77	-

3

E002	撮影	170035530	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（3歳以上6歳未満の幼児）（デジタル撮影）	399	-
E003	造影剤注入手技	170013350	造影剤注入手技（上顎洞穿刺注入）	120	-
E003	造影剤注入手技	170017750	造影剤注入手技（唾液腺注入）	120	-
E203	コンピュータ一断層診断	170036950	コンピュータ一断層診断（FFRCT解析結果による診断）	9,850	-

入院（加算）

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	170026010	遠隔画像診断による画像診断管理加算1（核医学診断）	70	-
通則加算・注加算	170026470	心臓及び冠動脈造影（右心）（新生児）加算	10,800	-
通則加算・注加算	170033070	心臓及び冠動脈造影（左心）（新生児）加算	12,000	-

4

2. E 画像診断 10件以上100件未満

診療年月：H31年04月～R02年03月

外来

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
E001	写真診断	170024250	単純撮影（その他の部位）の写真診断（短手2枚以上撮影）	0	30
E002	撮影	170002410	単純間接撮影（アナログ撮影）	30	55
E002	撮影	170005530	特殊撮影（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	356	38
E002	撮影	170007530	スポット撮影（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	356	46
E002	撮影	170029230	バントモグラフィー（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	318	69
E002	撮影	170030130	側頭骨曲面断層撮影（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	366	12
E002	撮影	170031030	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（3歳未満の乳幼児）（デジタル撮影）	453	41
E002	撮影	170032050	単純撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	30	43
E002	撮影	170035530	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（3歳以上6歳未満の幼児）（デジタル撮影）	399	13
E003	造影剤注入手技	170013450	造影剤注入手技（気管内注入）	120	25
E003	造影剤注入手技	170013850	経皮経肝胆管造影における造影剤注入手技	2,160	47
E003	造影剤注入手技	170016350	造影剤注入手技（胸椎穿刺注入）	120	21
E003	造影剤注入手技	170016450	造影剤注入手技（頸椎穿刺注入）	120	76
E003	造影剤注入手技	170017750	造影剤注入手技（唾液腺注入）	120	49

5

E003	造影剤注入手技	170034310	造影剤注入手技（点滴注射）（乳幼児）（1日分の注射量が100mL以上の場合）（1日につき）	98	67
E200	コンピューター断層撮影（CT撮影）	170012110	脳槽CT撮影（造影を含む。）（一連につき）	2,300	78

外来(加算)

加算	診療コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	170015670	胆管・膵管造影法加算（画像診断）	600	24
通則加算・注加算	170016170	粘膜点墨法加算（画像診断）	60	72
通則加算・注加算	170034270	狭帯域光強調加算（画像診断）	200	14

入院

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
E001	写真診断	170001850	他医療機関間接撮影の写真診断（造影剤使用撮影）	36	53
E001	写真診断	170024250	単純撮影（その他の部位）の写真診断（短手2枚以上撮影）	0	10
E001	写真診断	170027530	乳房撮影の写真診断（他方と同時併施）	153	11
E002	撮影	170002510	造影剤使用間接撮影（アナログ撮影）	72	75
E002	撮影	170005630	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	308	38
E002	撮影	170007530	スポット撮影（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	356	24
E002	撮影	170008430	児頭骨盤不均衡特殊撮影（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	356	53

6

E002	撮影	170027010	乳房撮影（一連につき）（アナログ撮影）	192	38
E002	撮影	170030530	児頭骨盤不均衡特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	318	13
E002	撮影	170031030	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（3歳未満の乳幼児）（デジタル撮影）	453	18
E003	造影剤注入手技	170012610	造影剤注入手技（気管支ファイバースコープ挿入）	2,500	69
E003	造影剤注入手技	170013450	造影剤注入手技（気管内注入）	120	17
E003	造影剤注入手技	170013550	造影剤注入手技（子宮卵管内注入）	120	43
E003	造影剤注入手技	170014050	精嚢撮影を行うための精管切開	2,550	38
E003	造影剤注入手技	170027550	リンパ管造影を行うときの観血手術及び造影剤注入手技	1,200	89
E003	造影剤注入手技	170034310	造影剤注入手技（点滴注射）（乳幼児）（1日分の注射量が100mL以上の場合）（1日につき）	98	28
E003	造影剤注入手技	170034510	造影剤注入手技（点滴注射）（その他の場合）（入院中の患者以外の患者に限る）（1日につき）	49	98
E003	造影剤注入手技	170034610	造影剤注入手技（動脈注射）（内臓の場合）（1日につき）	155	94
E101-2	ポジトロン断層撮影	170033210	ポジトロン断層撮影（13N標識アンモニア剤を用いた場合）（一連の検査につき）	9,000	97
E101-3	ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影	170027210	ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（15O標識ガス剤を用いた場合）（一連の検査につき）	7,625	63

7

入院(加算)

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	170020370	胆管・膵管鏡加算（画像診断）	2,800	23
通則加算・注加算	170032970	血流予備能測定検査加算（選択的血管造影）	400	41
通則加算・注加算	170033670	血流予備能測定検査加算（イ以外の場合）	400	41
通則加算・注加算	170034270	狭帯域光強調加算（画像診断）	200	28
通則加算・注加算	170035910	遠隔画像診断による画像診断管理加算3（核医学診断）	300	43

3. 100件以上200件未満

診療年月：H31年04月～R02年03月

外来

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
E002	撮影	170012710	胆管・膵管造影（胃・十二指腸ファイバースコープ）（一連につき）（画像診断）	1,140	196
E101-2	ポジトロン断層撮影	170020610	ポジトロン断層撮影（15O標識ガス剤を用いた場合）（一連の検査につき）	7,000	160
E101-3	ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影	170027210	ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（15O標識ガス剤を用いた場合）（一連の検査につき）	7,625	112

8

外来（加算）

加算	診療行為 コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	170035910	遠隔画像診断による画像診断管理加算3（核医学診断）	300	116

入院

分類 コード	区分名称	診療行為 コード	診療行為	点数	総計
E001	写真診断	170001750	他医療機関間接撮影の写真診断（単純撮影・その他）	22	117
E002	撮影	170029430	断層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	318	100
E002	撮影	170029730	回転横断撮影（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	366	178
E002	撮影	170031750	エックス線フィルムサブトラクション（一連につき）（デジタル撮影）	68	134
E101-4	ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影	170033750	ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（18FDGを用いた場合）（一連の検査につき）	9,160	100

入院（加算）

加算	診療行為 コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	170016170	粘膜点墨法加算（画像診断）	60	108
通則加算・注加算	170025910	遠隔画像診断による画像診断管理加算1（基本的エックス線診断）	70	151
通則加算・注加算	170026670	心臓及び冠動脈造影（右心）（3歳未満の乳幼児）加算	3,600	164
通則加算・注加算	170033170	心臓及び冠動脈造影（左心）（3歳未満の乳幼児）加算	4,000	172

9

4. 200件以上500件未満

診療年月：H31年04月～R02年03月

外来

分類 コード	区分名称	診療行為 コード	診療行為	点数	総計
E001	写真診断	170027530	乳房撮影の写真診断（他方と同時併施）	153	384
E002	撮影	170008430	児頭骨盤不均衡特殊撮影（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	356	215
E003	造影剤注入手技	170012410	造影剤注入手技（静脈造影カテーテル法）	3,600	206
E203	コンピューター断層診断	170036950	コンピューター断層診断（F R C T解析結果による診断）	9,850	216

外来（加算）

加算	診療行為 コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	170036170	小児鎮静下MRI撮影加算		327

10

入院

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
E001	写真診断	170023750	単純撮影（頭部、胸部、腹部又は脊椎）の写真診断（短手2枚以上撮影）	0	427
E001	写真診断	170027450	他医療機関撮影の写真診断（乳房撮影）	306	213
E002	撮影	170002310	心臓及び冠動脈造影（右心カテーテル）（一連につき）	3,600	333
E002	撮影	170007630	スポット撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	308	430
E002	撮影	170031550	単純撮影（撮影）（短手2枚以上撮影）（デジタル撮影）	0	436
E002	撮影	170031850	椎間板造影（撮影）（デジタル撮影）	154	262
E003	造影剤注入手技	170016350	造影剤注入手技（胸椎穿刺注入）	120	234
E003	造影剤注入手技	170034710	造影剤注入手技（動脈注射）（その他の場合）（1日につき）	45	485
E101-2	ポジトロン断層撮影	170020610	ポジトロン断層撮影（150標識ガス剤を用いた場合）（一連の検査につき）	7,000	205

入院(加算)

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	170026210	遠隔画像診断による画像診断管理加算2（核医学診断）	180	478
通則加算・注加算	170034870	頸動脈閉塞試験加算（選択的血管造影）	1,000	495
通則加算・注加算	170035170	乳房MRI撮影加算	100	390

以上

【M放射線治療抽出データ】

1. 10件未満

診療年月：H31年04月～R02年03月 M放射線治療 ※集計結果が10未満の場合は「-」で表示（10未満の箇所が1箇所の場合は10以上の最小値を全て「-」で表示）※集計対象期間内に名称や点数・金額等に変更がある場合、集計対象期間当初の情報で表示

外来

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
M001-1	体外照射	180008810	体外照射（エックス線表在治療）（1回目）	110	-
M004	密封小線源治療	180009510	密封小線源治療（一連につき）（腔内照射）（その他の場合）	5,000	-
M004	密封小線源治療	180009610	密封小線源治療（一連につき）（組織内照射）（その他の場合）	19,000	-

外来（加算）

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	180009270	術中照射療法加算（体外照射）	5,000	-
通則加算・注加算	180018770	食道用アプリケーター加算（密封小線源治療）（一連につき）	6,700	-
通則加算・注加算	180018870	気管、気管支用アプリケーター加算（密封小線源治療）（一連につき）	4,500	-
通則加算・注加算	180034990	乳幼児加算（放射線治療）		-

1

入院

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
M000-2	放射性同位元素内用療法管理料	180033510	放射性同位元素内用療法管理料（固形癌骨転移による疼痛に対するもの）	1,700	-
M001	体外照射	180019410	体外照射（エックス線表在治療）（2回目）	33	-
M003	密封小線源治療	180009410	密封小線源治療（一連につき）（外部照射）	80	-
M003	密封小線源治療	180009510	密封小線源治療（一連につき）（腔内照射）（その他の場合）	5,000	-

入院（加算）

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	180018770	食道用アプリケーター加算（密封小線源治療）（一連につき）	6,700	-
通則加算・注加算	180034890	新生児加算（放射線治療）		-

2

2. 10件以上100件未満

診療年月：H31年04月～R02年03月

外来

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
M000	放射線治療管理料	180026810	放射線治療管理料（分布図の作成1回につき）（外部照射を行った場合）	2,700	95
M004	密封小線源治療	180009410	密封小線源治療（一連につき）（外部照射）	80	17
M004	密封小線源治療	180032310	密封小線源治療（一連につき）（組織内照射）（新型コバルト小線源治療装置を用いた場合）	23,000	11

外来（加算）該当なし

入院

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
M000-2	放射性同位元素内用療法管理料	180054510	放射性同位元素内用療法管理料（骨転移のある去勢抵抗性前立腺癌に対するもの）	2,630	48
M001-2	ガンマナイフによる定位放射線治療	180058750	MRガイド下集束超音波治療器による集束超音波治療	105,000	55
M003	密封小線源治療	180009610	密封小線源治療（一連につき）（組織内照射）（その他の場合）	19,000	32
M003	密封小線源治療	180009710	密封小線源治療（一連につき）（放射性粒子照射）（本数に関係なく）	8,000	64
M003	密封小線源治療	180032310	密封小線源治療（一連につき）（組織内照射）（新型コバルト小線源治療装置を用いた場合）	23,000	47

3

入院（加算）

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	180009270	術中照射療法加算（体外照射）	5,000	21
通則加算・注加算	180018870	気管、気管支用アプリケータ加算（密封小線源治療）（一連につき）	4,500	18
通則加算・注加算	180031870	外来放射線治療加算（放射線治療管理料）（分布図の作成1回につき）	100	80
通則加算・注加算	180054470	遠隔放射線治療計画加算（放射線治療管理料）（分布図の作成1回につき）	2,000	52

3. 100件以上200件未満

診療年月：H31年04月～R02年03月

外来

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
M001-4	粒子線治療	180055010	粒子線治療（一連につき）（希少な疾病に対して実施した場合）（重粒子線治療の場合）	187,500	170

外来（加算）

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	180035090	幼児加算（放射線治療）		115
通則加算・注加算	180054470	遠隔放射線治療計画加算（放射線治療管理料）（分布図の作成1回につき）	2,000	103

4

入院

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
M000	放射線治療管理料	180026810	放射線治療管理料（分布図の作成1回につき）（外部照射を行った場合）	2,700	157
M000-2	放射性同位元素内用療法管理料	180033610	放射性同位元素内用療法管理料（B細胞性非ホジキンリンパ腫に対するもの）	3,000	125
M001-4	粒子線治療	180055210	粒子線治療（一連につき）（1以外の特定の疾病に対して実施した場合）（重粒子線治療の場合）	110,000	106
M001-4	粒子線治療	180055310	粒子線治療（一連につき）（1以外の特定の疾病に対して実施した場合）（陽子線治療の場合）	110,000	119
M003	電磁波温熱療法	180012910	電磁波温熱療法（一連につき）（浅在性悪性腫瘍）	6,000	103

入院（加算）

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	180035470	定位放射線治療呼吸性移動対策加算（動体追尾法）	10,000	166

5

4. 200件以上500件未満

診療年月：H31年04月～R02年03月

外来

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
M000-2	放射性同位元素内用療法管理料	180033510	放射性同位元素内用療法管理料（固形癌骨転移による疼痛に対するもの）	1,700	292
M000-2	放射性同位元素内用療法管理料	180033610	放射性同位元素内用療法管理料（B細胞性非ホジキンリンパ腫に対するもの）	3,000	215
M001-4	粒子線治療	180055110	粒子線治療（一連につき）（希少な疾病に対して実施した場合）（陽子線治療の場合）	187,500	267
M004	密封小線源治療	180018610	密封小線源治療（一連につき）（組織内照射）（高線量率イリジウム照射を行った場合）	23,000	412
M004	密封小線源治療	180032110	密封小線源治療（一連につき）（腔内照射）（新型コバルト小線源治療装置を用いた場合）	10,000	381

外来（加算）

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	180035470	定位放射線治療呼吸性移動対策加算（動体追尾法）	10,000	433

6

入院

分類 コード	区分名称	診療行為 コード	診療行為	点数	総計
M001-4	粒子線治療	180055010	粒子線治療（一連につき）（希少な疾病に対して実施した場合）（重粒子線治療の場合）	187,500	277
M001-4	粒子線治療	180055110	粒子線治療（一連につき）（希少な疾病に対して実施した場合）（陽子線治療の場合）	187,500	298

入院（加算）該当なし

以上